

液、地を汚す。希烈、之を罵りて曰はく、「盲宰相、汝を以て我に當らしむ。何ぞ相輕んずるや」と。判官周晃を以て汝州の刺史と爲す。又、別將董待名等を遣はし、四出して抄掠せしめ、尉氏を取ら、鄭州を圍む。官軍數敗る所と爲る。(七) 遷騎西して(八) 彭婆に至る。東都の士民震駭し、山谷に竄匿す。留守鄭叔則、入りて(九) 西苑を保つ。上、計を盧杞に問ふ。對へて曰はく、「希烈は年少の驍將にして、功を恃みて驕慢なり。將佐、敢て諫止するもの莫し。誠に儒雅の重臣を得、聖澤を奉宣し、爲めに逆順禍福を陳べば、希烈必ず心を革め、過を悔いん。軍旅を勞せずして服す可からん。顏真卿は(一〇) 三朝の舊臣にして、忠直剛決、名、海内に重く、人の信服する所なり。眞に其人なり」と。上、以て然りと爲す。甲午、眞卿に命じ、許州に詣りて希烈を宣慰せしむ。詔下り、舉朝、色を失ふ。眞卿、驛に乗じて東都に至る。鄭叔則曰はく、「往かば、必ず免れざらん。宜しく少く留まりて後命を須つべし」と。眞卿曰はく、「君命なり。將た焉んぞ之を避けん」と。遂に行く。李勉、表して言ふ、「一元老を失ふは、國家の羞と爲す。請ふ之を留めん」と。又、人をして眞卿を邀へしむ。及ばず。眞卿、其子に書を與へ、但だ救するに家廟を奉じ諸孤を撫するを以てするのみ。許州に至り、詔旨を宣べんと欲す。希烈、其(二) 養子千餘人をして環繞して慢罵

- 【六】 尉氏縣は汴州に屬す、州の南九十里に在り。
- 【七】 遷騎。巡邏遊奔の騎。
- 【八】 彭婆。河南府河南縣(今の河南省河洛道洛陽縣)に彭婆鎮有り。
- 【九】 東都の西苑は東都城の西に在り。
- 【一〇】 三朝。玄宗・肅宗・代宗の三朝。
- 【一一】 李希烈、壯士を養うて子と爲す、之を養子と謂ふ。

し、刃を抜きて之に擬し、將に(三) 刺啗せんとするの勢を爲さしむ。眞卿、足、移らず、色、變せず。希烈遽に身を以て之を蔽ひ、衆を麾きて退かしめ、眞卿を館して之を禮す。希烈、眞卿を遣りて還らしめんと欲す。會、李元平、座に在り、眞卿、之を責む。元平慙ぢて起ち、密啓を以て希烈に白す。希烈、意遂に變じ、眞卿を留めて遣らず。朱滔・王武俊・田悅・李納、各使を遣はして希烈に詣らしめ、上表して臣と稱し勸進す。使者、希烈の前に拜舞し、希烈に説きて曰はく、「朝廷、功臣を誅滅し、信を天下に失ふ。都統、英武、天よりし、功烈、世を蓋ふ。已に朝廷の猜忌する所と爲り、將に(四) 韓白の禍有らんとす。願はくは亟かに尊號を稱し、四海の臣民をして歸する所有るを知らしめよ」と。希烈、顏眞卿を召し、之を示して曰はく、「今、(五) 四王、使を遣はして推さるること、謀らずして同じ。太師、此事勢を觀よ。豈に吾獨り朝廷の忌む所と爲り、自ら容るる所無からんや」と。眞卿曰はく、「此れ乃ち四凶なり。何ぞ四王と謂ふ。相公、自ら功業を保ち、唐の忠臣と爲らず、乃ち亂臣賊子と相從ふ。之と同じく覆滅せんことを求むるか」と。希烈、悦ばず、眞卿を扶けて出でしむ。它日、又、四使と同じく宴す。四使曰はく、「久しく(六) 太師の重望を聞く。今、都統將に大號を稱せんとす。而して太師適至る。是れ天、宰相を以て都統に賜ふな

- 【一】 刺啗。きざみてくらふ。
- 【二】 韓白の禍。韓信は鍾室に斬られ、白起は杜郵に死せしをいふ。
- 【三】 朱滔は冀王と稱し、王武俊は趙王と稱し、田悅は魏王と稱し、李納は齊王と稱するを以て、故に希烈、之を四王と謂ふ。
- 【四】 顏眞卿、太子太師たり、故に皆其官を以て之を稱す。

り」と。眞卿、之を叱して曰はく、「何ぞ宰相と謂ふ。汝、安祿山を罵りて死せし者、顔杲卿有るを
 知るか。乃ち吾が兄なり。吾、年八十、節を守りて死するを知るのみ。豈に
 汝が輩の誘脅を受けんや」と。四使、敢て復た言はず。希烈、乃ち甲
 士十人をして、眞卿を館舎に守らしめ、坎を庭に掘り、「之を阬にせんと欲
 す」と云ふ。眞卿、怡然として希烈を見て曰はく、「死生已に定まる。何ぞ
 必ず多端ならん。亟かに一劒を以て相與へよ。豈に公の心事を快くせざら
 んや」と。希烈乃ち之を謝す。

戊戌、左龍武大將軍哥舒曜を以て東都汝州節度使と爲し、鳳翔・邠寧・
 涇原・奉天・好時・行營の兵萬餘人を將ゐて希烈を討たしめ、又、諸道に詔
 して、共に之を討たしむ。曜行きて、郟城に至り、希烈の前鋒將陳利貞に
 遇ひ、撃ちて之を破る、希烈の勢小しく沮む。曜は、翰の子なり。希烈、
 其將封有麟をして鄧州の南路に據らしめ、遂に貢獻を絶つ。商旅、皆、通
 せず。

壬寅、詔して、(三)上津の山路を治め、郵驛を置かしむ。

二月戊申朔、鴻臚卿崔漢衡に命じ、(三)區頰贊が吐蕃に還るを送らしむ。

丙寅、河陽の三城・懷衛州を以て河陽軍と爲す。

丁卯、哥舒曜、汝州に克ち、周晃を擒にす。

三月戊寅、河西節度使曹王阜、李希烈の將韓霜露を(三)黄梅に敗り、之
 を斬る。辛卯、黃州を抜く。時に希烈の兵、(二)蔡山に柵す。險にして、攻
 む可からず。阜、「西のかた(三)蕪州を取ら」と聲言し、舟師を引き、江に
 泝りて上る。希烈の將、兵を引き、江に循つて隨つて戰ふ。蔡山を去る
 こと三百餘里。阜乃ち復た舟を放ち、流に順つて下り、急に蔡山を攻めて
 之を抜く。希烈の兵、還りて之を救ふ。及ばずして敗る。阜遂に進みて蕪
 州を抜き、伊慎を表して蕪州の刺史と爲し、王鏐を江州の刺史と爲す。

淮寧都虞候周會・鎮遏兵馬使王玢・押牙姚愔・韋清、密に款を李勉に輸る。
 李希烈、會を遣はし、十將康秀琳と與に、兵三萬を將ゐ、哥舒曜を攻めし
 め、(三)襄城に至る。會等、密に、軍を還して希烈を襲ひ、顔眞卿を奉じて節
 度使と爲さんと謀り、玢・愔・清をして内應を爲さしめんとす。希烈、之を
 知り、別將李克誠を遣はし、(三)驛軍三千人を將ゐて會等を襲はしめ、之を殺し、并せて玢・愔及び其
 黨を殺す。甲午、詔して、會等に官を贈る。始め韋清、會等と約す、「事泄るとも相引かざらん」

- 【一六】 顔杲卿の事、二百一十七卷肅宗至德元載に見ゆ。
- 【一七】 誘脅。利を以て之を動かすを誘と曰ひ、威を以て之に迫るを脅と曰ふ。
- 【一八】 鳳翔・邠寧・涇原の三節鎮の兵、奉天・好時・神策の屯兵なり。
- 【一九】 郟城縣は汝州に屬す、汝州の東南九十里に在り。今の河南省洛道縣。
- 【二〇】 天寶の末、安祿山反し、哥舒翰、潼關に敗没す。
- 【二一】 上津縣は商州に屬す。今の湖北省襄陽道鄖西縣の西北一百四十里。
- 【二二】 區頰贊が入見すること、前卷前年に見ゆ。

- 【二三】 黄梅縣は蕪州に屬す。州を距ること一百二十里。今、湖北省江漢道に屬す。
- 【二四】 蔡山。黄梅の界に在り。即ち江左の新蔡郡の治所。魯悉達の保聚の地。
- 【二五】 蕪州。後漢の蕪春侯國たり。吳、蕪春郡を置く。後周、蕪州を置く。今の湖北省江漢道蕪春縣の西北。
- 【二六】 襄城縣は、漢、潁川郡に屬し、晉、襄城郡に屬し、後周、汝州を置く。唐の貞觀元年、州を廢し、襄城縣を以て許州に屬す。今、河南省開封道襄城縣。
- 【二七】 淮西の地、馬少く、驛に乘りて戰ひ、驛子軍と號す。尤も驍銳と爲す。

と。故に獨り・免るるを得たり。清、終に禍に及ばんことを恐れ、希烈に説き、朱滔に詣りて師を乞はんと請ふ。希烈、之を遣る。行きて、襄邑に至り、逃れて劉洽に奔る。希烈、周曾等が變有るを聞き、壁を閉づること數日。其黨の尉氏・鄭州に寇する者、之を聞き、亦遁れ歸る。希烈乃ち上表し、各を周曾等に歸し、兵を引ききて、蔡州に還る。外は過を悔い順に従ふを示し、實は朱滔等の援を待つなり。顏真卿を、龍興寺に置く。丁酉、荆南節度使張伯儀、淮寧の兵と、安州に戰ふ。官軍大に敗れ、伯儀僅に身を以て免れ、其の持する所の節を亡ふ。希烈、人をして其節及び俘馘を以て顏真卿に示さしむ。真卿、號慟して地に投じ、絶えて復た蘇る。是より、復た人と言はず。夏四月、上、神策軍使白志貞を以て京城召募使と爲し、禁兵を募り、以て李希烈を討たんとす。志貞請ふ、「諸の嘗て節度觀察都團練使と爲る者は、存没を問はず、竝に其子弟を勸し、奴馬を帥る、自ら資裝を備へて軍に従はしめ、授くるに五品の官を以てせん」と。貧しき者甚だ之に苦しむ、人心始めて搖ぐ。

一九二

【二八】 襄邑縣は宋州に屬す。劉洽時に宣武節度を以て宋州に鎮す。

【二九】 蔡州。汝陽縣に治す、淮寧の本鎮なり。希烈、時に許州より退き還る。

【三〇】 龍興寺。蔡州に在らん。

【三一】 安州。今の湖北省江漢道安陸縣。

【三二】 德宗、兵を窮め、亂將に起らんとす。

【三三】 是年春、張鎰、吐蕃と清水に盟ふ。張鎰と吐蕃と盟ひし文に曰はく、今、國家の守る所の界、涇州は西のかた、鞏州は西のかた、鳳州は西のかた、清水縣に至り、鳳州は西のかた、同谷縣に至り、鞏州は西のかた、西山大渡河の東を漢の界と爲し、蕃國の守備は、蘭渭原會に在り、西は臨洮に至り、

清水の盟に疆場未だ定まらざるを以て、盟を果さず。己未、崔漢衡に命じ、吐蕃に入り、贊普に決せしむ。庚申、永平宣武河陽都統李勉に淮西招討使を加へ、東都汝州節度使哥舒曜を之が副と爲す。荆南節度使張伯儀を以て淮西應援招討使と爲し、山南東道節度使賈耽、江西節度使曹王阜を之が副と爲す。上、哥舒曜を督し、兵を進む。曜、潁橋に至る。大雨に遇ふ。還りて襄城を保つ。李希烈、其將李光輝を遣はし、襄城を攻む。曜擊ちて之を却く。

一九三

又東は成州に至り、劍南の西界磨些諸蠻大渡水の西南に抵るまでを蕃界と爲すと。

【三四】 是年二月、崔漢衡に命じて區頰贊を送らしむ。蓋し之と盟ばんと欲して之を遣る。久しくして盟未だ定まらず。又、漢衡に命じて吐蕃に入り、贊普に決せしむ。此時、中國、兵に疲れ、彼固に以て唐を窺ふ有り、盟ふも益無きなり。

【三五】 襄城縣に潁橋鎮有り。

【三六】 璣。玄宗の子。

【三七】 清苑縣は漢の樂鄉縣、信都國に屬す。隋、清苑縣と爲し、瀛州に屬す。唐の景雲元年、冀州に屬す。今の直隸省保定道清苑縣。

【三八】 司武尙書は、猶ほ天朝の兵部尙書のごとし。

【三九】 滿城縣は漢の北平縣の地。易州に屬す。今の直隸省保定道滿城縣の西二里。

五月乙酉、潁王璣薨す。乙未、宣武節度使劉洽を以て淄青招討使を兼ねしむ。李晟、涿莫二州を取りて以て幽魏の往來の路を絶たんと謀り、張孝忠の子升雲と與に、朱滔が署する所の易州の刺史鄭景濟を、清苑に圍む。累月、下らず。滔、其司武尙書馬寔を以て留守と爲し、步騎萬餘を將るて魏の營を守らしめ、自ら步騎萬五千を將るて清苑を救ふ。李晟の軍大に敗れ、退きて易州を保つ。滔、還りて瀛州に軍す。張升雲、滿城に奔る。會晟病甚だしく、軍を引ききて還りて定州を保つ。王武俊、滔が既に李晟を

破り、留まりて瀛州に屯し、未だ魏橋に還らざるを以て、其給事中宋端を遣はして之を趣す。端、滔を見、言頗る不遜なり。滔怒り、武俊に謂つて曰はしむ、「滔、熱疾を以て、慙く未だ南に還らず。大王・二兄、遽に云有り。滔、魏博を救ふの故を以て、君に叛き兄を棄つること、屍を脱するが如きのみ。二兄必ず相疑はば、惟だ二兄の爲す所のまま」と。端還り報す。武俊、自ら馬寔に辨す。寔、狀を以て滔に白し、言はく、「趙王、宋端が大王に禮無かりしを知り、深く責讓を加ふ。實に它志無し」と。武俊も亦承令官鄭和を遣はし、寔の使者に隨ひ、滔を見て之を謝せしむ。滔乃ち悦び、相待つこと初めの如し。然れども武俊是を以て益滔を恨む。六月、李抱眞、參謀賈林をして、武俊の壁に詣り、詐り降らしむ。武俊、之を見る。林曰はく、「林が來るは詔を奉ず。降るに非ざるなり」と。武俊、色動き、其故を問ふ。林曰はく、「天子、(四一)大夫が宿に誠効を著はせるを知る。(四二)登壇の日に及び、膺を撫して左右を顧みて曰へらく、「我、本、忠義に狗す。天子、察せず」と。諸將も亦嘗て共に大夫の志を表せり。天子、使者に語りて曰へらく、「朕、前事誠に誤れり。之を悔ゆれども及ぶ無し。朋友、意を失ふは、尙ほ謝す可し。況んや朕、四海の主たるをや」と。武俊曰はく、「僕は胡人なれども、將と爲り、尙ほ百姓を愛するを知る。況んや天子豈に

【四一】 時に武俊等、要籍官を改めて承令官と爲す。
 【四二】 節度參謀は軍中の機密に關す。
 【四三】 李惟岳を誅せしを謂ふ。
 【四四】 胡三省曰はく、賈林先づ武俊の心事を言ひ、後に天子の詔旨を述べ、過を悔ゆるの意を鋪陳す。善く説くと謂ふ可しと。
 【四五】 登壇の日。王と稱するの時をいふ。

専ら人を殺すを以て事と爲さんや。今、山東、兵を連ね、骨を暴すこと莽の如し。就使克捷すとも、誰と與に之を守らん。僕、國に歸するを憚らず。但だ已に諸鎮と盟を結べり。胡人は性直にして、曲をして己に在らしむるを欲せず。天子誠に能く詔を下して諸鎮の罪を赦さば、僕當に化に従ふを唱すべし。諸鎮、從はざる者有らば、請ふ辭を奉じて之を伐たん。此の如くならば、則ち上は天子に負かず、下は同列に負かず、五旬を過ぎずして、河朔定まらん」と。林をして還りて抱眞に報せしめ、陰に相約結す。
 庚戌、初めて税間架・除陌錢の法を行ふ。時に河東・澤潞・河陽・朔方の四軍は、魏縣に屯し、神策・永平・宣武・淮南・浙西・荆南。(四六)江泗・沔鄂・湖南・黔中・劍南・嶺南の諸軍は、淮寧の境を環る。舊制、諸道の軍、境を出づれば、皆、給を度支に仰ぐ。(四七)上、士卒を優恤し、境を出づる毎に、酒肉を加へ給す。本道の糧は、仍ほ其家に給し、一人、三人の給を兼ぬ。故に將士、之を利とし、各、軍を出し、纔に境を逾えて止まる。月ごとに錢百三十餘萬緡を費す。常賦、供する能はず。判度支趙贊、乃ち奏して(四八)二法を行ふ。謂はゆる税間架とは、屋毎に、兩架を間と爲し、上屋の税は錢二千、中税は千、下税は五百。吏、筆を執り(四九)算を握り、人の室廬に入り、其數を計る。或は宅屋多けれども他の資無き者有り、錢

【四六】 江泗。江は江南西道をいふ、泗は當に西に作るべし。
 【四七】 胡三省曰はく、書に之れ有り、威、厥愛に克てば允に功罔しと。德宗は蓋し未だ此を知らざる者なりと。
 【四八】 二法。税間架と除陌錢とをいふ。
 【四九】 算を握る。算は以て籌算する所のもの。其法、竹の徑一分、長さ六寸なるもの、二百七十一枚を用ひて成り、六觚を一握と爲す。

を出すこと動もすれば數百緡。敢て一間を匿せば、杖六十。告ぐる者に錢五十緡を賞す。謂はゆる除陌錢とは、公私の給與及び賣買に、緡毎に官、五十錢を留め、它物を給し及び相貿易する者は、錢を約して率と爲す。敢て錢百を隱せば、杖六十、罰錢二千。告ぐる者に錢十緡を賞す。其賞錢は、皆、事に坐するの家に、出づ。是に於て、愁怨の聲、遠近に盈つ。

丁卯、(四九) 柳王逾を徙して丹王と爲し、酈王邁を簡王と爲す。

庚午、(五〇) 答蕃判官監察御史于頔、吐蕃の使者論刺沒藏と與に、青海より至り、言ふ、『疆場已に定まる。請ふ區頰贊を遣りて國に歸らしめん』と。

秋七月甲申、禮部尚書李揆を以て、入蕃會盟使と爲す。壬辰、諸將相に詔し、區頰贊と城西に盟はしむ。李揆、才望有り、盧杞、之を惡む。故に之をして吐蕃に入らしむ。揆、上に言つて曰はく、『臣、遠行を憚らず、

恐らくは道路に死し、詔命を達する能はざらんことを』と。上、之が爲めに惻然として杞に謂つて曰はく、『揆は乃ち太だ老いたる無からんや』と。杞曰はく、『遠夷に使用するには、朝廷の故事に諳練する者に非ざれば不可なり。且つ揆行かば、則ち今より、年の揆よりも少き者、敢て遠使を辭せざらん』と。

八月丁未、李希烈、兵三萬を將ひて哥舒曜を襄城に圍む。李勉及び神策將劉德信に詔し、兵を將

【四九】 逾・邁。皆、上の弟なり。

【五〇】 答蕃判官は、當時出で使用する者に因りて署置し、以て官名と爲す。

【五一】 入蕃を官に命ぐることを猶ほ答蕃のことし。

ひて之を救はしむ。乙卯、希烈の將曹李昌、隨州を以て降る。尋ぎて復た其將康叔夜の殺す所と爲る。

初め上、東宮に在るとき、監察御史(五二) 嘉興の陸贄の名を聞き、位に即

き、召して(五三) 翰林學士と爲し、數、問ふに得失を以てす。時に(五四) 兩河、兵を用ひ、久しく決せず、賦役日に滋し。贄、兵窮まり民困しむを以て、別に内變を生せんことを恐れ、乃ち上奏す。其略に曰はく、『敵に克つの要

は、將其人を得るに在り、將を馭するの方は、操其柄を得るに在り。將、其人に非ざる者は、兵、衆しと雖も、恃むに足らず。操、其柄を失ふ者は、將、材なりと雖も、用を爲さず』と。又曰はく、『將、兵を使ふ能はず、國、將を馭する能はざれば、止た財を費し寇を翫ぶの弊のみに非ず、亦、

戰めずして自ら焚くの災有り』と。又曰はく、『今、兩河淮西、叛亂の帥たる者は、獨り(五五) 四五の凶人のみ。尙ほ恐る、其中、或は誑誤に遭ひ、内、危疑を蓄へ、(五六) 蒼黃として圖を失ひ、勢、止むを得ざるものあらんことを。況んや其餘衆をや。蓋し竝に(五七) 脅從ならん。苟くも全生を知らば、豈に惡を爲すを願はんや』と。又曰はく、『目前の虞を紓ふる無かれ。或は

【五二】 嘉興。漢の由拳縣の地。吳の大帝黃龍三年、嘉禾生するを以て、禾興縣と改む。後、太子和の名を避けて嘉興縣と改む。唐、蘇州に屬す。今、浙江省錢塘道。

【五三】 翰林學士。開元二十六年、翰林供奉、始めて改めて學士と稱す。別に學士院を翰林院の南に建て、成命を専らにせしむ。

【五四】 兩河。河南・河北をいふ。

【五五】 戰めず云云。左氏傳に曰はく、兵は猶ほ火の如し、戰めざれば自ら焚くと。

【五六】 四五の凶人。河北の朱滔、王武俊・田悅、河南の李納・淮西の李希烈をいふ。

【五七】 蒼黃。倉皇と同じ。

【五八】 脅從。おびやかされて逆に従ふをいふ。

意外の變を興さん。人は邦の本なり、財は人の心なり。其心傷はるれば則ち其本傷はる。其本傷はるれば則ち枝幹・顛瘁す」と。又曰はく、「人搖きて・寧からざれば、事變、測り難し。是を以て兵は拙速を貴び、巧遲を貴ばず。若し本に靖めずして、務めて末に救へば、則ち救の爲す所は、乃ち禍の起る所なり」と。又、關中の形勢を論じて以爲はく、「王者は威を蓄へて以て徳を昭かにす。偏廢すれば則ち危し。重きに居りて以て輕きを馭す。倒持すれば則ち悖る。王畿は四方の本なり。太宗、府兵を列置し、禁衛に分隸す。大凡諸府、八百餘所、而して關中に在る者、殆ど五百。天下を擧げて・關中に敵せず。則ち重きに居り輕きを馭するの意明かなり。承平漸く久しく、武備浸く微に、府衛具に存すと雖も、而も 卒乘、習ふこと罕なり。故に 祿山、倒持の柄を竊み、外重の資に乘じ、一擧して天に沿り、兩京、守られず。尙ほ・西邊に兵有り・諸牧に馬有り・州毎に糧有るに頼る。故に肅宗、以て中興するを得たり。乾元の後、繼ぎて外虞有り、師を悉して東討し、邊備既に弛み、禁戎亦空し。吐蕃、虚に乘じ、深く入りて寇を爲す。故に 先皇帝、與に禦を爲す莫く、之を避けて東遊せり。是れ皆、重きに居り輕きを馭するの權を失ひ、根を深くし柢を固くするの慮を忘れたればなり。内寇には則ち殺函、險を失ひ、外侵には則ち汧渭、戎と爲る。斯の時に于て、四方の師有りと雖も、寧ぞ一朝の患を救はんや。陛下、追想して此に及ばば、豈に

【五九】 卒乘。兵卒と馬乘。

【六〇】 事、玄宗天寶十四載、肅宗至德元載に見ゆ。

【六一】 事、二百二十三卷代宗廣德元年に見ゆ。

【六二】 朔方太原云云。李懷光、朔方の軍を以て、馬燧、太原の軍を以て、田悅の兵を討ち

之が爲めに寒心せざらんや。今、(三三)朔方・太原の衆、遠く山東に在り、神策・(三三)六軍の兵、繼ぎて關外に出づ。儻し賊臣、寇に啗はし、黠虜、邊を覷ひ、隙を伺ひ虚に乗じ、微しく亭障を犯す有らば、此れ愚臣が竊に憂ふる所なり。未だ審かにせず、陛下其れ何を以て之を禦がんか。側に聞く、叛を伐つの初め、議者多く其事を易しとし、僉謂へらく、「征有りて戰無し。役、時を踰えじ」と。兵を計ること未だ甚だ多からず。費を度ること未だ甚だ廣からず、事に於て・擾る無しと爲し、人に於て・勞せずと爲し、曾て、兵連なり禍 拏き・變故測り難きを料らず、日に引き月に長く、漸く始圖に乗ず。往歲、天下の患ふる所と爲り、咸「之を除けば則ち升平を致す可し」と謂へる者は、李正己・李寶臣・梁崇義・田悅是れなり。往歲、國家の信する所と爲り、咸「之に任ずれば則ち禍亂を除く可し」と謂へる者は、朱滔・李希烈是れなり。既にして正己死して李納之に繼ぎ、寶臣死して惟岳之に繼ぎ、崇義平ぎて希烈叛し、惟岳戮せられて朱滔 攜る。然れば則ち往歲の患ふる所の者、四にして其三を去る。而るに患竟に衰へず。往歲の信する所、今は則ち自ら叛せり。而して餘は又保し難し。是に知る、國を立つるの安危は勢に在り、事を任するの濟否は人に在ることを。勢苟くも安ければ則ち異類も心を同じくするなり。勢苟くも危ければ則ち舟中も敵國なり。陛下豈に往事を追鑒し・惟れ令圖を新にし・偏廢の柄を

て解けざるをいふ。

【三三】 六軍。左右羽林、左右龍武、左右神策軍をいふ。又曰く、左右羽林・龍武・神武を六軍と爲す。神策軍最も盛にして、六軍の右に在り。時に李晟・哥舒曜・劉德信等、皆、禁兵を以て、關を出で賊を討つ。

【六四】 拏。相牽引するなり。

【六五】 攜。離るる也、貳ある也。

修めて以て人を靖んじ。倒持の權を復して以て國を固めざる可けんや。而るに乃ち孜孜汲汲として、思を極め神を勞し、已む無きの求めに徇ひ、必し難きの效を望まんや。今、關輔の間、徵發已に甚だしく、宮苑の内、備衛全からず。萬一、將帥の中、又、朱滔・希烈の如きもの、或は固きを邊壘に負み、豺狼を誘致し、或は竊に郊畿に發し、城闕を驚犯するあらば、此れ亦愚臣が竊に憂と爲す所の者なり。未だ審かにせず、陛下復た何を以て之に備へんか。陛下儻し過ちて愚計を聽かば、遣る所の神策六軍の李晟等及び節將の子弟、悉く追還す可し。明かに涇隴・邠寧に敕し、但だ嚴備封守せしめよ。仍ほ「更に徵發せず」と云ひ、各安居を保するを知らしめよ。又、德音を降し、京城及び畿縣の間架等の雜税を罷めよ。則ち冀はくは已に輸する者は怨を弭め、見に處る者は寧きを獲、人心、搖かず、邦本自ら固からんと。上、用ふる能はず。

壬戌、汴西運使崔縱を以て魏州四節度都糧料使を兼ねしむ。縱は渙の子なり。

九月丙戌、神策將劉德信・宣武將唐漢臣、淮寧將李克誠と戦ひ、滬澗に敗る。時に李勉、漢臣を

遣はし、兵萬人を將ゐて襄城を救はしむ。上、德信を遣はし、諸將家の募に應ずる者三千人を帥ゐて之を助けしむ。勉奏す、「李希烈の精兵、皆襄城に在り、許州空虚なり。若し許州を襲はば、則ち襄城の圍自ら解けん」と。二將を遣はして許州に趣かしむ。未だ至らざること數十里。上、中使を遣はし、其の詔に違へるを責む。二將、狼狽して返り、復た斥候無し。克誠、兵を伏せて之を邀へ、殺傷太半なり。漢臣、大梁に奔り、德信、汝州に奔る。希烈の遊兵、剽掠して伊闕に至る。勉復た其將李堅を遣はし、四千人を帥ゐ、助けて東都を守らしむ。希烈、兵を以て其後を絶つ。堅の軍、還るを得ず。汴軍是に由りて振はず、襄城益危し。

上、諸軍の淮寧を討つ者相統壹せざるを以て、庚子、舒王諱を以て荆襄等道行營都元帥と爲し、名を誼と更め、戶部尚書蕭復を以て長史と爲し、右庶子孔巢父を左司馬と爲し、諫議大夫樊澤を右司馬と爲し、自餘の將佐、皆中外の望を選ぶ。未だ行かざるに、會、涇師、亂を作して止む。復は嵩の孫なり。巢父は孔子の三十七世の孫なり。

【六】 倒持。漢人曰はく、秦、太阿を倒に持ち、楚に其柄を授くと。
 【七】 北軍、皆、苑中に屯す、時に悉く行營に在り。
 【八】 姚令言・朱泚の變、卒に陸贄が料りし所の如し。
 【九】 節將の子弟。白志貞が奏し遣りて東征せしめし所の者なり。
 【一〇】 汴東西運使の事、始めて前卷前年に見ゆ。
 【一一】 河東節度使馬燧・澤潞節度使李抱真・河陽節度使李元、朔方節度使李懷光の四軍、時に並に魏州行營に在り。
 【一二】 崔渙は玄暉の孫、玄宗、蜀に幸し、以て相と爲す。

【七三】 去年、希烈、徙りて許州に鎮す。蓋し虚に乗じて其巢穴を搦かんと欲するなり。則ち希烈必ず襄城の圍を釋てて以て自ら救はん。
 【七四】 伊闕。禹の鑿る所。隋、伊闕と爲す。唐、河南府に屬す。
 【七五】 汴軍。宣武の兵なり。此時、李勉、永平軍を帥ゐる。大曆十四年、永平軍、汴潁二州を増し領し、徙りて汴州に治す、故に汴軍の稱有り。
 【七六】 蕭嵩は、開元中、相と爲る。

る。軍士、雨を冒し、寒甚だし。多く子弟を攜へて來り、厚賜を得て其家に遣らんことを冀ふ。既に至れば、一に賜ふ所無し。丁未、發して澧水に至る。京兆の尹王翊に詔して、師を犒はしむ。惟だ糲食菜餼なり。衆怒り、蹴りて之を覆す。因つて揚言して曰はく、『吾が輩將に敵に死せんとす。而るに食すら且つ飽かず。安んぞ能く微命を以て白刃を拒がんや。』聞く。瓊林・大盈の二庫、金帛・盈溢すと。相與に之を取るに如かじ」と。乃ち甲を擐し旗を張り、鼓譟して還りて京城に趣く。令言入りて辭し、尙ほ禁中に在り、之を聞き、馳せて長樂阪に至り、之に遇ふ。軍士、令言を射る。令言、馬鬣を抱き、突きて亂兵に入り、呼びて曰はく、『諸君、計を失へり。東征して功を立てば、何ぞ富貴ならざるを患へん。乃ち族滅の計を爲すや』と。軍士、聽かず。兵を以て令言を擁して西す。上遽に命じて帛人ごとに二匹を賜はしむ。衆益々怒り、中使を射る。又、中使に命じて宣慰せしむ。賊已に通化門外に至る。中使、門を出づ。賊、之を殺す。又、命じて金帛二十車を出して之に賜はしむ。賊已に城に入り、喧聲浩浩として、復た退む可からず。百姓狼狽し駭き走る。賊、大呼して之に告げて曰はく、『汝が曹、恐るる勿れ。汝の商貨儼質を奪はず、汝の間架陌錢を税せず』と。上、普王誼・翰林學士姜公輔を遣はし、出でて之を慰諭せしむ。賊已に丹鳳門外に陳す。小民聚まり觀る者、萬を以て計る。

- 【七〇】 瓊林大盈の二庫。玄宗の時、置く所なり。
- 【七一】 長樂阪。澧水の西に在り、本の澧阪なり。隋の文帝、其名を惡み、改めて長樂阪と名づく。
- 【七二】 長樂阪より西して京城に入る。
- 【七三】 通化門。京城の東西北來の第一門。

初め神策軍使白志貞、禁兵を召募するを掌る。東征して死亡する者、志貞皆隱し、以て聞せず、但だ市井の富兒の賂を受けて之を補ふ。名は軍籍に在りて給賜を受け、而して身は市塵に居りて販鬻を爲す。司農卿段秀實・上言す、『禁兵、精ならず、其數全く少し。卒に患難有らば、將た何ぞ之を待たんと。聽かず。是に至りて上、禁兵を召し、以て賊を禦がしむ。竟に一人の至る者無し。賊已に關を斬りて入る。上乃ち王貴妃・韋淑妃・太子・諸王・唐安公主と與に、苑の北門より出づ。王貴妃、傳國寶を以て衣中に繋けて以て從ふ。後宮・諸王・公主、從ふに及ばざる者什に七八。初め、魚朝恩既に誅せられ、宦官復た兵を典らず。寶文場・霍仙鳴といふ者有り、嘗て上に東宮に事ふ。是に至りて、宦官左右僅に百人を帥ひて以て從ふ。普王誼をして前驅せしむ。太子、兵を執りて以て殿す。司農卿郭曙、部曲數十人を以て、苑中に獵す。蹕を聞きて道左に謁し、遂に其衆を以て從ふ。曙は曙の弟なり。右龍武軍使令狐建、方に射を軍中に教ふ。之を聞き、麾下四百人を帥ひて從ふ。乃ち建をして後に居りて殿を爲さしむ。姜公輔、馬を叩へて言つて曰はく、『朱泚、嘗て涇帥たり。弟滔の故に坐し、廢せられて京師に處り、心嘗に快快たり。臣謂ふに、陛下、既に心を推して之を待つ能はずんば、則ち之を殺すに如かじ。後患を貽す母れ。今亂兵若し奉じて以て主と爲さば、則ち制し難からん。請ふ召して從行せしめん』と。上、

- 【八二】 事、二百二十四卷代宗大曆五年に見ゆ。
- 【八三】 禁苑は京城の北に在り。
- 【八四】 曙。皆郭子儀の子。
- 【八五】 二百二十六卷元年に見ゆ。
- 【八六】 事、前卷前年に見ゆ。

倉猝にして、其言を用ふるに暇あらずして曰はく、「及ぶ無し」と。遂に行く。夜、咸陽に至り、數七を飯して過ぐ。時に事、非意に出で、羣臣、皆、乘輿の之く所を知らず。盧杞、關播、中書の垣を踰えて出づ。白志貞・王翊及び御史大夫于頔・中丞劉從一・戶部侍郎趙贊・翰林學士陸贄・吳通微等、追うて上に咸陽に及ぶ。頔は頔の從父兄弟、從一は齊賢の從孫なり。賊、宮に入り、含元殿に登り、大呼して曰はく、「天子已に出づ。宜しく人、自ら富を求むべし」と。遂に謹諫し、争うて府庫に入り、金帛を運び、力を極めて止む。小民、之に因り、亦宮に入りて庫物を盗む。通夕、已ます。其の入る能はざる者は、路に剽奪す。諸坊の居民各、相帥ゐて自ら守る。姚令言、亂兵と謀りて曰はく、「今、衆、主無く、久しきを持する能はず。朱太尉、私第に間居せり。請ふ相與に之を奉せん」と。衆、許諾す。乃ち數百騎を遣はし、泚を晉昌里の第より迎ふ。夜半、泚、轡を按じ炬を列ね、傳呼して宮に入り、含元殿に居り、警嚴を設け、自ら權知六軍と稱す。戊申旦、泚徒りて白華殿に居り、榜を外に出し、稱すらく、「涇原の將士、久しく邊陲に處り、朝禮に閑はず、輒ち宮闕に入り、乘輿を驚かし西に出で巡幸するを致す。太尉已に權に六軍に臨む。應る神策軍士及び文武百官、凡そ祿食有る者、悉く行在に詣れ。往く能はざる者は、即ち本司に詣れ。若し三日を出で、彼此を檢勘し、名無き者は皆斬らん」と。是

【六】 劉齊賢は祥道の子、方正を以て高宗の重んずる所と爲る。
 【七】 京城の啓夏門より北に入り、東街の第二坊を進昌坊と曰ふ。
 【八】 卒を設けて以て警備嚴衛す。
 【九】 白華殿。蓋し光泰門内大明宮の東北隅に近し。

に於て、百官出でて泚を見る。或るひと乘輿を迎へんことを勸む。泚、悦ばず。百官稍稍遁れ去る。源休、回紇に使用して還り、賞薄きを以て、朝廷を怨む。入りて泚を見、人を屏けて密に語りて時を移し、泚の爲めに成敗を陳べ、符命を引き、之に僭逆を勸む。泚喜ぶ。然れども猶ほ未だ決せず。宿衛の諸軍、白幡を擧げて降る者、闕前に列すること甚だ衆し。泚、夜、苑門に於て兵を出し、且に通化門より入り、駱驛として絶えず、弓を張り刃を露し、以て衆を威さんと欲す。上、桑道茂の言を思ひ、咸陽より、奉天縣に幸す。僚、車駕猝に至ると聞き、山谷に逃匿せんと欲す。主簿蘇弁、之を止む。弁は良嗣の兄の孫なり。文武の臣、稍稍繼ぎて至る。己酉、左金吾大將軍渾瑊、奉天に至る。瑊素より威望有り。衆心、之を恃みて稍安んず。庚戌、源休、朱泚に勸め、十の城門を禁じ、朝士を出すを得る母からしむ。朝士、往往、服を易へて傭僕の爲し、潜に出づ。休、又、泚の爲めに文武の士を説誘し、之をして泚に附かしむ。檢校司空同平章事、李忠臣、久しく兵柄を失ひ、太僕卿、張光晟、自ら其才を負み、皆、鬱鬱として志を得ず。泚悉く起して之を用ふ。工部侍郎蔣鎮、出亡し、馬より墜ちて足を傷つけ、泚の得る所と爲る。是より先、休は才能を以

【一〇】 賞薄き事、前卷前年に見ゆ。
 【一一】 桑道茂の言。二百二十六卷元年に見ゆ。
 【一二】 蘇良嗣は武后の初め相と爲る。
 【一三】 十城門。長安京城の東面に通化・春明・延興の三門、南面に啓夏・明德・安化の三門、西には延秋・金光・開遠の三門、北には光化の一門あり、凡そ十門。
 【一四】 李忠臣が兵柄を失ふこと、二百二十五卷代宗大曆十四年に見ゆ。
 【一五】 張光晟の事、二百二十六卷元年に見ゆ。

て、光晟は節義を以て、鎮は清素を以て、都官員外郎彭偃は文學を以て、太常卿敬鉉は勇略を以て、皆、時人の重んずる所と爲る。是に至りて、皆、泚の用と爲る。鳳翔涇原の將張廷芝・段誠諫、數千人を將ゐて襄城を救ふ。未だ潼關を出でず、朱泚が長安に據るを聞き、其大將隴右兵馬使戴蘭を殺し、潰えて泚に歸す。泚、是に於て自ら謂へらく、衆心の歸する所なりと。反を謀ること遂に定まる。源休を以て京兆の尹・判度支と爲し、李忠臣を皇城使と爲す。百司の供億、六軍の宿衛、咸乘輿に擬す。辛亥、渾瑊を以て京畿渭北節度使と爲し、行在都虞候白志貞を都知兵馬使と爲し、令狐建を中軍鼓角使と爲し、神策都虞候仲莊を以て左衛將軍兼奉天防城使と爲す。朱泚、司農卿段秀實が久しく兵柄を失へるを以て、其必ず怏怏たるを意ひ、數十騎を遣はして之を召さしむ。秀實、門を閉ぢて之を拒む。騎士、垣を踰えて入り、之を劫すに兵を以てす。秀實、自ら免れざるを度り、乃ち子弟に謂つて曰はく、「國家、患有り。吾何に於て之を避けん。當に死を以て社稷に徇すべし。汝が曹宜しく人自ら生を求むべし」と。乃ち往きて泚を見る。泚喜びて曰はく、「段公來る。吾が事濟る」と。坐に延きて計を問ふ。秀實、之に説きて曰はく、「公、本、忠義を以て天下に著聞す。今、涇軍、犒賜豊たらざるを以て、

【突】泚、先に鳳翔・涇原に帥たり、故に二鎮の兵、亂を開き、皆之に歸す。

【七】皇城は京城の中に在り。唐、開元より以前、城門郎を以て皇城の諸門の閉閉の節を掌らしむ。中世以後、皇城使を置く。

【九八】段秀實が兵柄を失へること、二百二十六卷元年に見ゆ。

【九九】泚が能く鎮を釋つて入朝し及び弟滔と絶つを謂ふ。

【一〇〇】披猖する有り、乘輿をして播越せしむ。夫れ犒賜、豊ならざるは、有司の過なり。天子安んぞ之を知るを得ん。公宜しく此を以て將士に開諭し、示すに禍福を以てし、乘輿を奉迎し、復た宮闕に歸すべし。此れ莫大の功なり」と。泚、默然として悦ばず。然れども秀實と己と皆朝廷の廢する所と爲れるを以て、遂に心を推して之に委ぬ。左驍衛將軍劉海賓・涇原都虞候何明禮。孔目官岐靈岳は、皆、秀實が素より厚くせる所なり。秀實密に之と與に、泚を誅し乘輿を迎へんと謀る。上初め奉天に至り、詔して、近道の兵を徴して入りて援けしむ。上言する有り、「朱泚、亂兵の立つる所と爲り、且に來りて城を攻めんとす。宜しく早く守備を修むべし」と。盧杞・切齒して言つて曰はく、「朱泚が忠貞なること、羣臣、及ぶもの莫し。奈何ぞ其の亂に従ふと言つて大臣の心を傷はん。臣請ふ百口を以て其の反せざるを保せん」と。上も亦以て然りと爲す。又、羣臣、泚に奉迎せんことを勸むと聞き、乃ち詔して、諸道の援兵の至る者、皆、三十里の外に營せしむ。姜公輔諫めて曰はく、「今、宿衛單寡なり。防慮、深からざる可からず。若し泚、忠を竭して奉迎せば、何ぞ兵の多きを憚らん。如し其れ然らざらんには、備有らば患無からん」と。上乃ち悉く援兵を召して城に入らしむ。盧杞及び白志貞、上に言つて曰はく、「臣、朱泚の心迹を觀るに、必ず逆を爲すに至らじ。願はくは大臣を擇びて京城に

【一〇〇】披猖。披猖と同じ。飛騰する也。

【一〇一】孔目官。唐の藩鎮吏職使院、孔目官有り、軍府の事、細大と無く、皆、其手を経。一孔一目、綜理せざる無きな言ふなり。

【一〇二】段秀實、涇原に在る時、厚く此三人を遇す。

入りて宣慰せしめ、以て之を察せん」と。上、以て從臣に問ふ。皆、畏憚し、敢て行くもの莫し。金吾將軍【一〇三】吳淑、獨り行かんと請ふ。上悦ぶ。淑退きて人に告げて曰はく、「其祿を食みて其難を違けば、何を以て臣と爲さん。吾幸に肺附に託す。往かば必ず死するを知らざるに非ず。但だ舉朝、難を踏むの臣無く、聖情をして【一〇四】慊慊たらしむるのみ」と。遂に詔を奉じて泚に詣る。泚の反謀已に決し、陽に命を受くる爲し、淑を客省に館すと雖も、尋ぎて之を殺す。淑は湊の兄なり。泚、涇原兵馬使韓旻を遣はし、銳兵三千を將ゐ、「大駕を迎ふ」と聲言し、實は奉天を襲はしむ。時に奉天の守備單弱なり。段秀實、岐靈岳に謂つて曰はく、「事急なり」と。靈岳をして詐りて姚令言の符を爲らしめ、旻をして且く還らしめ、「當に大軍と俱に發すべし」といふ。令言の印を竊むに、未だ至らず。秀實、倒に司農の印を用ひて符に印し、善く走る者を募りて之を追はしむ。旻、【一〇五】駱驛に至り、符を得て還る。秀實、同謀に謂つて曰はく、「旻來らば、吾が屬、類無からん。我當に直に泚を搏ちて之を殺すべし。克たずんば則ち死せん。終に之が臣と爲る能はざるなり」と。乃ち劉海賓・何明禮をして陰に軍中の士を結ばしめ、之に外に應せしめんと欲す。旻の兵至る。泚、令言、大に驚く。岐靈岳、獨り其罪を承けて死し、以て秀實等に及ばさず。是日、泚、李忠臣・源休・姚令言及び秀實等を召し、帝と稱する事を議す。

【一〇三】 吳淑は章敬皇后の弟なり。
 【一〇四】 慊慊。意滿たざる貌。
 【一〇五】 駱驛。地名。史燾曰はく、駱谷關の驛なりと。韓旻若し駱谷關の驛に至るときは、已に奉天を過ぎて西南する也。昭説、非なり。但し未だ駱驛の何の地に在るか知らず。

す。秀實・勃然として、起ちて休の象笏を奪ひ、前みて泚の面に唾し、大に罵りて曰はく、「狂賊、吾恨むらくは汝を斬りて萬段にせざるを。豈に汝に從つて反せんや」と。因つて笏を以て泚を撃つ。泚、手を舉げて之を扞く。纔に其額に中つ。濺血、地に灑ぐ。泚と秀實と、相搏ちて【一〇六】恟恟たり。左右、猝愕し、爲す所を知らず。海賓、敢て進まず、亂に乗じて逸る。忠臣前みて泚を助く。泚、匍匐して脱走するを得たり。秀實、事の成らざるを知り、泚の黨に謂つて曰はく、「我は汝と同一反せず。何ぞ我を殺さざる」と。衆爭ひ前みて之を殺す。泚、一手、血を承け、一手、其衆を止めて曰はく、「義士なり。殺す勿れ」と。秀實既に死す。泚、之を哭すること甚だ哀し。【一〇七】三品の禮を以て之を葬る。海賓、縗服して逃る。後二日、捕へ得て之を殺す。亦、何明禮を引かず。【一〇八】明禮、泚が奉天を攻むるに従ひ、復た泚を殺さんと謀る。亦死す。上、秀實が死せるを聞き、委用すること至らざるを恨み、涕泗、之を久しくす。

壬子、少府監李昌巒を以て京畿渭南節度使と爲す。

鳳翔節度使同平章事張鑑、性儒緩にして、好みて邊幅を修飾し、軍事に習はず。上の奉天に在るを聞き、大駕を迎へんと欲し、服用貨財を具へ、行在に獻す。後營の將李楚琳、人と爲り剽悍にして、軍中、之を畏る。嘗て朱泚に事へ、泚の厚くする所と爲る。行軍司馬齊映、同幕齊抗と與に、鑑に言

【一〇六】 武徳の初め、隋の舊制に因りて五品以上は象笏を執る。
 【一〇七】 恟恟。喧擾の貌。
 【一〇八】 猝愕。にはかにしておどろく。
 【一〇九】 唐の制、司農卿は從三品。
 【一一〇】 史、之を終言す。

つて曰はく、「楚琳を去らずんば、必ず亂首と爲らん」と。鎰、楚琳に命じ、出でて隴州に戍せしむ。楚琳、事に託し、時に發せず。鎰、方に駕を迎ふるを以て憂と爲し、楚琳已に去ると謂へり。楚琳、夜、其黨と與に亂を作す。鎰、城に縋して走る。賊、追ひ及びて之を殺す。判官王沼等皆死す。映は水竇より出で、抗は備保と爲り、負荷して逃れ、皆免る。始め上、奉天の迫隘なるを以て、鳳翔に幸せんと欲す。戸部尙書蕭復、之を聞き、遽に見えんことを請うて曰はく、「陛下大に誤れり。鳳翔の將卒は、皆朱泚の故の部曲なり。其中に必ず之と惡を同じくする者有らん。臣尙ほ張鎰が久しき能はざらんことを憂ふ。豈に變興を以て測らざるの淵を踏むを得んや」と。上曰はく、「吾が行計已に決せり。試に卿の爲めに留まること一日せん」と。明日、鳳翔亂るるを聞き、乃ち止む。

【二】鳳翔府より西のかた隴州に至るまで一百五十里。
【三】宣政殿。東内含元殿の北を宣政殿と爲す。

齊映・齊抗、皆、奉天に詣る。映を以て御史中丞と爲し、抗を侍御史と爲す。楚琳自ら節度使と爲り、朱泚に降る。隴州の刺史郝通、楚琳に奔る。商州の團練兵、其刺史謝良輔を殺す。

朱泚、白華殿より、(三)宣政殿に入り、自ら大秦皇帝と稱し、應天と改元す。癸丑、泚、姚令言を以て侍中・關内元帥と爲し、李忠臣を司空・兼侍中と爲し、源休を中書侍郎・同平章事・判度支と爲し、蔣鎮を吏部侍郎と爲し、樊系を禮部侍郎と爲し、彭偃を中書舍人と爲し、自餘張光晟等、各官を拜

すること差有り。弟滔を立てて皇太弟と爲す。姚令言、源休と、共に朝政を掌る。凡そ泚の謀畫遷除・軍旅資糧、皆、休に稟す。休、泚に勸め、宗室の京城に在る者を誅翦し、以て人望を絶たしむ。郡王・王子・王孫凡そ七十七人を殺す。尋ぎて又蔣鎮を以て門下侍郎と爲し、李子平を諫議大夫と爲し、竝に同平章事とす。鎮憂へ懼れ、毎に刃を懷にし、自殺せんと欲し、又、亡竄せんと欲す。然れども性怯にして、竟に果さず。源休、泚に勸め、朝士の竄匿する者を誅し、以て其餘を脅さしむ。鎮力めて之を救ふ。頼りて以て全き者甚だ衆し。樊系、泚の爲めに冊文を撰し、既に成り、藥を仰ぎて死す。大理卿膠水の蔣沈、行在に詣り、賊の得る所と爲る。沈、食を絶ち病と稱し、潛に竄れて免るを得たり。

【一】涇州は西に在り、故に襄城を救ふを以て東出と爲す。
【二】通夕。晚より且に至るなり。

哥舒曜、食盡き、襄城を棄て、洛陽に奔る。李希烈、襄城を陥る。右龍武將軍李觀、衛兵千餘人を將ひ、上に奉天に従ふ。上、之に委ねて召募せしむ。數日にして五千餘人を得たり。之を通衢に列ね、旗鼓嚴整なり。城人、之が爲めに氣を増す。姚令言が東に出づるや、兵馬使京兆の馮河清を以て涇原留後と爲し、判官河中の姚況を知涇州事とす。河清、況、上の奉天に幸するを聞き、將士を集めて大に哭し、激するに忠義を以てし、甲兵器械百餘車を發し、(二)通夕、行在に輸る。城中、方に甲兵無きに苦しむ。之を得、士氣大に振ふ。詔して、河清を以て四鎮北庭行營涇原節度使と爲し、況を行軍司馬と爲す。

上、奉天に至りて數日、右僕射同平章事崔寧、始めて至る。(二五)上喜ぶこと甚だしく、撫勞、加ふる有り。寧退きて所親に謂つて曰はく、「主上、聰明英武にして、善に従ふこと流るるが如し。但だ盧杞の惑はす所と爲り、以て此に至れり」と。因つて潸然として涕を出す。杞、之を聞き、王翊と與に、之を陥れんことを謀る。翊、上に言つて曰はく、「臣、寧と俱に京城を出づ。寧、數、馬を下りて(二六)便液し、之を久しくして、至らず、願望の意有り」と。會、朱泚、詔を下して、左丞柳渾を以て同平章事とし、寧を中書令と爲す。渾は襄陽の人なり。時に亡げて山谷に在り。翊、盤屋の尉康湛をして、詐りて寧が朱泚に遺るの書を爲り、之を獻せしむ。杞因つて寧を譖す、「朱泚と盟を結び、内應を爲さんことを約す、故に獨り後れて至れり」と。乙卯、上、中使を遣はし、寧を引きて幕下に就かしめ、「密旨を宣す」と云ひ、二力士、後より之を縊殺す。中外、皆、其冤を稱す。上、之を聞き、乃ち其家を赦す。

朱泚、使を遣はし、朱滔に書を遣りて稱す、「三秦の地、日を指して克平せん。大河の北は、卿に委ねて除殄せしむ。當に卿と洛陽に會すべし」と。滔、書を得、軍府に宣示し、諸道に移牒し、以て自ら誇大にす。

上、中使を遣はし、難を(二七)魏縣の行營に告ぐ。諸將相與に慟哭す。李懷光、衆を帥るて長安に赴

【二五】崔寧、西川に鎮し、威名有り。危難の中に、其の至るを見る。以て人心を鎮安す可し。故に喜ぶこと甚だしく、而して撫勞すること他人よりも加ふ。

【二六】便液は溺なり。

【二七】魏縣の行營は、馬燧諸軍の、田悅を討つ者。

(二八)馬燧、李芄、各、兵を引きて鎮に歸る。李抱真退きて臨洛に屯す。

丁巳、戸部尚書蕭復を以て吏部尚書と爲し、吏部郎中劉從一を刑部侍郎と爲し、翰林學士姜公輔を諫議大夫と爲し、竝に同平章事とす。

朱泚自ら將として奉天に逼り、軍勢甚だ盛なり。姚令言を以て元帥と爲し、張光晟を之に副とす。

李忠臣を以て京兆の尹と爲し、皇城留守仇敬忠を同華等州節度、拓東王と爲し、以て關東の師を打がしめ、李日月を西道先鋒經略使と爲す。邠寧留

【二八】馬燧は太原に歸り、李芄は河陽に歸る。

【二九】胡三省曰はく、翟文秀が留まりて賊を拒がんと欲するは詔旨なり、夾攻の説は兵家の常論なり。詔旨を挟み、而して兵家の常論に依り、以て將帥を制せば、未だ折れて之に従はざる者有らざるなり。韓遊瓌が之を持する微かりせば、奉天は殆かりしならんと。

後韓遊瓌、慶州の刺史論惟明、監軍翟文秀、詔を受け、兵三千を將ゐ、泚を便橋に拒ぎ、泚と醴泉に遇ふ。遊瓌、還りて奉天に趣かんと欲す。文秀曰はく、「我、奉天に向はば、賊も亦隨つて至らん。是れ賊を引きて以て天子に迫るなり。若かじ留まりて此に壁せんには、賊必ず敢て我を越えて奉天に向はじ。若し願みずして過ぎば、則ち奉天と夾みて之を攻めん」と。

(三〇)遊瓌曰はく、「賊は強く我は弱し。若し賊、軍を分ちて以て我を綴め、直に奉天に趣かば、奉天の兵も亦弱し、何の夾み攻むることか之れ有らん。我今急に奉天に趣くは、天子を衛る所以なり。且つ吾が士卒飢寒し、而して賊、財多し。彼、利を以て吾が卒を誘はば、吾、禁する能はざるなり」と。遂に兵を引きて奉天に入る。泚も亦隨つて至る。官軍出で戦ひ、利あらず。

泚の兵、門を争うて入らんと欲す。渾瑊、遊瓌と血戰すること竟日。門内に草車數乗有り。瑊、虞候高固をして、甲士を帥る、長刀を以て賊を斫らしむ。皆、一、百に當る。車を曳きて門を塞ぎ、火を縦ちて之を焚く。衆軍、火に乗じて賊を撃つ。賊乃ち退く。夜に會し、泚、城東の三里に營し、柝を撃ち火を張り、原野に布満す。(二〇)西明寺の僧法堅をして、攻具を造らしめ、佛寺を毀ちて以て梯衝を爲る。韓遊瓌曰はく、「寺材は皆乾薪なり。但だ火を具へて以て之を待たんと。」固は侃の玄孫なり。泚、是より、日に來りて城を攻む。瑊、遊瓌等、晝夜力戰す。幽州の兵、襄城を救ふ者、泚が反せるを聞き、突きて潼關に入り、泚に奉天に歸す。(二一)普潤の成卒も亦之に歸す。衆數萬有り。上、陸贄と語り、亂の故に及び、深く自ら克責す。贄曰はく、「今日の患を致せるは、皆羣臣の罪なり」と。上曰はく、「此れ亦天命なり。人事に由るに非ず」と。贄退きて上疏して以爲はく、「陛下、志、區宇を壹にせんとし、四に不庭を征し、(二二)兇渠、誅を稽め、(二三)逆將、亂を繼ぎ、兵連り禍結び、(二四)行くゆく三年に及び、微師日に滋く、賦斂日に重く、内は京邑より、外は邊陲に洎ぶまで、行く者は鋒刃の憂有り、居る者は誅求の困有り。是を

- 【二〇】西明寺。長安城中延康坊に在り、本、隋の楊素の宅なり。
- 【二一】梯衝。梯は雲梯、衝は衝車。
- 【二二】高侃は太宗・高宗に事へ、將と爲り功有り。
- 【二三】普潤の成卒は神策の兵なり。
- 【二四】不庭。不朝を謂ふ。下の、上に事ふる、皆、禮を庭中に成す。一説に庭は直なり、不庭は不直なりと。
- 【二五】兇渠。田悅・李納をいふ。
- 【二六】逆將。朱滔・李希烈をいふ。
- 【二七】建中二年、兵端始めて啓き、是に至りて三年に及ぶ。

以て叛亂繼ぎて起り、怨讟並び興る。非常の虞、億兆、慮を同じくす。唯だ陛下(二八)穆然として(二九)凝邃にして、獨り・聞くを得ず、兇卒をして鼓行し、白晝・闕を犯さしむるに至る。豈に我が間隙に乗じ・人の(三〇)攜離に因るを以てにあらざるや。陛下、股肱の臣有り、耳目の任有り、諫諍の列有り、備衛の司有るに、危きを見て・其誠を竭す能はず、難に臨みて・其死を效す能はず。臣が謂はゆる今日の患を致すは、羣臣の罪なりとは、豈に徒言ならんや。聖旨又以へらく、國家の興衰は、皆天命有り。臣聞く、(三一)天の視聽する所は、皆人に因る。故に(三二)祖伊が紂を責むるの辭に曰はく、「我が生は、命の・天に在る有らざるや」と。武王、紂の罪を數めて曰はく、(三三)「乃ち曰はく、吾、命有り」と。其悔を懲らす罔し」と。此れ又人事を捨てて天命を推すは、必ず不可なるの理なり。易に曰はく、(三四)「履を視て祥を考ふ」と。又曰はく、(三五)「吉凶は失得の象なり」と。此れ乃ち天命は人に由る、其義明かなり。然らば則ち聖哲の意、六經會通し、皆、禍福は人に由ると謂ひ、盛衰は命有りと言はず。蓋し人事理まりて、而も天命、亂を降す者は、未だ之れ有らざるなり。人事亂れて、而も天命、康を降す者も、亦未だ之れ有らざるなり。頃より征討頗る頻に、刑網稍く密に、物力・耗竭し、

- 【二八】穆然。うやうやしき貌。
- 【二九】凝邃。ふかきところにして止まり居ること。
- 【三〇】攜離。はなれ、はなる。
- 【三一】書に曰はく、天の視るは我が民の視るに自り、天の聽くは我が民の聽くに自ると。
- 【三二】書經西伯戡黎に見ゆ。
- 【三三】書經泰誓上に見ゆ。
- 【三四】履を視て云云。履卦上九の爻辭。王弼曰はく、禍福の祥は、履む所に生ず。履の極に處り、履道成る、故に以て履を視て祥を考ふ可しと。其の行ふ所の善惡適否によりて吉凶禍福を考ふるなり。
- 【三五】易經繫辭傳の文。

人心・驚疑し、風濤に居るが如く、洶洶として定まる靡く、上は朝列より、下は蒸黎に達するまで、日夕族黨娶まり謀り、咸・必ず變故有らんことを憂ふ。旋くにして屬、涇原の叛卒あり、果して衆庶の虞る所の如し。京師の人、動もすれば億計を逾え、固より悉く算術を知り皆占書を曉るに非ず、則ち寇を致すの由は未だ必ずしも盡く天命に關らざるを明かにす。臣聞く、(一毛) 理或は亂を生じ、亂或は理に資すと。難無きを以てして守を失ふあり、難多きを以てして邦を興す有り。今、亂を生じ守を失ふの事は、則ち既往にして、復た追ふ可からず。其の理に資し邦を興すの業は、陛下が克勵して之を謹脩するに在り。何ぞ亂人を憂へん。何ぞ厄運を畏れん。勤勵して息まざれば、升平を致すに足る。豈に止だ妖氛を盪滌し宮闕を旋復するのみならんや」と。

田悅、王武俊に説き、(武俊ヲ)馬寔と共に李抱眞を (三六) 臨洛に撃たしむ。抱眞復た賈林を遣はし、武俊に説きて曰はしむ、「臨洛は兵精にして備有り、未だ輕んじ易からざるなり。今戰勝ちて地を得ば、則ち利は魏博に歸せん。勝たずんば則ち恆冀大に傷はれん。(三九) 易・定・滄・趙は、皆大夫の故地なり。先づ之を取るに如かじ」と。武俊乃ち悅に辭し、馬寔と與に北に歸る。壬戌、悅、武俊を (四〇) 館陶に送り、手を執りて泣きて別れ、下、將士に至るまで、贈遺すること甚だ厚し。是より先、武俊、回紇の兵を召し、李懷光等の糧道を絶たしむ。

懷光等已に西に去る。而して回紇の達干、回紇千人・雜虜二千人を將る、適 幽州の北境に至る。朱滔因つて之に説き、與に俱に河南に詣り・東都を取り・朱泚に應接せんと欲し、河南の子女を以てし之に賂はんことを許す。滔、回紇の女を娶りて側室と爲す。回紇、之を朱郎と謂ふ。且つ其俘掠を利として之を許す。賈林復た武俊に説きて曰はく、「古より國家、患有り、未だ必ずしも之に因りて更に興らずんばあらず。況んや主上は (四二) 九葉の天子にして、聰明英武なるをや。天下誰か肯て之を捨てて共に朱泚に事へんや。滔、盟主と爲りてより以來、同列を輕蔑す。河朔には古冀國無し。(四三) 冀は乃ち大夫の封域なり。今滔、冀王と稱す。又、西は其兄に倚り、北は回紇を引く。其志、盡く河朔を呑みて之に王たらんと欲するなり。(四四) 大夫、之が臣たらんと欲すと雖も、得可かりざらん。且つ大夫は雄勇にして善く戰ひ、滔の比に非ず。又、本、忠義を以て、手づから (四五) 叛臣を誅せり。當時の宰相、處置、宜しきを失ひ、滔の誑誘する所と爲り、故に蹉跌して此に至れり。若かし昭義と力を併せて滔を取らんには、其勢必ず獲ん。滔既に亡びなば、則ち泚自ら破れん。此れ不世の功にして、禍を轉じて福と爲すの道なり。今、諸道・幅湊して泚を攻む。日ならずして當に平ぐべし。

唐德宗神武聖文皇帝建中四年

【一】蒸黎。人民。
 【二】理。治なり。唐人、高宗の韓を避けて皆治を以て理と爲す。
 【三】魏縣の行營既に散じ、李抱眞退きて臨洛に屯す。
 【四】易定滄趙には時に張孝忠據り、趙には時に康日知據る。
 【五】館陶。元城の北四十五里に在り。

【一】九葉。高祖、太宗、高宗、中宗、睿宗、玄宗、肅宗、代宗より帝に至るまで凡そ九世。
 【二】胡三省曰はく、滔、冀王と稱するは、蓋し禹跡冀州の域を奄ひ、以て自ら大にして王たるなり。武俊の巡屬に冀州有り、故に林、是を以て之を問すと。
 【三】胡三省曰はく、田悅が王武俊・朱滔を問すると、賈林が王武俊に説く者と、同一利害なるのみ。人は惟だ利に趣きて害を避く、故に説行ばる、他の巧有るに非ざるなりと。
 【四】叛臣を誅す。李惟岳を殺すをいふ。

天下已に定まり、大夫乃ち過を悔い國に歸するは、則ち已に晩し」と。時に武俊已に滔と隙有り。因つて袂を攘つて色を作して曰はく、「二百年の天子にも、吾、臣たる能はず。豈に能く此田舎兒に臣たらんや」と。遂に抱眞及び馬燧と相結び、約して兄弟と爲る。然れども猶ほ外は滔に事へ、禮甚だ謹む。田悅と與に各使を遣はし、滔に河間に見え、朱泚が尊號を稱するを賀せしめ、且つ馬寔の兵を請ひ、共に康日知を趙州に攻めんとす。

汝鄭應援使劉德信、子弟の軍を將ゐて汝州に在り、難を聞き、兵を引きて入り援け、泚の衆と見子陵に戦ひ、之を破る。東渭橋に轉輸の積粟有るを以て、癸亥、進みて東渭橋に屯す。

朱泚、夜、奉天の東西南三面を攻む。甲子、渾瑊、力戦して之を却く。左龍武大將軍呂希倩、戦死す。乙丑、泚復た城を攻む。將軍高重捷、泚の將李日月と、梁山の隅に戦ひ、之を破る。勝に乗じ北ぐるを逐ひ、身、士卒に先だつ。賊の伏兵、之を擒にす。其麾下十餘人、奮つて死を顧みず、追うて之を奪ふ。賊、拒ぐ能はず。乃ち其首を斬り、其身を棄てて去る。麾下、之を收めて城に入る。上親ら撫して之を哭し哀を盡す。蒲を結びて首を爲りて之を葬り、

【四一】瀘州は河間縣に治す。
 【四二】是年四月、諸の嘗て節度觀察都團練使の子弟を募り、驚を帥ゐて軍に従はしめ、劉德信をして之を將ゐて以て襄城を救はしむ。
 【四三】見子陵。閿鄉縣の西、皇天原上、漢の武帝の思子臺有り。又、漢の薄太后の陵、霸陵の南に在り、文帝の陵に近し、故に薄太后曰はく、南のかた吾が子を望み、北のかた吾が夫を望むと。俗呼びて見子陵と爲す。
 【四四】東渭橋。萬年縣の北五十里に在り。
 【四五】梁山。奉天城の北五里に在り。

司空を贈る。朱泚、其首を見、亦之を哭して曰はく、「忠臣なり」と。蒲を束ねて身を爲りて之を葬る。李日月は、泚の驍將なり。奉天城下に戦死す。泚、其尸を長安に歸し、厚く之を葬る。其母、竟に哭せず、罵りて曰はく、「奚奴、國家何を汝に負きて反する。死すること已に晩し」と。泚が敗るるに及び、賊黨皆族誅せらる。獨り日月の母のみ坐せず。己巳、渾瑊に京畿渭南北金商節度使を加ふ。

【五】隴州。今の陝西省關中道隴縣。

壬申、王武俊、馬寔と與に、趙州の城下に至る。初め朱泚、鳳翔に鎮し、其將牛雲光を遣はし、幽州の兵五百人を將ゐて隴州に戍せしめ、隴右營田判官韋臯を以て隴右留後を領せしむ。

【五二】李楚琳、亂を作し、郝通、隴州より奔りて之に歸す。
 【五三】汧陽縣は隴州に屬す。州の東六十里に在り。今の陝西省關中道汧陽縣。

郝通が鳳翔に奔るに及び、牛雲光詐り疾み、臯が至るを俟ち、兵を伏せて之を執へ、以て泚に應せんと欲す。事泄れ、其衆を帥ゐて泚に奔る。汧陽に至り、泚が中使蘇玉を遣はし詔書を齎して臯に中丞を加ふるに遇ふ。玉、雲光に説きて曰はく、「韋臯は書生なり。君、我と俱に隴州に之くに如かじ。臯、幸にして命を受けば、乃ち吾が人なり。命を受けずんば、君、兵を以て之を誅せよ。孤狆を取るが如くならんのみ」と。雲光、之に従ふ。臯、城上より、雲光に問うて曰はく、「臯者告げずして行き、今にして復た來るは、何ぞや」と。雲光曰はく、「臯者未だ公の心を知らず。今、公、新命有り。故に復た來る。願はくは腹心を託せん」と。臯乃ち先づ蘇玉を納れ、其詔書

【五四】純は豚と同じ。豕子なり。
 【五五】朱泚が臯に中丞を加ふるの命を謂ふ。

唐德宗神武聖文皇帝建中四年

を受け、雲光に謂つて曰はく、「大使苟に異心無くんば、請ふ悉く甲兵を納れ、城中をして疑無からしめよ。衆、乃ち入る可し」と。雲光、阜が書生なるを以て之を易り、乃ち悉く甲兵を以て之に輸りて入る。明日、阜、玉・雲光及び其卒を郡舎に宴し、甲を伏せて之を誅し、壇を築き、將士に盟つて曰はく、「李楚琳、(一)本使を賊虐せり。既に上に事へず、安んぞ能く下を恤まん。宜しく相與に之を討つべし」と。兄平弁を遣はして(二)奉天に詣らしめ、復た(三)使を遣はして援を吐蕃に求めしむ。

【一】本使。張鎰をいふ。李楚琳は、鎰の部曲將にして、鎰を殺して逆に従ふ。
【二】命を行在所に請ふ。
【三】朱泚が兵を遣はして之を攻め、吐蕃を引きて以て援と爲さんことを恐るるなり。

卷の第二百二十九

唐紀四十五

德宗神武聖文皇帝四

(一)建中四年、十一月乙亥、隴州を以て奉義軍と爲し、阜を擢でて節度使と爲す。泚、又、中使劉海廣をして阜に鳳翔節度使を許さしむ。阜、之を斬る。

(二)靈武留後杜希全、鹽州の刺史戴休顔、夏州の刺史時常春、渭北節度使李建徽に會し、兵萬人を合はせて入り援く。將に奉天に至らんとす。上、將相を召し、道の從つて出づる所を議す。關播・渾瑊曰はく、「(三)漢谷は道險狹なり。恐らくは賊の邀ふる所と爲らん。若かじ乾陵より北に過ぎ、(四)柏城に附きて行き、城の東北雞子堆に營し、城中と犄角して相應じ、且つ賊勢を分たんに」と。盧杞曰はく、「漢谷は道近し。若し賊の邀ふる所と爲

【一】建中四年。西紀七八三年。
【二】靈武節度使は靈州に治し、鹽州は五原縣に治し、夏州は朔方縣に治す。皆、鄰境相接す。渭北節度使は、本、坊州に治す、時に徙りて鄭州に治す。
【三】漢谷。奉天城の西北に在り。
【四】山陵には柏を樹ゑて行を成し、以て陵寢を遮る、故に之を柏城と謂ふ。

らば、則ち城中より兵を出して應接して可なり、儻し乾陵に出では、恐らくは陵寢を驚かさんと。城曰はく、「泚が城を攻めしより、乾陵の松柏を斬り、夜を以て晝に繼ぐ。其驚くこと多し。今、城中危急にして、諸道の救兵未だ至らず、惟だ希全等のみ來る、繋る所、輕きに非ず。若し要地に營據するを得ば、則ち泚は破る可からん」と。杞曰はく、「陛下、師を行る、豈に逆賊に比せんや。若し希全等をして之を過ぎしめば、是れ自ら陵寢を驚かさなり」と。上乃ち希全等に命じ、漠谷より進ましむ。丙子、希全等の軍、漠谷に至る。果して賊の邀ふる所と爲り、高きに乗じて大弩巨石を以て之を撃つ。死傷甚だ衆し。城中、兵を出して應接し、賊の敗る所と爲る。是夕、四軍潰え、退きて邠州を保つ。泚、其輜重を城下に關す。從官相視て色を失ふ。休顔は夏州の人なり。泚、城を攻むること益々急に、塹を穿ちて之を環らす。泚、帳を乾陵の下に移し、城中の動靜を視、皆、之を見る。時に使を遣はして城を環らしめ、士民を招誘し、其の天命を識らざるを笑ふ。

【五】 是年五月、李晟疾甚だしく、易州より還りて定州を保つ。事、前卷に見ゆ。

神策河北行營節度使李晟、疾愈え、上の奉天に幸せるを聞き、衆を帥ゐて將に命に奔らんとす。張孝忠、朱滔、王武俊に迫られ、晟に倚りて援と爲し、晟が行くを欲せず、數之を沮止す。晟乃ち其子憑を留め、孝忠の女を娶りて婦と爲さしめ、又、玉帶を解きて孝忠の親信に賂ひ、之に説かしむ。孝忠乃ち晟が西に歸るを聽し、大將楊榮國を遣はし、銳兵六百を將ゐ、晟と俱にせしむ。晟、兵を引

きて、飛狐道に出で、晝夜兼行し、代州に至る。丁丑、晟に神策行營節度使を加ふ。王武俊、馬寔、趙州を攻め、克たす。辛巳、寔、瀛州に歸る。武俊、之を送ること五里、犒贈甚だ厚し。武俊も亦恆州に歸る。

上の出でて奉天に幸するや、陝虢觀察使姚明敷、軍事を以て都防禦副使張勸に委ね、去りて行在に詣る。勸、兵を募りて數萬人を得たり。甲申、勸を以て陝虢節度使と爲す。

- 【六】 飛狐道。今の直隸省大名道涿源縣の北に在り。
- 【七】 健歩。急脚子なり。
- 【八】 襦。短衣なり。
- 【九】 偶獸。偶は其寒を矜み、獸は辭無きなり。
- 【一〇】 燕菁。蘿蔔なり。
- 【一一】 崔縱は魏縣行營糧料使たり。

朱泚、奉天を攻圍して月を經。城中、資糧俱に盡く。上嘗て健歩を遣はし、城を出でて賊を覘はしむ。其人懇ろに苦寒を以て辭と爲し、跪き奏して「一襦袴を乞ふ。上、之が爲めに尋求すれども獲ず、竟に憫黙して之を遣る。時に供御纔に糲米二斛有り。毎に賊の休息するを伺ひ、夜、人を城外に絶し、(一〇)燕菁根を采りて之を進む。上、公卿・將吏を召し、謂つて曰はく、「朕、不徳を以て、自ら危亡に陥る。固より其れ宜なり。公が輩は罪無し。宜しく早く降りて以て室家を救ふべし」と。羣臣皆頓首流涕し、死力を盡さんと期す。故に將士、困急すと雖も、銳氣、衰へず。上の奉天に幸するや、(一一)糧料使崔縱、李懷光に勸め、入りて援けしむ。懷光、之に従ふ。縱、悉く軍資を斂め、懷光と皆に來る。懷光、晝夜、道を倍し、河中に至る。力疲れて兵を休むるこ

と三日。河中の尹李齊運、力を傾けて犒宴す。軍、尙ほ遷延せんと欲す。崔縱先づ貨財を輦して河を度り、衆に謂つて曰はく、『河西に至らば、悉く以て分賜せん』と。衆、之を利とし、西して蒲城に屯す。衆五萬有り。齊運は、(三) 憚の孫なり。李晟、行くゆく且つ兵を收め、亦蒲津より濟り、東渭橋に軍す。其始め卒四千有り。晟、撫御に善く、士卒と甘苦を同じくす。人、之に従ふを樂しむ。旬月の間に、萬餘人に至る。神策兵馬使尙可孤、李希烈を討ち、三千人を將ゐて襄陽に在り、武關より入り援け、(四) 七盤に軍し、泚の將 仇敬を敗り、遂に藍田を取る。可孤は宇文部の別種なり。(五) 鎮國軍副使駱元光は、其先は安息の人なり。駱奉先、養うて以て子と爲す。兵を將ゐて潼關を守ること十年に近く、衆の服する所と爲る。朱泚、其將何望之を遣はし、華州を襲はしむ。刺史董晉、州を棄てて行在に走る。望之、其城に據り、將に兵を聚めて以て東道を絶たんとす。元光、關下の兵を引き、望之を襲ふ。走りて長安に還る。元光、遂に華州に軍し、士卒を召募し、數日にして萬餘人を得たり。泚數、兵を遣はして元光を攻む。元光、皆、撃ちて之を却く。賊、是に由りて、東に出づる能はず。上即ち元光を以て鎮國軍節度使と爲す。元光乃ち兵二千を將ゐ、西して昭應に屯す。馬燧、其行軍司馬王權及び其子彙を遣はし、兵五千人を將ゐて入り援けしめ、中渭橋に屯す。是に於て、泚の黨の據る所は、惟

- 【一】 河西。開元八年、河東縣を析ち、蒲津より以西を河西縣と爲す。
- 【二】 蔣王憚は太宗の子。
- 【三】 七盤。古の饒雷の險。
- 【四】 仇敬。即ち仇敬忠なり。
- 【五】 鎮國軍。肅宗の上元元年、鎮國軍を華州に置く。
- 【六】 鎮國軍節度使は華州に治す。

だ長安のみ。援軍・遊騎、時に(二) 望春樓下に至る。李忠臣等、屢、兵を出して皆敗れ、援を泚に求む。泚、民間・弊に乗じて之を抄めんことを恐れ、遣はす所の兵、皆晝伏し夜行く。泚、内、長安を以て憂と爲し、乃ち急に奉天を攻む。僧法堅をして雲梯を造らしむ、高廣各數丈、裏むに(七) 兕革を以てし、下に巨輪を施し、上に壯士五百人を容る。城中、之を望みて懼す。上、以て羣臣に問ふ。渾瑊・侯仲莊對へて曰はく、『臣、雲梯を觀るに、勢甚だ重し。重ければ則ち陥り易し。臣請ふ其の來る所を迎へ、地道を鑿り、薪を積み火を蓄へ、以て之を待たん』と。(八) 神武軍使韓澄曰はく、『雲梯は小伎なり。上の聖慮を勞するに足らず。臣請ふ之を禦がん』と。乃ち梯の係ふ所を度り、城の東北隅三十歩を廣め、多く膏油・松脂・薪草を其上に儲ふ。丁亥、泚、兵を盛にし、鼓譟して南城を攻む。韓遊瓌曰はく、『此れ吾が力を分たんと欲するなり』と。乃ち兵を引き、嚴に東北に備ふ。戊子、北風甚だ迅し。泚、雲梯を推し、上に濕氈を施し、水囊を懸け、壯士を載せて城を攻め、翼するに(九) 輶轡を以てし、人を其下に置き、薪を抱き土を負ひ、塹を填めて前む。矢石・火炬も傷ふ能はざる所なり。賊、兵を併せて城の東北隅を攻め、矢石、雨の如し。城中の死傷者、勝げて數ふ可からず。賊已に城に登る者有り。上、渾瑊と對して泣く。羣臣惟だ首を仰ぎて天に祝る。上、(三) 無

- 【一】 望春樓は長樂城に近く、廣運潭に臨む。玄宗の立つる所なり。
- 【二】 兕は、色、野牛の如くにして青し。一説に雌犀なりと。ここに兕革といふは蓋し牛皮なり。
- 【三】 開元二十六年、左右羽林を分ちて左右神武軍を置く。
- 【四】 輶轡。城を攻むる車なり。
- 【五】 無名告身。即ち空名告身。功有る者は、姓名を書寫し、以て之に授く。

名告身・御史大夫 實食五百戶より以下千餘通を以て城に授け、敢死の士を募りて之を禦がしめ、仍ほ御筆を賜ひ、其功の大小を視て名を書せしめ、之に告身を給し、足らざれば則ち其身に書せしめ、且つ曰はく、『今便ち卿と別る』と。城・俯伏流涕す。上、其背を拊で、歔歔して、自ら勝へず。時に士卒凍餒し、又、甲冑に乏し。城・撫諭し、激ますに忠義を以てす。皆鼓譟し力戦す。城、流矢に中る。進み戦うて、輟まず。初めより痛を言はず。

會 雲梯、地道を輾り、一輪偏陷し、前却する能はず。火、地中より出で、風勢も亦回る。城上の人、葦炬を投じ、松脂を散じ、沃ぐに膏油を以てし、譟呼、地を震ふ。須臾にして雲梯及び梯上の人、皆、灰燼と爲り、臭、數里に聞ゆ。賊乃ち引き退く。是に於て 三門皆兵を出し、太子親ら爲めに瘡を裹む。夜に入りて泚復た來りて城を攻む。矢、御前三歩に及びて墜つ。上大に驚く。李懷光、蒲城より、兵を引きて涇陽に趣き、北山に竝うて西し、先づ兵馬使張韶を遣はし、微服間行して行在に詣らしめ、表を蠟丸に藏す。韶、奉天に至る。賊方に城を攻むるに値ふ。韶を見、以て賤人と爲し、之を驅り、民と俱に塹を填めしむ。韶、間を得て塹を踰え、城下に抵り、呼びて曰はく、『我は朔方軍の使者なり』と。城上の人、繩を下して之を引く。登る比は

- 【三】 實食。實封を食する也。
- 【四】 渾城が死戦せんことを期望する也。
- 【五】 地道とは渾城等が驚りて以て雲梯を迎ふる所の者なり。
- 【六】 火も亦渾城等が蓄へて以て雲梯を待つ所の者なり。
- 【七】 時に朱泚、奉天城の東南北三面を攻む、故に三門、皆兵を出して與に戦ふ。

ひ、身、數十矢に中る。表を衣中に得て之を進む。上大に喜び、韶を昇して以て城の四隅に徇ふ。歡聲、雷の如し。癸巳、懷光、泚の兵を醜泉に敗る。泚、之を聞きて懼れ、兵を引きて遁れて長安に歸る。衆以爲へらく、懷光復た三日至らざりせば、則ち城守られざりしならんと。泚既に退き、從臣皆賀す。汴滑行營兵馬使賈隱林、進みて言ふ、『陛下、性太だ急にして、物を容るる能はず。若し此性未だ改まらずんば、朱泚敗亡すと雖も、憂未だ艾きざるなり』と。上、以て忤ふと爲さず、甚だ之を稱す。侍御史 萬俟著、金商の運路を開く。重圍既に解け、諸道の貢賦繼ぎて至り、用度始めて振ふ。朱泚、長安に至り、但だ城守の計を爲し、時に人を遣はし、城外より來り、周走して呼びて、『奉天破れぬ』と曰はしめ、以て衆を惑はさんと欲す。泚既に府庫の富に據り、金帛を愛まず、以て將士を悦ばせ、公卿の家屬の・城に在る者に、皆月俸を給し、神策及び六軍の・車駕及び哥舒曜・李晟に従ふ者は、泚皆其家に糧を給し、加以器械を繕完し、日費甚だ廣し。長安平ぐに及び、府庫尙ほ餘蓄有り。見る者皆有司の暴斂を追怨す。或るひと泚に謂つて曰はく、『陛下既に命を受く。唐の陵廟、宜しく復た存すべからず』と。泚曰はく、『朕、嘗て北面して唐に事ふ。豈に此を爲すに忍びんや』と。又曰はく、『百官多く缺けたり。請ふ兵を以て士人を脅して之に補せん』と。泚曰はく、『強ひて之に授くれば則ち人懼る。但だ仕へんと欲する者は則ち之に與へん。何ぞ必ずしも戸を叩きて官に拜せんや』と。泚が用ふ

- 【三八】 萬俟。唐の複姓なり。
- 【三九】 金商の運路を開き江淮の財賦を轉じ、以て奉天に至る。

る所の者は、惟だ范陽・神策・團練兵のみ。涇原の卒は驕り、皆、用を爲さず。但だ其の掠むる所の資貨を守り、肯て出で戦はず。又、密に泚を殺さんと謀り、果さずして止む。李懷光、性粗疎にして、山東より來りて難に赴き、數人と與に盧杞・趙贊・白志貞の姦佞を言ひ、且つ曰はく、「天下の亂は、皆、此曹の爲す所なり。吾、上に見えれば、當に請うて之を誅すべし」と。既に奉天の圍を解き、自ら其功に矜り、謂へらく上必ず接するに殊禮を以てせんと。或るひと王翊・趙贊に説きて曰はく、「懷光、緣道にて憤歎して以爲はく、(三)「宰相の謀議、方に乖き、(四)度支の賦斂煩重に、(五)京尹の犒賜刻薄なり。乘輿播遷を致せるは、三臣の罪なり」と。今、懷光新に大功を立つ。上必ず襟を披き誠を布き、得失を詢はん。其言をして入らしめば、豈に危からずや」と。翊・贊、以て盧杞に告ぐ。杞懼れ、從容として上に言つて曰はく、「懷光の勳業は、社稷是れ頼り、賊徒、膽を破り、皆守心無し。若し之をして勝に乗じて長安を取らしめば、則ち一舉して以て賊を滅ぼす可し。此れ破竹の勢なり。今、其入朝するを聽さば、必ず當に宴を賜ひ、留連して日を累ぬべし。賊をして京城に入り、從容として備を成すを得しめば、恐らくは圖り難からん」と。上、以て然りと爲し、懷光に詔し、直に軍を引きて便橋に屯し、李建徽・李晟及び神策兵馬使楊惠元と與に、期を刻して共に長

【三】團練兵。即ち團結の兵。事、二百二十五卷代宗大曆十二年に見ゆ。

【四】魏縣行營より來りて奉天の難に赴く。魏縣は魏州に屬し、其地、河山の東に在り。

【五】禮、百僚に絶する、之を殊禮といふ。

【三】宰相。盧杞。

【四】度支。趙贊。

【五】京尹。王翊。

安を取らしむ。懷光自ら以へらく、數千里、誠を竭して難に赴き、朱泚を破り、重圍を解けり。而るに咫尺にして、天子に見ゆるを得ずと。意殊だ怏怏として曰はく、「吾今已に姦臣の排する所と爲る。事、知る可し」と。遂に兵を引き、去りて魯店に至り、留まること二日にして乃ち行く。

【三六】魯店。奉天の東南、咸陽陳濤斜の西北に在り。

【三七】漢州。武后垂拱二年、益州を分ちて漢州を置く。成都より北のかた漢州に至るまで九十五里。

【三八】鹿頭關は漢州德陽縣に在り。成都の北一百五十里に鹿頭山有り、兩川の要を扼す。

【三九】盱眙。漢の縣、唐の初め、楚州に屬す。建中四年、泗州に屬す。

【四〇】塢壁。營居を塢と曰ふ。壁は壘なり。

【四一】京峴山は泗州治の東五里に在り。

【四二】京江。大江、京口の城北を逕、之を京江といふ。

【四三】收復すること未だ期有らざるなり。

使張延賞、城を棄てて、漢州に奔る。(三)鹿頭の成將叱干遂等、之を討ち、肅及び其黨を斬る。延賞復た成都に歸る。淮南節度使陳少遊、兵を將ひて李希烈を討ち、(三)盱眙に屯す。朱泚が亂を作すを聞き、廣陵に歸り、塹壘を修め、甲兵を繕ふ。浙江東西節度使韓澁、關梁を閉ぢ、馬牛の境を出づるを禁じ、石頭城を築き、井を穿つこと百所に近く、館第數十を繕ひ、(四)塢壁を修め、建業に起りて(四)京峴に抵るまで、樓堞相屬く。以て車駕の江を度るに備へ、且つ自ら固むるなり。少遊、兵三千を發し、大に江北に關す。澁も亦舟師三千を發し、武を京江に曜かし、以て之に應ず。鹽鐵使包佶、錢帛八百萬有り、將に京師に輸らんとす。陳少遊以爲へらく、「賊、長安に據り、(五)未だ收復を期

せず」と。彊ひて之を取らんと欲す。佶、可かず。少遊、之を殺さんと欲す。佶懼れ、妻子を案牘の中に匿し、急に江を濟る。少遊、悉く其錢帛を收む。佶、守財卒三千有り。少遊、亦之を奪ふ。佶纒に數十人と、俱に【四】上元に至り、復た韓滉の奪ふ所と爲る。時に南方の藩鎮、各境を閉ちて自ら守る。惟だ【五】曹王阜數、使を遣はし、間道より貢獻す。李希烈、汴鄭に攻逼し、江淮の路絶ゆ。朝貢、皆、宣・饒・荆・襄より、武關に趣く。阜、郵驛を治め、道路を平かにす。是に由りて、往來の使、通行すること阻無し。

上、陸贄に問ふに當今の切務を以てす。贄、以へらく、曩日、亂を致せるは、上下の情の通せざるに由ると。上に・下に接し諫に從はんことを勸

め、乃ち上疏す。其略に曰はく、『臣謂ふに、當今の急務は、羣情を審察

するに在り。若し羣情の甚だ欲する所の者は、陛下先づ之を行ひ、甚だ惡む所の者は、陛下先づ之を

去れ。欲惡、天下と同じくして、而も天下、歸せざる者は、古より今に及ぶまで、未だ之れ有らざる

なり。夫れ理亂の本は、人心に繫る。況んや變故動搖の時に當り、危疑向背の際に在りては、人の歸

する所は則ち植ち、人の去る所は則ち傾く。陛下安んぞ羣情を審察し、其欲惡を同じくし、億兆をして

歸趣せしめ、以て邦家を靖んせざる可けんや。此れ誠に當今の・急なる所なり」と。又曰はく、『頃者竊

に【四六】輿議を聞き、頗る羣情を究むるに、四方は則ち中外の意乖くを患へ、百辟は又君臣の道隔たるを

【四四】 上元縣は時に昇州に屬す。今の江蘇省金陵道江寧縣。

【四五】 曹王阜は時に江南西道に節度たり。

【四六】 輿議の衆の議する所なり。

患ふ。郡國の志、朝廷に達せず、朝廷の誠、軒陛に升らず。上の澤、下布に闕け、下情、上聞に壅

がり、實事必ずしも知られず、知事必ずしも實ならず、上下、其際に【四七】否隔し、眞偽、其間に【四八】雜

糅し、怨を聚めて囂囂、謗を騰げて籍籍たり。【四九】疑阻無きを欲すとも、其れ得可けんや」と。又曰は

く、『天下の智を總べて以て聰明を助け、天下の心に順つて以て教令を施さば、則ち君臣、志を同じ

くし、何の從はざる有らん。遠邇、心を歸し、孰と與にか亂を爲さん」と。

又曰はく、『愚、愚にして道に近き有り、事、要にして巧に似たる有り』

と。疏・奏して旬日、上、施行する所無く、亦、詰問せず。贄又上疏す。

其略に曰はく、『臣聞く、國を立つるの本は、衆を得るに在り。衆を得るの

要は、【五〇】情を見るに在り。故に仲尼以謂へらく、【五一】人情は聖王の田なり』

と。【五二】理道の生ずる所なるを言ふなり」と。又曰はく、『易に乾下坤上を泰

と曰ひ、坤下乾上を否と曰ふ。上を損じて下を益するを益と曰ひ、下を損じ

て上を益するを損と曰ふ。夫れ天、下に在り、而して地、上に處るは、位に於て乖けり。而るに反つて

之を泰と謂ふは、上下交はるが故なり。君、上に在り、而して臣、下に處るは、義に於て順なり。而るに

反つて之を否と謂ふは、上下、交はらざるが故なり。上、己を約にして人を裕にせば、人必ず説びて上

を奉せん。豈に之を益と謂はざらんや。上、人を蔑にして諸を己に肆にせば、人必ず怨みて上に叛

る。

【四七】 否隔。ふさがり、へだた

る。

【四八】 雜糅。雜然として區別なきこと。

【四九】 疑阻。うたがひ、ばばむ。

【五〇】 情を見る。人情を洞見するなり。

【五一】 禮記禮運に見ゆ。

【五二】 理道。治道なり。

かん。豈に之を損と謂はざらんや」と。又曰はく、「舟は即ち君道、水は即ち人情なり。舟は水の道に順へば乃ち浮び、違へば則ち没す。君は人の情を得れば乃ち固く、失へば則ち危し。是を以て古先聖王の・人の上に居るや、必ず其欲を以て天下の心に從へ、而して敢て天下の人を以て其欲に從へず」と。又曰はく、「陛下、(五)習俗以て理を妨ぐるを憤り、削平に任じて躬に在り、明威を以て照臨し、嚴法を以て制斷し、流弊、久しき自りし、(五)浚恆太だ深く、遠き者は驚き疑ひ、而して命を阻み死を逃るるの禍作り、近き者は畏懼し、而して容を偷み罪を避くるの態生ず。君臣・意乖き、上下・情隔たり、君、理を致すを務め、而して下、誅夷を防ぎ、臣將に忠を納れんとし、又上、欺誑を慮る。故に容誠、羣物に布かず、物情、睿聰に達せず。(五)臣、往年に於て、曾て御史に任じ、朝謁を奉ずるを獲、僅に・半年ならんと欲す。陛下、嚴邃にして高く居り、未だ嘗て旨を降し臨問せず。羣臣、跼蹐して趨退し、亦、事を列し奏陳せず。軒陛の間すら、且つ未だ相諭さず。宇宙の廣き、何に由りてか自ら通せん。(五)復た例して使臣に對し、(五)別に宰輔を延くと雖も、既に(五)師錫を殊にし、且つ公言を異にし、未だ行はざる者は、則ち戒むるに樞密は論する勿きを以てし、已に行ふ者は、又、之を遂事は諫め

【五三】習俗云云。德宗、強藩の跋扈し、習ひて以て俗を成し、治を成すに妨有るを憤るを言ふ。

【五四】浚恆。易の恆の初六に曰はく、浚恆貞凶、利する彼無しと、象に曰はく、浚恆の凶は、始め深きを求むるなりと。王弼の注に曰はく、始め深きを求むる者は深を求めて底を窮め、物をして餘蘊無からしむ。漸以て此に至るすら、人猶ほ堪へず、而るを泥んや始めより深きを求むる者をや。此を以て恆と爲せば、施して利する所無きなりと。

【五五】德宗の初年、陸贄、監察御史と爲る。

【五六】例して使臣に對すとは、功臣節度及び諸軍使待制する者、例に隨つて次を以て對するを謂ふなり。

【五七】別に宰輔を延くとば、朝謁の外、別に之を延き、與に天下の事を議するを謂ふ。

【五八】書經堯典に、師、帝に錫ふとあり。師は衆なり。錫は與ふる也。

【五九】道聽塗説。道路に聞けば傳へて之を説くなり。

【六〇】取次。むやみに、又は無雜作にの意。

すと謂ひ、漸く拘礙を生じ、動もすれば猜嫌に涉る。是に由りて、人各情を隠し、言を以て諱と爲し、變亂將に起らんとし、億兆憂を同じくするに至る。獨り陛下、恬然として知らず、方に謂へらく太平、致す可しと。陛下、今日の觀る所を以て、往時の聞く所を驗するに、孰れか眞孰れか虚、何れか得何れか失へる。則ち事の通塞、備に之を詳かにし、人の情偽、盡く之を知らん」と。上、乃ち中使を遣はして之に諭して曰はく、「朕、本性、甚だ・誠を推すを好み、亦能く諫を納れ、將に謂へらく、君臣一體にして、全く・隄防せずと。誠を推して疑はざるに緣り、多く姦人に賣弄せらる。今、患害を致す所は、朕思ふに亦它無し。其失は反つて・誠を推すに在り。又諫官、事を論ずる、能く慎密なる少く、例して自ら矜衒し、過を朕に歸し、以て自ら名を取る。朕、位に即きてより以來、奏對して事を論ずる者甚だ多きを見る。大抵皆是れ雷同し、(五)道聽塗説す。試に質問を加ふれば、遽に即ち辭窮す。若し奇才異能に在る有らば、朕豈に拔擢を惜まんや。朕、從前已來の事を見るに、祇だ此の如し。近來多く(五)取次に人に對せざる所以なり。亦、接納に倦むに非ず。卿宜しく深く此意を悉すべし」と。贊以へらく、人君、下に臨むには、當に誠信を以て本と爲すべし。諫むる者、辭情鄙拙なりと雖も、亦當に優容し

て以て言路を開くべし。若し之を震すに威を以てし、之を折くに辯を以てせば、則ち臣下何ぞ敢て言を盡さんや」と。乃ち復た上疏す。其略に曰はく、「天子の道は、天と方を同じくす。天は地に惡木有るを以てして發生を廢せず。天子は時に小人有るを以てして聽納を廢せず」と。又曰はく、「唯だ信と誠と、失有れば補ふ無し。一も誠ならずれば、則ち心、之を保つ莫し。一も信ならずれば、則ち言、之を行ふ莫し。陛下の謂はゆる誠信に失し、以て患害を致すとは、臣竊に斯言を以て過りと爲す」と。又曰はく、「之を馭するに智を以てすれば則ち人詐り、之に示すに疑を以てすれば則ち人偷む。上之行へば則ち下之に従ひ、上之を施せば則ち下之に報ゆ。若し誠、己に盡さずして、而も盡さんことを人に望まば、衆必ず怠りて從はじ。前に誠ならずして、而も後に誠なりと曰ふとも、衆必ず疑うて信せじ。是に知る、誠信の道は、斯須も身を去る可からざるを。願はくは陛下、慎み守り、而して之を行ふこと加ふる有らんことを。恐らくは以て悔と爲す所の者に非ざるなり」と。又曰はく、「臣聞く、仲虺、成湯を贊揚するに、其の過無きを稱せずして、其の過を改むるを稱す。吉甫、周宣を歌誦するに、其の闕無きを美とせずして、其の闕を補ふを美とす。是れ則ち聖賢の意、較然として著明に、惟だ過を改むるを以て

【六二】 信と誠云云。人君の爲す所、誠信に失有るときは、治道に補無きを言ふ。一本及び全唐文には、「唯だ信と誠とは、補有り失無し」に作る。文理明順なり。

【六三】 仲虺云云。書の仲虺之誥に曰はく、惟れ王、過を改むるに吝ならずと。

【六四】 吉甫云云。詩の丞民に曰はく、衰職闕くる有れば、惟れ仲山甫之を補ふと。尹吉甫、宣王之賢に任じ能を使ふを美とする所以なり。

能と爲し、過無きを以て貴しと爲さず。蓋し爲ふに人の己を行ふや。必ず過差有るは、上智下愚、俱に免れざる所にして、智者は過を改めて善に遷り、愚者は過を恥ぢて非を遂ぐ。善に遷れば則ち其徳日に新に、非を遂ぐれば則ち其惡彌積る」と。又曰はく、「諫官、密ならずして自ら矜るは、信に・忠厚に非ざれども、其の聖徳に於て、固より亦虧くる無し。陛下若し諫を納れて、違はずんば、則ち之を傳ふるは適、美を増すに足らん。陛下若し諫に違うて、納れずんば、又安んぞ能く之を禁じて傳ふる勿からしめん」と。又曰はく、「侈言は驗無し、必ずしも用ひず。質言は理に當る、必ずしも違はず。辭拙くして効速かなる者は、必ずしも愚ならず。言甘くして利重き者は、必ずしも智ならず。是れ皆之を考ふるに實を以てし、之を慮るに終を以てし、其用、它無く、唯だ善の在る所のみ」と。又曰はく、「陛下の所謂、比、奏對して事を論ずるを見るに、皆是れ雷同し、道聽塗説すとは、臣竊に以ふに、衆多の議、人情を見るに足り、必ず行ふ可き有り、亦、畏る可き有り。恐らくは一槩に輕侮して、之を省納する莫かる宜からざるなり。陛下又謂へらく、試に質問を加ふれば、即便辭窮すと。臣但だ以ふ、陛下、其辭を窮すと雖も、而も未だ其理を窮せず、能く其口を服すれども、而も未だ其心を服せず」と。又曰はく、「下たる者は、忠を

【六五】 爲。全唐文には謂に作る。文理亦順なり。

【六六】 侈言云云。徳宗の、裴延齡を信するは、侈言を以てなり。

【六七】 質言云云。徳宗の、柳渾を罷むるは、質言を以てなり。

【六八】 辭拙云云。蕭復が鳳翔に幸するを諫むるが如き、是れなり。

【六九】 利重云云。趙贊・竇滂の苛征重斂是れなり。

願はざるは莫く、上たる者は、理を求めざるは莫し。然るに下は毎に上の理めざるに苦しみ、上は毎に下の忠ならざるに苦しむ。是の若き者は何ぞや。兩情、通せざるが故なり。下の情は、上に達するを願はざるは莫く、上の情は、下に知らるるを求めざるは莫し。然るに下は恆に上の達し難きに苦しみ、上は恆に下の知り難きに苦しむ。是の若き者は何ぞや。九弊、去らざるが故なり。謂はゆる九弊とは、上には其六有り、而して下には其三有り、人に勝つを好み、過を聞くを恥ぢ、辯給を馳せ、聰明を眩し、威嚴を厲しくし、彊復を恣にする、此六つの者は君上の弊なり。諂諛、願望、(七〇)畏慊、此三つの者は臣下の弊なり。上、勝つを好めば、必ず佞辭に甘んじ、上、過を恥づれば、必ず直諫を忌む。是の如くなれば、則ち下の諂諛する者、指に順ひ、而して忠實の語、聞えず。上、辯を馳すれば、必ず勦説し、而して人を折くに言を以てす。上、明を眩すれば、必ず臆度し、而して人を虞るに詐を以てす。是の如くなれば、則ち下の願望する者自ら便とし、而して切磨の辭、盡されず。上、威を厲しくすれば、必ず情を降して以て物に接する能はず。上、恣復なれば、必ず答を引き以て規を受くる能はず。是の如くなれば、則ち下の畏慊する者、幸を避け、而して情理の説、申べられず。夫れ區域の廣大なる・生靈の衆多なる・宮闕の重深なる・高卑の限隔せるを以て、(七一)黎獻よりして上、至尊の光景を觀るを獲る者、億兆を踰えて而も一も無し。觀るを獲るものの中に就きて、言議に接するを得る

【七〇】畏慊。おそれ、おそる。
 【七一】勦説。人の言未だ竟らざるに、其説を勦絶して、已の説を伸ぶるなり。
 【七二】黎獻。衆賢なり。

者、又、千萬にして一ならず。幸にして・接するを得る者も、猶ほ九弊の・其間に居る有り、則ち上下の情、通ずる所鮮し。上の情、下に通せざれば、則ち人惑ふ。下の情、上に通せざれば、則ち君疑ふ。疑へば、則ち其誠を納れず。惑へば、則ち其令に従はず。誠にして而も納れられざれば、則ち之に應ずるは悖を以てす。令して而も従はれざれば、則ち之に加ふるに刑を以てす。下悖り上刑せば、敗れずして何をか待たん。是れ亂多く理少からしむ。古より以て然り」と。又曰はく、『昔、趙武は呐呐として、而も晉の賢臣と爲り、絳侯は(七三)木訥にして、而も漢の元輔と爲る。然れば、則ち口給の者は、事或は信に非ざるあり。辭屈する者は、理或は未だ窮せざるあり。(七四)人の知り難きは、堯舜も病む所なり。胡ぞ(七五)一訓一詰を以てして其能を盡せりと謂ふ可けんや。此を以て天下の情を察せば、固より多く實を失はん。此を以て天下の士を輕んぜば、必ず遺才有らん」と。又曰はく、『(七六)諫むる者多ければ、我の能く好むを表はす。諫むる者直ければ、我の能く容るるを示す。諫むる者の狂誣なるは、我の能く恕するを明かにす。諫むる者の漏泄するは、我の能く從ふを彰かにす。是れ則ち人君と諫者と、交、相益するの道なり。諫むる者は爵賞の利有り、

【七三】趙武。晉の趙文子、名は武、其言呐呐然として、其口を出でざるが如し。晉の正卿と爲り、晉國、以て強く、諸侯、叛かず。
 【七四】絳侯の事は漢の文帝紀に見ゆ。
 【七五】木訥。木は質樸、訥は遲鈍なり。
 【七六】書經に、皋陶曰はく、人を知るに在り、民を安んずるに在りと。禹曰はく、吁、惟れ帝も其れ之を難しとせりと。

君も亦理安の利有り。諫むる者は、獻替の名を得、君も亦采納の名を得。然れども猶ほ諫むる者は、中を失ふ有れども、而も君は美ならざる無し。唯だ、(八〇)讒言の切ならざる有り。天下の聞かざらんことを恐る。此の如くなれば則ち諫を納るるの徳光なり」と。上、頗る其言を採用す。

李懷光、兵を頓めて進まず、數上表し、盧杞等の罪惡を暴揚す。衆論諠騰し、亦杞等を咎む。上、已むを得ず、十二月壬戌、杞を貶して新州の司馬と爲し、白志貞を恩州の司馬と爲し、趙贊を播州の司馬と爲す。宦者翟支秀は、上の信任する所なり。懷光、又、其罪を言ふ。上亦爲めに之を殺す。

乙丑、翰林學士祠部員外郎陸贄を以て考功郎中と爲し、金部員外郎吳通微を職方郎中と爲す。贄、上奏して辭して以はく、「初め奉天に到れる扈從の將吏、例して兩階を加ふ。今翰林獨り官を遷さる。夫れ罰を行ふには、貴近を先にして卑遠を後にすれば、則ち令、犯されず。賞を行ふには、卑遠を先にして貴近を後にすれば、則ち功、遺されず。望むらくは先づ大勞を録し、次に羣品に徧からんことを。則ち臣も亦敢て獨り辭せじ」と。上、

許さず。上、奉天に在り、人をして田悅・王武俊・李納に説かしめ、其罪を赦し、

悦等、皆、密に款を歸す。而も猶ほ未だ敢て朱滔に絶たず、各王と稱すること故の如し。滔、其(八六)虎牙將軍王郢をして悦に説きて曰はしむ、「日者、(八七)八郎、急有り、滔、趙王と與に、敢て其死を愛まず、力を竭して赴き救ひ、幸にして圍を解けり。今、太尉(八八)三兄、命を關中を受く。滔、回紇と共に往きて之を助けんと欲す。願はくは八郎、兵を治め、滔と與に河を度り、共に大梁を取らんことを」と。悦、心に行くを欲せず、而も未だ滔に絶つに忍びず、乃ち之を許す。滔復た(八九)其内史舍人李瑄を遣はし、悦を見、其可否を審かにせしむ。悦、猶豫して決せず。密に扈(九〇)を召して之を議す。(九一)司武侍郎許士則曰はく、「朱滔、昔、李懷仙に事へて牙將と爲り、兄泚及び朱希彩と、共に(九二)懷仙を殺して希彩を立つ。希彩が以て其兄弟を寵信する所至れり。滔、又、判官李子瑗と、(九三)希彩を殺して泚を立てんと謀れり。泚既に帥と爲るや、滔乃ち泚に勸めて入朝せしめ、而して自ら留後と爲る。勸むるに忠義を以てすと雖も、實は之が權を奪ふなり。平生、之と謀を同じくし功を共にすること、

【七九】獻替。善をすすめ、惡を廢すること。君主を輔佐するにふ。

【八〇】讒言。直言、善言なり。

【八一】新州。新興縣に治す、京師に至るまで五千五十二里。

【八二】恩州。漢の合浦郡の地に屬す、京師の東南六千六百里。

【八三】播州。隋の祥柯縣。京師の西北六十里にして廣州の界に接す。

【八四】祠部は禮部に屬し、祠祭を掌る。考功は吏部に屬し、文武官の功過考法を掌る。官職を以て之を言ふときは、祠部は考功職方に比して清要と爲す。郎中は正五品上、員外郎は從六品上。

【八五】唐、至徳より以後、勳階輕くして職事官重し、故に然云ふ。

【八六】虎牙將軍。朱滔等、漢官に倣うて虎牙將軍を置く。

【八七】八郎云云。田悅は第八。圍を解く事、二百二十七卷三年に見ゆ。

【八八】三兄。朱泚は第三。

【八九】内史舍人は猶ほ天朝の中書舍人のことし。

【九〇】司武侍郎は猶ほ天朝の兵部侍郎のことし。

【九一】懷仙を殺す事、二百二十四卷代宗の大曆三年に見ゆ。

【九二】事、二百二十四卷、大曆七年に見ゆ。

【九三】事、二百二十五卷大曆九年に見ゆ。

厚く賂するに官爵を以

李子瑗の徒の如き、負きて之を殺しし者、二十餘人。今、又、泚と東西相應ず。滔をして志を得しめば、泚も亦、容るる所と爲らじ。況んや同盟をや。滔が人と爲り此の如し。大王何に従りて其肺腑を得て之を信せんや。彼、幽陵・回紇の十萬の兵を引き、郊垌に屯す。大王出で迎へば、則ち擒と成らん、彼、大王を囚へ、魏國の兵を兼ね、南に向つて河を渡り、關中と相應せば、天下其れ孰か能く之に當らん。大王、時に於て之を悔ゆとも及ぶ無からん。大王の計を爲すに、若かじ陽に偕に行くを許し、而して陰に之が備を爲し、厚く迎勞を加へ、至らば則ち託するに它故を以てし、將を遣はし兵を分ちて之に隨はしめんには。此の如くせば、大王、外は德に報ゆるの名を失はず、而して内は倉猝の憂無からん」と。虜虜等、皆、以て然りと爲す。王武俊、李瑄が魏に適くを聞き、其司刑員外郎田秀を遣はし、馳せて悅を見て曰はしむ、「武俊擧に宰相が事に處すること宜しきを失ふを以て、禍の身に及ばんことを恐れ、又、八郎、重圍に困しむ。故に滔と兵を合はせて之を救へり。今天子方に隱憂に在り、德を以て我を緩んず。我が曹、何ぞ過を悔いて之に歸せざるを得んや。」九葉の天子を捨てて事へず、而して滔に事へんや。且つ泚が未だ帝と稱せざるの時、滔、我が曹と、肩を比べて王と爲り、固より已に我が曹を輕んせり。況んや之をして南のかた、汴洛を平げ、

【九四】幽陵。即ち幽州。
 【九五】郊垌。邑外を郊と謂ひ、野外を林と謂ひ、林外を垌と謂ふ。
 【九六】司刑員外郎は猶ほ天朝の刑部員外郎のごとし。
 【九七】高祖・太宗・高宗・中宗・睿宗・玄宗・肅宗・代宗より、帝に至るまで、凡そ九葉。
 【九八】事、前卷本年に見ゆ。
 【九九】汴州は宣武軍、洛州は東都なり。

泚と連衡せしめば、吾が屬皆虜と爲らん。八郎、慎みて之と俱に南する勿れ。但だ城を閉ちて拒守せよ。武俊請ふ其隙を伺ひ、昭義の兵を連ね、撃ちて之を滅ぼし、八郎と與に再び河朔を清め、復た節度使と爲り、共に天子に事へん。亦善からずや」と。悅、意遂に決し、滔を給きて云はく、「從ひ行くこと必ず前約の如くせん」と。丁卯、滔、范陽の歩騎五萬人を將ゐ、私從者復た萬餘人、回紇三千人、河間を發して南し、輜重首尾四十里。李希烈、(一〇一)李勉を汴州に攻め、民を驅りて土木を運び、壘道を築かしめ、以て城を攻む。其の未だ就らざるを怨り、人を并せて之を填め、之を濕薪と謂ふ。勉、城守すること累月、外救、至らず、其衆萬餘人を將ゐ、(一〇二)宋州に奔る。庚午、希烈、大梁を陷る。(一〇三)滑州の刺史李澄、城を以て希烈に降る。希烈、澄を以て尙書令と爲し、永平節度使を兼ねしむ。勉、上表して罪を請ふ。上、其使者に謂つて曰はく、「朕すら猶ほ宗廟を守るを失ふ。勉宜しく自ら安んずべし」と。之を待つこと初めの如し。劉洽、其將高翼を遣はし、精兵五千を將ゐて襄邑を保せしむ。希烈、攻めて之を抜く。翼、水に赴きて死す。希烈、勝に乗じて寧陵を攻む。江淮大に震ふ。陳少遊、參謀溫述を遣はし、款を希烈に送りて曰はく、「濠壽舒廬已に備を弛めしめ、戈を韜み甲を卷き、伏して指麾を俟つ」と。又、巡官趙誥

【一〇〇】瀛州は河間縣に治す。
 【一〇一】李勉、宣武節度使を以て汴州に鎮す。
 【一〇二】勉、宋州に奔りて劉洽に依るなり。
 【一〇三】滑州。白馬縣に治す。
 【一〇四】襄邑。汴州の東南一百七十里に在り。
 【一〇五】寧陵縣は宋州の西四十五里に在り。
 【一〇六】濠壽舒廬四州の地は淮蔡の東南に在り。

を遣はし、李納に鄆州に結ぶ。

中書侍郎同平章事關播、罷めて刑部尚書と爲る。

給事中孔巢父を以て 淄青宣慰使と爲し、國子祭酒董晉を河北宣慰使と爲す。

陸贄、上に言つて曰はく、『今、盜、天下に遍く、輿駕播遷す。陛下、宜しく痛く自ら過を引き、以て人心を感せしむべし。昔、(二〇六)成湯、己を罪するを以て勃興し、(二〇七)楚昭、善言を以て國を復せり。陛下、誠に能く過を改むるに吝かならず、言を以て天下に謝し、書詔をして避忌する所無からしめば、臣、愚陋なりと雖も、以て仰ぎて聖情に副ふ可し。庶はくは反側の徒をして心を革め化に向はしめん』と。上、之を然りとす。故に奉天にて下す所の書詔、驕將悍卒と雖も、之を聞けば、感激して涕を揮はざるは無し。術者・上言す、『國家の厄運、宜しく變更する有りて以て時數に應ずべし』と。羣臣、更に尊號一二字を加へんと請ふ。上、以て贄に問ふ。贄・上奏し、以て不可と爲す。其略に曰はく、(二〇八)『尊號の起るは、本、古制に非ず。安泰の日に行はるるは、已に謙冲を累はす。喪亂の時に襲ふは、尤も事體を傷ふ』と。又

【二〇七】宣慰とは上の命を宣して以て反側を慰安するなり。

【二〇八】左傳に、臧文仲曰はく、禹湯、己を罪し、其の興るや勃焉たりと。

【二〇九】楚の昭王、吳の閻閻の禍に遭うて出亡す。父老、之を送る。王曰はく、父老反れ、何ぞ君無きを患へんやと。父老曰はく、君有ること是の如く其れ賢なりと。相與に之に従ひ、或は奔走して秦に赴きて號哭して救を請ふ。秦人、之を憐み、之が爲めに兵を出す。二國、力を并せ、遂に吳の師を走らし、昭王、國を復せり。

【二一〇】尊號を上る事、開元五年に始まる。

尤も事體を傷ふ』と。又

曰はく、(二一一)『嬴秦・德衰へ、皇と帝とを兼ね、始めて之を總稱す。流れて後代に及び、昏僻の君は、乃ち(二一二)聖劉・(二一三)天元の號有り。是に知る人主の輕重は、名稱に在らざるを。之を損するは謙光にして古を稽ふるの善有り。之を崇ぶは能に矜り諂を納るるの讒を獲』と。又曰はく、『必ずや俯して術數を稽へ、須く變更する有るべくんば、其の美稱を増して人心を失はんよりは、舊號を黜けて以て天戒を祇むに若かじ』と。上、其言を納れ、但だ(二一四)年號を改むるのみ。上、又、中書の撰する所の赦文を以て贄に示す。贄・上言して以爲はく、『人を動かすに言を以てするは、感ずる所已に淺し。言、又、切ならずんば、人誰か肯へて懷かん。今茲德音、過を悔ゆるの意、深からざるを得ず、答を引くの辭、盡さざるを得ず。疵垢を洗刷し、(二一五)鬱堙を宣暢し、人人をして各、欲する所を得しめば、則ち何ぞ從はざる者有らんや。應に須く事條を改革すべし。謹みて別條に具して同じく進む。此を捨つるの外、尙ほ・虞る所有らん。竊に以ふに、過を知るは難きに非ず、過を改むるは難しと爲す。善を言ふは難きに非ず、善を行ふは難しと爲す。假ひ赦文をして至精ならしむるも、過を知り善を言ふに止まる。猶ほ願はくは聖慮、更に難き所を思はんことを』と。上、之を然りとす。

【二一〇】七卷秦の始皇二十六年に見ゆ。

【二一一】聖劉。三十四卷漢の哀帝建平二年に見ゆ。

【二一二】天元。百七十三卷陳の宣帝太建十一年に見ゆ。

【二一三】明年の號を改めて興元と爲す。

【二一四】鬱堙。鬱屈して通ぜざる也。

【二一五】鬱堙。鬱屈して通ぜざる也。

興元元年、春正月癸酉朔、天下に赦し、改元す。制して曰はく、
「理を致し化を興すは、必ず、誠を推し、己を忘れ人を濟ひ、過を改むるに
吝かならざるに在り。朕、嗣ぎて、丕構を服し、君として萬邦に臨み、
宗祧を守ることを失ひ、越えて草莽に在り。德に率ふを念はず。誠に、既
往を追ふ莫し。永く言に咎を思ひ、將來に復するを有るを期す。明かに
其義を徴し、以て天下に示す。小子、徳嗣がざらんことを懼れ、敢て怠
荒する罔し。然れども深宮の中に長じ、經國の務に暗きを以て、積習溺れ易
く、安きに居りて危きを忘れ、稼穡の艱難を知らず、征戍の勞苦を恤まず。
澤、下に究る靡く、情未だ上に通せず。事既に、擁隔し、人、疑阻を懷く。
猶ほ己を省みるに昧く、遂に用つて戎を興す。師を四方に徴し、餉を千里
に轉ず。車を賦し馬を籍し、遠近騷然たり。行齋居送し、衆庶勞止す。或
は一日に屢、鋒刃を交へ、或は連年、甲冑を解かず。祀奠の主、室家依る靡
く、死生流離し、怨氣凝結し、力役息まず、田萊多く荒る。暴令、誅求
よりも峻に、疲疒、杼軸に空しく、溝壑に轉死し、郷閭を離去し、邑里丘
墟となり、人煙斷絶す。天、上に譴むれども、朕寤らず、人、下に怨むれど

- 【一】興元元年。西紀七八四年。
- 【二】理。治なり。
- 【三】丕構。大屋を立つること。天子の位をいふ。書經大誥に曰はく、若の考、室を作り、既に法を底せるに、厥子乃ち背て堂せず、矧んや背て構せんとや。丕構の語、此に本づく。全唐文、服を守に作る。
- 【四】宗祧。宗は百世毀らざるの廟。遠廟を祧と爲す。
- 【五】明かに其義を徴す。徴は證なり。掩覆する所無きないふ。
- 【六】己の徳、先業を嗣承する能はざらんことを懼る。
- 【七】擁は壅に通ず。
- 【八】田萊云云。茨棘、除かざるなり。田廢れ草を生ずるを萊と曰ふ。
- 【九】杼は機の緯を持つもの。軸は機の經を受くるもの。

も、朕知らず。亂階を馴致し、變、都邑に興り、萬品、序を失ひ、九廟震驚す。上は祖宗を累はし、下は蒸庶に負く。痛心、(一〇) 視貌、罪實に予に在り。永く言に愧悼し、(一一) 泉谷に墜つるが若し。今より中外の上る所の書奏、更に、(一二) 聖神文武の號を言ふを得ざれ。李希烈・田悅・王武俊・李納等、咸勳奮を以て、各藩維を守る。朕、撫御すること方に乖き、其疑懼するを致す。皆、上其道を失ふに由り、而して下其災に罹る。朕實に君たらず、人は則ち何の罪あらん。宜しく管する所の將吏等を并せて、一切之を待つこと初めの如くすべし。朱滔は、朱泚に縁りて連坐すと雖も、路遠くして必ず、謀を同じくせじ。其舊勳を念ひ、務、弘弘貸に在り。如し能く順を效さば、亦與に惟れ新にせん。朱泚、(一四) 天常を反易し、名器を盜竊し、陵寢を暴犯し、言ふに忍びざる所、罪を祖宗に獲、朕敢て赦さず。其舊從せる將吏百姓等、但だ官軍未だ京城に到らざる以前、逆を去り順を效し、并に散じて本道・本軍に歸る者は、竝に赦例に従ふ。諸軍・諸道、奉天に應赴し、及び進みて京城を收むるものは、將士竝に名を奉天定難功臣と賜ふ。其の加ふる所の、(一五) 墊陌錢、税間架、竹木茶漆權鐵の類、悉く宜しく停罷すべし」と。赦下り、四方の人心大に悦ぶ。(一六) 上が長安に還るの明年に及び、李抱眞・入朝し、上の

- 【一〇】視貌。はづる容貌。
- 【一一】唐、高祖の諱を避け、淵か改めて泉と爲す。
- 【一二】聖神文武。建中元年、羣臣、尊號を上りて聖神文武皇帝と曰ふ。二百二十六卷に見ゆ。
- 【一三】弘貸。大に其罪過を寬恕する也。
- 【一四】天常。天理の常道。君臣上下は天秩有典の常なり。
- 【一五】墊陌錢は即ち趙贊の行ふ所の除陌錢なり。
- 【一六】上が長安に還るの明年は貞元元年なり。

爲めに言ふ、『山東、赦書を宣布し、士卒皆感泣す。臣、人情の此の如きを見、賊の平ぐるに足らざるを知れり』と。

(二七) 兵部員外郎李充に命じ、恆冀宣慰使と爲す。

(二八) 朱泚、國號を更めて漢と曰ひ、自ら漢元天皇と號し、天皇と改元す。

王武俊・田悅・李納、赦令を見、皆、王號を去り、上表して罪を謝す。惟だ李希烈のみ、自ら兵彊く財富めるを恃み、遂に帝と稱せんと謀る。人を遣はして儀を顔真卿に問ふ。眞卿曰はく、『老夫嘗て禮官と爲り、記する所は惟だ諸侯の天子に朝する禮のみ』と。希烈遂に皇帝の位に即き、國を大楚を號し、武成と改元し、百官を置き、其黨鄭賁を以て侍中と爲し、孫廣を中書令と爲し、李璣・李元平を同平章事とし、汴州を以て大梁府と爲し、其境内を分ちて四節度と爲す。希烈、其將辛景臻を遣はし、顔真卿に謂つて曰はく、『節を屈する能はずんば、當に自ら焚くべし』と。其庭に薪を積み油を灌ぐ。眞卿趨りて火に赴く。景臻遂に之を止む。希烈、又、其將楊峯を遣はし、赦を齎し、陳少遊及び壽州の刺史張建封に賜ふ。建封、峯を執へ、軍に徇へ、市に腰斬す。少遊、之を聞きて駭き懼る。建封具に少遊が希烈と交通するの状を以て聞す。上悅び、建封を以て濠壽・廬・三州都團練使と爲す。希烈、乃ち其將杜少誠を以て淮南節度使と爲し、步騎萬人を將る。光緒(二九) 壽州は壽春縣に治す。

【二七】 唐の兵部員外郎二人、一人は貢舉雜請を掌り、一人は南曹を判す。

【二八】 朱泚初めて僭號し、國を秦と號す。

【二九】 壽州は壽春縣に治す。

州を取り、後江都に之かかす。建封、其將賀蘭元均・邵怡を遣はし、霍丘の秋柵を守らしむ。少誠、竟に過ぐる能はず、遂に南して蕲黃に寇し、江路を斷たんと欲す。時に上、包佶に命じ、自ら江淮の財賦を督し、江に泝りて行在に詣らしむ。(三〇) 蕲口に至り、少誠の入寇するに遇ふ。曹王臯、蕪州の刺史伊慎を遣はし、兵七千を將るて之を拒がしむ。(三一) 永安戌に戦ひ、大に之を破る。少誠、身を脱して走る。斬首萬級。包佶乃ち前むを得たり。後、佶・入朝し、具に陳少遊が財賦を奪ひし事を奏す。少遊懼れ、厚く所部に斂し、以て之を償ふ。李希烈、夏口は上流の要地なるを以て、其驍將董侍をして、死士七千を募り、(三二) 鄂州を襲はしむ。刺史李兼、旗を偃せ鼓を臥せ、門を閉ちて以て之を待つ。侍、屋材を撤して以て門を焚く。兼、士卒を帥りて出で戦ひ、大に之を破る。上、兼を以て(三三) 岳岳沔都團練使と爲す。是に於て、希烈、東は曹王臯を畏れ、西は李兼を畏れ、敢て復た江淮を窺ふの志有らず。

【三〇】 霍丘。漢の廬江松滋縣の地。隋の開皇十六年、霍丘縣を置く。唐、壽州に屬す。州の東一百二十里に在り。今、安徽省淮涇道霍丘縣。

【三一】 蕲口。蕲水の源は蕲春縣の北大浮山の南に出で、其縣西を過ぎて西し、又南して蕲口に至りて江に入る。

【三二】 永安戌。董州黃岡縣の界に在り。梁、永安郡を置き、後廢して戌と爲す。

【三三】 財賦を奪ふ事、前年に且の會に當る。

【三四】 岳州は夏口に治し、江澧の會に當る。

【三五】 岳州は巴陵縣に治す。

【三六】 永濟縣は、本、漢の貝丘縣の地、隋已後、臨濟縣の地と爲す。大曆七年、田承嗣、奏して臨濟を分ちて永濟縣を置く。貝州に屬す。

朱滔、兵を引きて趙の境に入る。王武俊、大に犒享を具へ、魏の境に入る。田悅、供承倍、豊なり。使者迎候し、道に相望む。丁丑、滔、(三六) 永

濟に至り、王郢を遣はして悦を見、(三七)館陶に會し、偕に行きて河を度らんことを約せしむ。悦、郢を見て曰はく、「悦・固より、五兄に従うて南行せんことを願ふ。昨日、將に軍を出さんとす。將士、兵を勸し、悦が出づるを聽かずして曰へらく、(三八)「國兵新に破れ、(三九)戰守、年を踰え、資儲竭く。今、將士、凍餒を免れず。何を以て全軍遠征せん。大王、日に自ら撫循するすら、猶ほ安き能はず。若し城邑を捨て去らんには、朝に出でば暮に必ず變有らん」と。悦の志、敢て貳有るに非ざるなり、將士を如何せん。已に孟祐をして、步騎五千を備へ、五兄に従うて芻牧の役に供せしむ」と。(四〇)因つて、其司禮侍郎裴抗等を遣はし、往きて滔に謝せしむ。滔、之を聞き、大に怒りて曰はく、「田悅・逆賊、(四一)邺に重圍に在り、命、絲髮の如し。我をして君に叛き兄を棄て、兵を發して晝夜之に赴かしむ。幸にして存するを得たり。我に貝州を許せり。我辭して取らず。我を尊びて天子と爲せり。我辭して受けず。今乃ち恩に負き、我を誤りて遠く來らしめ、飾辭して出でず」と。即日、馬寔を遣はして宗城・(四二)經城を攻めしめ、楊榮國をして(四三)冠氏を攻めしめ、皆之を拔く。又、回紇を縱ち、館陶頓の(四四)輜

- 【三七】 館陶縣は魏州に屬し、州城の東稍北に在り。今の山東省東臨道館陶縣。
- 【三八】 國兵云云。先に馬燧等の破る所と爲りしを謂ふなり。
- 【三九】 戰守云云。魏州を守りて馬燧等と相持するをいふ。
- 【四〇】 司禮侍郎は猶ほ天朝の禮部侍郎のごとし。
- 【四一】 事、二百二十七卷建中三年に見ゆ。
- 【四二】 經城。貝州に屬す。今の直隸省大名道威縣の北。
- 【四三】 冠氏。魏州に屬す。州の東北六十里に在り。今の山東省東臨道冠縣の北。
- 【四四】 輜。三禮圖に、上に在るを帟と曰ひ、四旁及び上を帷と曰ひ、上下四旁悉く周るを帳と曰ふ。又曰はく、帟は平帳なりと。

帟器皿車牛を掠めて以て去らしむ。悦、城を閉ぢて自ら守る。壬午、滔、裴抗等を遣りて還らしめ、兵を分ち吏を置き、(四五)平恩・永濟を守らしむ。丙戌、吏部侍郎盧翰を以て兵部侍郎・同平章事と爲す。翰は(四六)義信の七世の孫なり。

朱滔、兵を引き、北して貝州を圍み、水を引きて之を環らす。刺史邢曹俊、城に嬰りて拒守す。(四七)范陽及び回紇の兵を縱ち、大に諸縣を掠め、又、武城を拔き、(四八)德棧二州に通じ、軍食を給せしめ、馬寔を遣はし、步騎五千を將ゐて冠氏に屯せしめ、以て魏州に逼る。

給事中杜黃裳を以て江淮宣慰副使と爲す。(四九)上、行宮の廡下に於て、諸道の貢獻の物を貯へ、勝して瓊林大盈庫と曰ふ。陸贄以爲へらく、戰守の功、賞賚未だ行はれざるに、遽に別庫を私せば、則ち士卒怨望し、復た鬪志無からんと、上疏して諫む。其略に曰はく、「天子は天と徳を同じくし、四海を以て家と爲す。何ぞ必ずしも(五〇)公方を撓廢し、私貨を崇聚し、至尊を降して有司の守に代り、萬乗を辱めて以て匹夫の藏に效ひ、法を虧き人を失ひ、姦を誘ひ、慝を聚めん。斯を以て事を制するは、豈に過たずや」と。又曰はく、「頃者、(五一)六師

- 【四五】 平恩縣は洛州に屬す。今の山東省東臨道丘縣の西。
- 【四六】 盧義信は元魏に仕へ、靈后が朝に臨む時に當り、徐鄭に附かす。
- 【四七】 武城縣は貝州に屬す。州の東五十里に在り。今の山東省東臨道武城縣。
- 【四八】 建中二年、朱滔、德棧を據有す。
- 【四九】 方は法なり。櫓は屈曲なり。
- 【五〇】 六師初めて降る。天子の行、必ず六師有り、以て警衛を爲す。敢て京師より出でて奉天に居るを指言せず、故に其の辭を微にして「六師初めて降る」と曰ふ。

初めて降り、百物、儲ふる無く、外は兇徒を打ぎ、内は危堞を防ぎ、晝夜、息まず、殆ど將に五旬ならんとし、凍餒交、侵し、死傷相枕し、命を畢り力を同じくし、竟に大艱を夷ぐ。良に、陛下が其身を厚くせず・其欲を私せず・甘きを絶ちて以て卒伍に同じくし・食を較めて以て功勞に啗はすを以てなり。猛制無くして而も人攜れざるは、感ずる所を懷けばなり。厚賞無くして而も人怨みざるは、無き所を悉せばなり。今者攻圍已に解け、衣食已に豊にして、而して(四二) 諂諂方に興り、軍情稍阻む。豈に勇夫の恆性は利を嗜み功に矜るを以てにあらすや。其患難は既に之と憂を同じくし、而して好樂は之と利を同じくせず。苟くも恬默を異にせば、能く怨咨する無からんや」と。

【四二】 諂は怨み誘ふなり。

【四三】 珍華。猶ほ珍麗と言ふがごとし。

又曰はく、「陛下誠に能く近く重圍の殷憂を想ひ、平居の専欲を追戒し、凡そ有らゆる二庫の貨賄、盡く出して有功に賜はしめ、(四三) 珍華を獲る毎に、先づ軍賞に給せば、此の如くせば、則ち亂必す靖まり、賊必す平ぎ、徐ろに六龍に駕し、都邑に旋復せん。天子の貴き、豈に當に貧しきを憂ふべけん。是れ乃ち其小儲を散じて、其大儲を成し、其小寶を損じて、其大寶を固むるなり」と。上、即ち命じて其勝を去らしむ。

蕭復嘗て上に言つて曰はく、「宦官、艱難より以來、多く監軍と爲り、恩を恃みて縦横なり。此屬は、但だ應に宮掖の事を掌るべし。宜しく委ぬるに兵權國政を以てすべからず」と。上、悦ばず。又嘗て言へらく、「陛下、踐祚の初め、聖徳光被せり。楊炎・盧杞が朝政を顛亂してより、以て今日を致

せり。陛下誠に能く睿志を變更せば、臣敢て力を竭さざらんや。懼し臣をして依阿して苟くも免れしむるは、臣、實に能はず」と。又嘗て杞盧と同じく事を奏す。杞、上の旨に順ふ。復、色を正しくして曰はく、「盧杞の言は正しからず」と。上、愕然たり。退きて左右に謂つて曰はく、「蕭復、朕を輕んず」と。戊子、復に命じて山南東西荆湖淮南江西鄂岳浙江東西福建嶺南等道宣慰安撫使に充つ。實は之を疎んずるなり。既にして劉從一及び朝士、往往にして奏して復を留めんとす。上、陸贄に謂つて曰はく、「朕思ふに、遷幸以來、江淮遠方、或は傳聞、實に過ぐ。重臣を遣はして宣慰せしめんと欲す。宰相及び朝士に謀るに、僉「宜しく然るべし」と謂ふ。今乃ち反覆することは是の如し。朕、之が爲めに悵悵すること累日、意ふに復、行くを悔い、之をして論奏せしむるか。卿、蕭復が何如なる人にして、其の行くを欲せざるは、意趣安に在るを知らん」と。贄・上奏して以爲はく、「復痛く自ら脩勵し、慕うて清貞を爲す。用は周からずと雖も、行は則ち保す可し。輕詐此の如きに至りては、復必ず爲さじ。借使、復、逗留せんと欲すとも、從一安んぞ肯て附會せんや。今言ふ所矛盾す。願はくは陛下明かに辯詰を加へよ。若し蕭復、請求する所有らんに、則ち從一何ぞ爲めに隱す容けん。若し從一自ら・回互する有らば、則ち蕭復は當に疑を受くべからず。陛下何を憚りて辯明せずして、乃ち直に此悵悵を爲すや。夫れ明かにすれば則ち惑ふ罔く、辯すれば則ち冤罔し。惑は、詐を逆へて而も與に明かにせざるよりも甚だしきは莫く、冤は、疑はれて而も與に辯せざるよりも痛ましきは莫し。是れ情

偽をして相糶り。忠邪をして分つ靡からしむ。茲れ實に上に居り下を御するの要樞なり。惟だ陛下、意を留めよ」と。上亦竟に復た辯せざるなり。

辛卯、王武俊を以て恆冀深趙節度使と爲す。壬辰、李抱眞・張孝忠に竝に同平章事を加ふ。丙申、田悦に檢校左僕射を加ふ。山南東道行軍司馬樊澤を以て本道節度使と爲し、【四三】前の深趙觀察使康日知を同州刺史・奉誠軍節度使と爲し、【四四】曹州の刺史李納を鄆州の刺史・平盧節度使と爲す。戊戌、劉洽に汴滑宋亳都統副使を加へ、都統の事に知たらしむ。【四五】李勉、悉く其衆を以て之に授く。

【四三】 趙州を以て王武俊に與ふ、故に康日知を徙す。乾元の初め、同州を以て匡國軍節度使と爲す。今、又、奉誠軍と爲す。

節を以てす。故に先づ其本職を敘し、而して加ふるに新命を以てす。

【四五】 李勉既に汴州を守るを失ふ。劉洽に命じて都統の事に知たらしむ。

【四六】 此れ北門の左右羽林・龍武・神武の六軍なり。

辛丑、【四六】六軍に各統軍を置き、秩、從三品、以て勳臣を寵す。

吐蕃の尙結贊、兵を出して唐を助け、京城を收めんと請ふ。庚子、祕書監崔漢衡を遣はし、吐蕃をして其兵を發せしむ。

卷の第二百三十

唐紀四十六

德宗神武聖文皇帝五

【一】 興元元年、二月戊申、詔して、【二】段秀實に太尉を贈り、諡して忠烈と曰ひ、厚く其家を恤む。

時に賈隱林、已に卒す。左僕射を贈る。【三】其能く直言せしを賞するなり。

李希烈、兵五萬を將ゐて寧陵を圍み、水を引きて之に灌ぐ。濮州の刺史劉昌、三千人を以て之を守る。【四】滑州の刺史李澄、密に使を遣はし、降らんと請ふ。上、澄を以て汴滑節度使と爲さんことを許す。澄猶ほ外は希烈

に事ふ。希烈、之を疑ひ、養子六百人を遣はし、白馬に成せしめ、澄を召して共に寧陵を攻めしむ。澄、石柱に至り、其衆をして陽り驚き、營を燒きて遁れしむ。又、養子に諷し、剽掠せしむ。澄、悉く收めて之を斬り、以て希烈に白す。希烈、以て罪する無きなり。劉昌、寧陵を守り、凡

- 【一】 興元元年。西紀七八四年。
- 【二】 段秀實が節に死する事、二百二十八卷建中四年に見ゆ。
- 【三】 直言の事、前卷前年に見ゆ。
- 【四】 李希烈、建中四年より、寧陵を攻む。
- 【五】 李澄が賊に降ること、前卷前年に見ゆ。
- 【六】 白馬。滑州の治所。

を四十五日、甲を釋かず。韓滉、其將王栖曜を遣はし、兵を將ゐて劉洽を助けて希烈を拒がしむ。栖曜、彊弩數千を以て汗水を遊ぎ、夜、寧陵城に入り、明日、城上より、希烈を射、其坐幄に及ぶ。希烈驚きて曰はく、『宣潤の弩手至れり』と。遂に圍を解きて去る。

朱泚、(七)奉天より敗れ歸るや、李晟、長安を取らんと謀る。(八)劉德信、晟と俱に東渭橋に屯し、晟の節制を受けず。晟、德信が營中に至るに因り、數むるに、滬澗の敗及び過ぐる所剽掠するの罪を以てし、之を斬る。因つて數騎を以て馳せて德信の軍に入り、其衆を勞ふ。敢て動く者無し。遂に并せて之を將ゐ、軍勢益々振ふ。李懷光、既に(九)朝廷を脅して盧杞等を逐ひ、内、自ら安んぜず、遂に異志有り。又、李晟が獨り一面に當るを惡み、其の功を成さんことを恐れ、奏して晟と軍を合はせんと請ふ。詔して之を許す。晟、懷光と、咸陽の西陳濤斜に會す。壘を築きて未だ畢らざるに、泚の衆大に至る。晟、懷光に謂つて曰はく、『賊若し固く(一〇)宮苑を守り、或は日を曠しくし久しきを持せば、未だ攻取し易からざらん。今、其巢穴を去り、敢て出でて戦を求む。此れ天、賊を以て明公に賜ふなり。失ふ可からざるなり』と。懷光曰はく、『軍適々至り、馬未だ秣はず。士未だ飯せず。豈に遽に戦ふ可けんや』と。晟、已むを

【七】奉天より敗れ歸ること、前卷建中四年に見ゆ。

【八】劉德信が東渭橋に屯する事、始めて二百二十八卷建中四年に見ゆ。

【九】滬澗の敗。二百二十八卷建中四年に見ゆ。胡三省曰はく、是年十一月、既に李晟に神策行營節度を加ふ。劉德信、得て節制を受けざる可けんや。況んや又、敗軍及び剽掠の罪有るをや。之を斬るは宜なりと。

【一〇】事、前卷前年に見ゆ。

【一一】宮苑。宮城及び苑城を謂ふ。

得ず、乃ち壁に就く。晟、懷光と同じく軍を出す毎に、懷光の軍士は、多く人の牛馬を掠む。晟の軍は秋毫も犯さず。懷光の軍士、其の己に異なるを惡み、獲る所を分ちて之に與ふ。晟の軍終に敢て受けず。懷光、咸陽に屯すること累月、逗留して進まず。上、屢、中使を遣はして之を趣す。辭するに『士卒疲弊す。且く當に休息して釁を觀るべし』といふを以てす。諸將數、之に長安を攻めんことを勸む。懷光、從はず、密に朱泚と謀を通ず。李晟屢、奏す、『恐らくは其の變有りて併す所と爲らん。(一三)請ふ軍を東渭橋に移さん』と。上猶ほ、懷光が心を革め、其力用を收めんことを冀ひ、晟の奏を寢めて下さず。懷光、戦期を緩め、且つ諸軍を激怒せしめんと欲し、奏して言はく、『諸軍の糧賜薄く、神策獨り厚く、厚薄、均しからず。以て進み戦ひ難し』と。上以へらく、『財用方に窘む。若し糧賜皆神策に比せば、則ち以て之を給する無からん。然らずんば、又懷光の意に逆ひ、恐らくは諸軍・缺望せん』と。乃ち陸贄を遣はし、懷光の營に詣りて宣慰せしめ、因つて李晟を召し、其事を參議せしむ。懷光の意、晟が自ら減損を乞ひ、士心を失はしめ、其功を沮敗せんことを欲し、乃ち曰はく、『將士、戰鬪同じくして而も糧賜異なり。何を以て之をして力を協せしめん』と。贄未だ言ふ有らず。數、晟を顧みる。(一三)晟

【一三】胡三省曰はく、李懷光既に異謀有り、李晟、之と營を咸陽に連れ、一息も安んずる能はざる者有り。其の奏して、軍を移さんことを請ふは當れり。然して必ず東渭橋に歸るは、晟の本規なり。蓋し朱泚、涇の卒を擁して長安に據る。其の敗るるや必ず當に西奔すべし。晟、師を以て東より之に逼るは、其走路を開く所以なるのみ。兵法に、城を圍めば之が爲めに闕くと。此れ其れ之に近しと。

【一四】胡三省曰はく、李晟が懷光に答ふる、氣和して辭正し、故に能く其謀を伐つと。

曰はく、「公は元帥と爲り、號令を専らにするを得、晨は一軍を將る、指蹤を受くるのみ。衣食を増減するに至りては、公當に之を裁すべし」と。懷光・默然たり。又、自ら之を減するを欲せず。遂に止む。時に上、崔漢衡を遣はし、吐蕃に詣りて兵を發せしむ。吐蕃の相尙結贊言はく、「蕃法に、兵を發するには主兵の大臣を以て信と爲す。今、制書に、懷光の署名無し。故に敢て進まず」と。上、陸贄に命じ、懷光に諭さしむ。懷光固く執りて以て不可と爲して曰はく、「若し京城に克たば、吐蕃必ず兵を縱ちて焚掠せん。誰か能く之を遏めん。此れ一害なり。前に勅旨有り、士卒を募り、城に克つ者は、人ごとに百緡を賞せんと。彼、兵五萬を發し、若し救を援きて賞五百萬緡を求めば、何に従りてか得可からん。此れ二害なり。虜騎、來ると雖も、必ず先づ進まず、兵を勸して自ら固め、我が兵勢を觀、勝たば則ち從つて功を分かち、敗れば則ち從つて變を圖らん。譎詐多端にして、親信す可からず。此れ三害なり」と。竟に肯て救に署せず。尙結贊、亦、軍を進めず。陸贄、咸陽より還り、上言すらく、「賊泚、誅を稽め、(一五)宮苑に保聚し、勢窮まり援絶え、日を引き生を偷む。懷光、順に仗るの師を總べ、(一六)勝を制するの氣に乗じ、鼓行して芟翦せば、易きこと枯れたるを摧くが若くならん。而るに乃ち寇奔れども追はず、師老ゆれども用ひず、(一七)諸帥、

- 【一四】 胡三省曰はく、李懷光、寇を養ひて以て自ら資せんと欲すと雖も、然れども其の吐蕃を用ふるの三害を陳ぶる、其言亦各、理有り」と。
- 【一五】 朱泚自ら長安に據り、白華殿に居り、重兵多く苑中に在り、故に宮苑に保聚すと云ふ。
- 【一六】 醜泉の勝を謂ふ。
- 【一七】 諸帥、李晟・楊惠元等をいふ。

進取せんと欲する毎に、懷光輒ち其謀を沮む。茲事情に據るに、殊えて解す可からず。陛下、意、全護に在り、委曲聽從す。其の爲す所を觀るに、亦未だ感ずるを知らず。若し別に規略を務め、漸く制持を思はず、惟だ姑息を以て安きを求めば、終に恐らくは變故測り難からん。此れ誠に事機危迫の秋なり。固に、尋常容易を以て之に處す可からず。今、李晟、奏して、軍を移さんと請ふ。適、臣が命を銜みて宣慰するに遇ひ、懷光偶、此事を論ず。臣遂に、宜しき所を、汎問す。懷光乃ち云ふ、「李晟既に別に行かんと欲せば、某亦都て(一八)要藉せじ」と。臣猶ほ、黷覆有らんことを慮り、因つて其軍の盛彊なるを美とす。懷光大に自ら矜誇し、轉た、晟を輕んずるの意有り。臣又從容として問うて云はく、「回らん日、或は聖旨、事の可否を顧問せば、決定して何如」と。懷光已に、肆に輕しく言ひ、中ごろ變す可からず。遂に云ふ、「(一九)恩命、去るを許すも、事亦妨げ無からん」と。要約すること再三、詳審ならざるに非ず。追悔せんと欲すと雖も、固に、辭を爲し難からん。伏して望むらくは、即ち李晟の表を以て、出して中書に付し、(二〇)敕下して奏に依り、別に懷光に手詔を賜ひ、示すに軍を移すの(二一)事由を以てし、其手詔の大意に、「昨、李晟の奏を得たるに、軍を(二二)城東に移し、以て賊勢を分たんと請ふ。朕、本、卿が商量するに委ねんと欲せり。適、

- 【一八】 汎。全唐文には汎に作る。舊唐書本傳、此に同じ。
- 【一九】 要とば其用を須むるなり。藉とば其力を借るなり。
- 【二〇】 上巳に李晟が咸陽を去るを許さば、其の軍を移すこと、事體に於て妨無し。
- 【二一】 李晟に敕下して、其の奏する所に依るなり。
- 【二二】 事由、事因と言ふが如し。
- 【二三】 東渭橋は京城の東に在り。

陸贄が回奏するに會す、云はく、「卿を見て語此に及ぶ。仍ほ「去るを許すも、事亦妨げ無からん」と言へり」と。遂に本軍に勅して其の請ふ所を允す」と云はんことを。此の如くせば則ち詞婉にして直に、理順にして明に、異端を蓄ふと雖も、何に由りてか怨を起さん」。上、之に従ふ。晟、咸陽より陳を結びて行き、東渭橋に歸る。時に鄜坊節度使李建徽・神策行營節度使楊惠元、猶ほ懷光と營を聯ぬ。陸贄復た上奏して曰はく、「懷光、師徒を當管し、以て獨り兇寇を制するに足るに、逗留して未だ進まざるは、抑、它の由有り。患ふる所は太だ強く、傍助に資らざるなり。比者、又、李晟・李建徽・楊惠元の三節度の衆を遣はし、其營に附麗す。成功を益す無く、祇に事を生ずるに足る。何となれば則ち (三三) 四軍、壘を接し、羣帥、心を異にすればなり。勢力を論ずれば、則ち (三四) 高卑を懸絶し、職名に據れば、則ち (三五) 相統屬せず。懷光は晟等の兵微に位下れるを輕んじ、而して其制の心に従はざるを忿り、晟等は、懷光が寇を養ひ姦を蓄ふるを疑ひ、而して其事多く己を陵ぐを怨み、端居すれば則ち互に飛謗を防ぎ、戰はんと欲すれば則ち遞に功を分たんことを恐れ、齟齬して和せず、嫌釁遂に構ふ。之をして同じく處らしめば、必ず、兩つながら全からじ。 (三六) 強者は惡積もりて後に亡び、弱者は勢危くして先づ覆らん。

- 【三四】 陳を結びて行くは、以て李懷光の迫掩を防ぐなり。
- 【三五】 當管。猶ほ見管と言ふがごとし。現在總管する意。
- 【三六】 四軍。李晟・李建徽・楊惠元及び李懷光の軍をいふ。
- 【三七】 懷光の軍最も強く、懷光の官最も高きを言ふ。
- 【三八】 懷光・晟・建徽・惠元四人、並に節度使と爲り、各、一軍を總べ、相統屬せず。
- 【三九】 胡三省曰はく、陸贄が李懷光・李建徽・楊惠元の禍敗を言ふこと、燭照龜卜の如しと。

覆亡の禍、足を翹てて、期す可からん。舊寇未だ平がず、新患方に起り、憂歎の切なる所、實に、心を疚まじむるに堪へたり。 (三〇) 太上は惡を未だ萌まざるに消し、其次は失を始めて兆すに救ふ。況んや事情已に露はれ、禍難成るに垂なんとするをや。委てて、謀らずんば、何を以て亂を寧んせん。李晟、機を見變を慮り、先づ軍を移さんと請へり。建徽・惠元、勢轉た孤弱にして、其に吞噬せられんこと、理、必然に在り。它日、良圖有りと雖も、亦恐らくは自ら拔く能はざらん。其危急を拯ふは、唯だ此時に在り。今、李晟が行くを願ふに因り、便ち軍を合はせて同じく往かしめ、「晟の兵素より少し。賊泚の邀ふる所と爲らんことを慮り、此兩軍に藉りて、迭に犄角を爲さしむ」と託言し、仍ほ先づ旨を諭し、密に、装を促さしめ、詔書、營に至らば、即日、路に進ましめば、懷光、意、欲せずと雖も、然も亦計、施す所無からん。是れ謂はゆる人に先だてば人の心を奪ふ有り、疾雷、耳を掩ふに及ばざる者なり。 (三一) 理、此に盡く。惟だ陛下を解くには以て離さざる可からず。焚を救ふには以て疾からざる可からず。懷光、 (三二) 悵望するを之を圖れ」と。上曰はく、「卿が料る所極めて善し。然れども李晟、軍を移し、懷光、 (三三) 悵望するを免れず。若し更に建徽・惠元を遣はして (三四) 東に就かしめば、恐らくは此に由りて (三五) 辭を生じ、轉た調息し難からん。且く更に (三六) 旬時を俟たん」と。

- 【三〇】 太上は猶ほ極上と言ふがごとし。惡は惡なり。
- 【三一】 悵望。怨むるなり。
- 【三二】 東に就く。咸陽より東のかた李晟に就くをいふ。
- 【三三】 辭を生ず。猶ほ言語を生ずと言ふがごとし。
- 【三四】 調息。調停なり。
- 【三五】 旬時。旬日なり。

辛酉、(三六)王武俊に同平章事・兼幽州盧龍節度使を加ふ。

李晟以爲はく、「懷光の反狀已に明かなり。緩急宜しく備有るべし。(三七)蜀漢の路、壅ぐ可からず。請ふ裨將趙光銑等を以て。(三八)洋利劍三州の刺史と爲し、各兵五百を將ゐしめ、以て未然を防がん」と。上、疑うて未だ決せず。親ら禁兵を總べ・咸陽に幸し・慰撫を以て名と爲し・諸將を趣して進討せしめんと欲す。或るひと懷光に謂つて曰はく、「此れ(三九)漢祖、雲夢に遊ぶの策なり」と。懷光大に懼れ、反謀益甚だし。上、行かんと欲するに垂なんとし、懷光の辭益不遜なり。上猶ほ讒人の之を問するを疑ひ、甲子、懷光に太尉を加へ、(四〇)實食を増し、鐵券を賜ふ。神策右兵馬使李卞等を遣はし、往きて旨を諭さしむ。懷光、使者に對し、鐵券を地に投じて曰はく、(四一)「聖人、懷光を疑ふか。人臣、反し、鐵券を賜ふ。懷光、反せず、今鐵券を賜ふ。是れ之をして反せしむるなり」と。辭氣甚だ悖る。朔方左兵馬使張名振、軍門に當り、大呼して曰はく、「太尉、賊を視て・撃つを許さず、(四二)天使を待つに不敬なり。果して・反せんと欲するか。功、太山よりも高きに、一旦之を棄て、(四三)自ら族滅を取り、它人を富貴にするは、何の益あらんや。我今日

(三六) 之をして朱滔を討たしめんと欲するなり。

(三七) 此れ漢の蜀郡・漢中郡の二郡の大界を指して言ふ。

(三八) 三州は皆蜀に入るの道の要に當る。

(三九) 雲夢に遊ぶこと、十一卷漢の高祖六年に見ゆ。

(四〇) 實食。實封を食むなり。

(四一) 聖人。唐の臣子、率れ君父を稱して聖人と爲す。

(四二) 朝廷の遣はす所を天使と謂ふ。

(四三) 懷光反するは、是れ自ら族滅を取る。它人、其亂を平げ以て功と爲し、以て富貴を得、是れ它人を富貴にするなり。

必ず死を以て之を争はん」と。懷光、之を聞き、謂つて曰はく、「我は反せず。賊方に疆きを以て、故に須く銳を蓄へ時を俟つべきのみ」と。懷光又言ふ、「天子の居る所は、必ず城隍有り」と。乃ち卒を發して咸陽に城き、未だ幾くならずして軍を移して之に據る。張名振曰はく、「乃者「反せず」と言ひ、今日、軍を抜きて此に來るは、何ぞや。何ぞ長安を攻め・朱泚を殺して富貴を取り・軍を引き(四四)て、邠(四五)に還らざるか」と。懷光曰はく、「名振、心を病めり」と。左右に命じて引き去り、之を拉殺せしむ。右武鋒兵馬使石演芬は、本、西域の胡人なり。懷光、養うて以て子と爲す。懷光潛に朱泚と謀を通す。演芬、其客部成義を遣はし、行在に詣りて之を告げしめ、其都統の權を罷めんと請はしむ。成義、奉天に詣り、懷光の子璿に告ぐ。璿密に其父に白す。懷光、演芬を召し、之を責めて曰はく、「我、爾を以て子と爲せり。奈何ぞ我が家を破らんと欲する。今日、我に負き、死して甘心するか」と。演芬曰はく、「天子は太尉を以て股肱と爲し、太尉は演芬を以て心腹と爲す。太尉既に天子に負けり。演芬安んぞ太尉に負かざるを得んや。演芬は胡人なり。心を異にする能はず。惟だ一人に事ふるを知るのみ。苟くも賊名を免れて死せば、死すとも甘心せん」と。懷光、左右をして之を縛食せしむ。皆曰はく、「義士なり。快く死せしむ可し」と。刀を以て其喉を斷ちて去る。李卞等還り、懷光の驕慢の狀を言ふ。是に於て行在

(四四) 隍。水有るを池と曰ひ、水無きを隍と曰ふ。

(四五) 懷光が統ぶる所の朔方軍は、本、邠州に屯す。

(四六) 心を病むとは狂するをいふ。

(四七) 一人。天子をいふ。

始めて門禁を嚴にす。從臣皆密に裝して以て待つ。乙丑、李晟に河中同絳節度使を加ふ。(五〇) 上猶ほ以て薄しと爲す。丙寅、又、同平章事を加ふ。上將に梁州に幸せんとす。山南節度使(五一) 鹽亭の嚴震、之を聞き、使を遣はし、奉天に詣りて奉迎せしむ。又、大將張用誠を遣はし、兵五千を將る。(五二) 盤屋に至り、以て來りて迎衛せしむ。用誠、懷光の誘ふ所と爲り、陰に之と謀を通ず。上聞きて之を患ふ。會、震繼ぎて牙將馬助を遣はし、表を奉ず。上、之に故を語る。助請ふ、「亟かに梁州に詣り、嚴震の符を取り、用誠を召して府に還らしめん。若し召を受けずんば、臣請ふ之を殺さん」と。上喜びて曰はく、「卿何の時か復た此に至らん」と。助、日時を刻して去り、既に震の符を得、壯士五人を請ひ、之と俱に駱谷に出づ。用誠、事の泄るるを知らず、數百騎を以て之を迎ふ。助、之と俱に驛に入る。時に天寒く、助、多く藁火を驛外に然す。軍士皆往きて火に附く。助乃ち從容として懷中の符を出し、以て用誠に示して曰はく、「大夫、君を召すと。用誠、錯愕して起ちて走る。壯士、後より其手を執りて之を擒にす。用誠の子、助の後に在り、斫りて助の首を傷つく。壯士、其子を格殺し、用誠を地に仆し、其腹に跨り、刀を以て其喉に擬して曰はく、「聲を出さ

【四八】 門關の出入の禁を嚴にし、以て不虞を防ぐ。
 【四九】 密に裝束を具するは、行に備ふる所以なり。
 【五〇】 胡三省曰はく、德宗、患難の時に當り、人を進むること、將にこれを膝に加へんとするが若し。事定まるの後に當り、人を退くること、將にこれを淵に墜さんとするが若しと。
 【五一】 梁州。古の漢中。
 【五二】 鹽亭。漢の廣漢縣の地。梁、鹽亭縣を置く。唐には梓州に屬す。今、四川省嘉陵道。
 【五三】 盤屋に至り、以て來るとは、若し迎衛の兵、盤屋に至りて、而も乘輿未だ至らざる

ば則ち死さん」と。助、其營に入る。士卒已に甲を擲し兵を執る。助、大言して曰はく、「汝が曹、父母妻子、皆、漢中に在り、一朝之を棄て、張用誠と同じく反し、汝が曹に於て何の利あるか。大夫、我をして用誠を取らしめ、汝が曹を問はず。自ら族滅を取る無かれ」と。衆皆韓服す。助、用誠を送りて梁州に詣る。震、之を杖殺し、副將に命じて其衆を領せしむ。助、其首を裹み、行在に復命す。(五三) 期を愆つこと半日。李懷光、夜、人を遣はし、襲うて李建徽・楊惠元の軍を奪はしむ。建徽走り免る。惠元將に奉天に奔らんとす。懷光、兵を遣はし、追うて之を殺す。懷光、又、宣言して曰はく、「吾、今、朱泚と連和す。車駕且く當に遠く避くべし」と。懷光、韓遊瓌が朔方の將にして、兵を掌りて奉天に在るを以て、遊瓌に書を與へ、約して、變を爲さしめんとす。遊瓌密に之を奏す。明日、又、(五四) 書を以て之を趣す。上、其忠義を稱し、因つて問ふ、「策安くにか出でん」と。對へて曰はく、「懷光、諸道の兵を總ぶ。故に敢て衆を恃みて亂を爲す。今、邠寧に張昕有り、靈武に甯景璿有り、河中に呂鳴岳有り、振武に杜從政有り、潼關に唐朝臣有り、渭北に竇覲有り、(五六) 皆、守將なり。陛下、各、其地及び其衆を以て之に授け、懷光の

ときは、當に沿道漸く進みて來り前み、以て乘輿を迎ふべし。一處を指定せざるなり。
 【五四】 駱谷。漢中より鳳翔を取るの路、南谷を褒と曰ひ、北谷を駱と曰ふ。
 【五五】 錯愕。猝然として愕くなり。
 【五六】 讐は氣を失ふなり。
 【五七】 期を愆つ。期を過ぐるなり。
 【五八】 韓遊瓌は初め郭子儀に事へ、李懷光が東征するや、遊瓌、邠寧留後と爲る。
 【五九】 瓌光、又、書を以て遊瓌を趣し、遊瓌蓋し又之を奏するなり。
 【六〇】 此諸將は各、其地を守るなり。

官を尊くして其權を罷めば、則ち(六)行營の諸將、各本府の指麾を受けん。懷光・獨立せば、安くんぞ能く亂を爲さん」と。上曰はく、(六)「懷光の兵權を罷めば、朱泚を若何せん」と。對へて曰はく、
 『陛下既に將士に許すに、城に克たば殊賞せんことを以てす。將士、天子の命を奉じ、以て賊を討ち富貴を取ること、誰か之を願はざらん。邠府の兵、萬を以て數ふ。借ひ臣をして得て之を將ゐしむとも、以て泚を誅するに足らん。況んや諸道に必ず義に杖るの臣有るをや。泚は憂ふるに足らざるなり』と。上、之を然りとす。丁卯、懷光、其將趙昇鸞を遣はし、奉天に入らしめ、其夕を約し、別將達奚小俊をして乾陵を燒かしめ、昇鸞をして内應を爲さしめ、以て乘輿を驚脅せんとす。昇鸞、渾城に詣りて自ら言ふ。城遽に以て開し、且つ決して梁州に幸せんことを請ふ。上、城に命じて戒嚴せしむ。城出でて部勒し未だ畢らざるに、上已に城西に出で、戴休顔に命じて奉天を守らしむ。朝臣・將士、狼狽して扈從す。戴休顔、軍中に狗へて曰はく、『懷光已に反せり』と。遂に城に乗りて拒ぎ守る。(七)
 朱泚が帝と稱するや、兵部侍郎劉廼、病に臥して家に在り。泚、之を召せとも起たず。蔣鎮をして自ら往きて之を説かしむ。凡そ再び往き、誘脅す可からざるを知り、乃ち歎じて曰はく、(八)『鎮も亦別

【六】 懷光の兵權を罷むるときは、恐らくは以て朱泚を制する無からん。
 【七】 朱泚が帝と稱する事、二百二十八卷建中四年に見ゆ。
 【八】 蔣鎮、唐に仕へて工部侍郎と爲る、故に、亦列曹を忝くすと云ふ。泚の得る所と爲り、死する能はずして此の官を受く。自ら、生を捨てて義を取る能はざるを恥づ。

曹を忝くし、生を捨つる能はず、以て此に至れり。豈に復た己の腥臊を以て賢者を(九)汚漫す可けんや』と。獻欽して返る。廼、帝・山南に幸するを聞き、鷹を搏ちて大呼し、自ら牀に投じ、食はざること數日にして卒す。太子少師喬琳、上に從つて盤屋に至り、『老疾にして、山の險なるに堪へず』と稱し、髪を削りて僧と爲り、仙遊寺に匿る。泚、之を聞き、召して長安に至らしめ、以て吏部尚書と爲す。是に於て朝士の竄匿する者、多く出でて泚に仕ふ。懷光、其將孟保・惠靜・孫福達を遣はし、精騎を將ゐ、南山に趣き、車駕を邀へしむ。諸軍糧料使張增に盤屋に遇ふ。三將曰はく、『彼我をして不臣を爲さしむ。我、追へども及ばざるを以て、之に報せば、我をして將たらしめざるに過ぎざらんのみ』と。因つて(十)増に目くばせしめて曰はく、『軍士未だ朝食せず。如何せん』と。増、其衆を給きて曰はく、『此東數里に、佛祠有り、吾、糧を焉に貯ふ』と。三將、衆を帥ゐて東し、之を縦ちて剽掠す。是に由りて、百官の從行する者、皆、駱谷に入るを得たり。追へども及ばざるを以て還り報す。懷光、皆、之を黜く。

【九】 汚漫。ぬり、けがす。
 【十】 増に目くばせして之に示すに意を以てし、其言に因りて以て衆を給かんと欲す。
 【十一】 權彙入り授くること前卷前年に見ゆ。上が山南に幸し、聲聞、接せざるを以て、故に兵を引きて歸る。
 【十二】 除官。河中同絳及び同平章事を加ふるの命を謂ふ。

(七) 河東の將王權・馬彙、兵を引きて太原に歸る。
(八) 李晟、除官の制を得、拜哭して命を受け、將佐に謂つて曰はく、『長安は宗廟の在る所にして、

天下の根本なり。若し諸將皆行に従はば、誰か當に賊を滅ぼすべき者ぞ」と。乃ち城隍を治め、甲兵を繕ひ、京城を復するの計を爲す。是より先、東渭橋に積粟十餘萬斛有り。度支、李懷光の軍に給して幾ど盡く。是時、懷光・朱泚、兵を連ね、聲勢甚だ盛なり。車駕南に幸し、人情擾擾たり。晟、孤軍を以て二彊寇の間に處し、内は資糧無く、外は救援無く、徒に忠義を以て將士を感激す。故に其衆、單弱なりと雖も、而も銳氣、衰へず。又、書を以て懷光に遺るに、辭禮卑遜なり。尊崇を示すと雖も、而も諭すに禍福を以てし、之に功を立て過を補はんことを勸む。故に懷光、慙息し、未だ之を撃つに忍びず。晟曰はく、「畿内は、兵荒の餘なりと雖も、猶ほ賦斂す可し。兵を宿し寇を養ふは、患、焉よりも大なるは莫し」と。乃ち判官張或を以て京兆の尹を假し、四十餘人を選びて官を假し、以て渭北の芻粟を督せしむ。旬日ならずして皆充羨す。乃ち流涕して衆に誓ひ、志を決し賊を平げんとす。

【六九】 城隍。東渭橋の營壘なり。
【七〇】 僕射。田悅をいふ。

田悅、兵を用ひて數、敗れ、士卒の死する者什に六七、其下皆之を厭苦す。上、給事中孔巢父を以て魏博宣慰使と爲す。巢父、性辯博にして、魏州に至り、其衆に對し、爲めに逆順禍福を陳す。悅及び將士皆喜ぶ。兵馬使田緒は、承嗣の子なり。凶險にして過失多し。悅、殺すに忍びず、杖して之を拘す。悅既に國に歸り、内外、警備を撤す。三月壬申朔、悅、巢父と宴飲す。緒、弟姪に對して怨言有り。其姪、之を止む。緒怒りて姪を殺す。既にして之を悔いて曰はく、「僕射必ず我を殺さん」

と。既に夕にして、悅酔うて寢に歸る。緒、左右と與に、密に後垣を穿ちて入り、悅及び其母妻等十餘人を殺す。即ち左右を帥りて刀を執り、中門の内に入り、道を夾む。將に且ならんとし、悅の命を以て行軍司馬扈粵・判官許士則・都虞候蔣濟を召し、事を議す。府署深邃にして、外、變有るを知らず。士則・濟先づ至る。召し入れ、亂斫して之を殺す。緒、既に明けなば事泄れんことを恐れ、乃ち門を出づ。悦の親將劉忠信が方に、牙を排するに遇ふ。緒、疾呼して衆に謂つて曰はく、「劉忠信、扈粵と與に反を謀り、昨夜、僕射を刺殺せり」と。衆大に驚きて誼譁す。忠信未だ自ら辯するに及ばず、衆、分裂して之を殺す。扈粵來りて、戟門に及びて亂に遇ふ。將士を招諭す。將士、之に従ふ者、三分の一。緒懼れ、城に登りて立ち、大呼して衆に謂つて曰はく、「緒は、先の相公の子なり。諸君は先の相公の恩を受く。若し能く緒を立てば、兵馬使には緡錢二千を賞し、大將には之に半し、下は士卒に至るまで、人ごとに百緡を賞せん。公私の貨を竭し、五日にして辦を取らん」と。是に於て、將士、首を回して扈粵を殺し、皆緒に歸す。軍府乃ち女んず。因つて命を孔巢父に請ふ。巢父、緒に命じ、軍府を權知せしむ。後數日にして、衆乃ち緒が、其兄を殺ししを知り、悔い怒ると雖も、而も緒已に立ち、之を如何ともする無し。緒、又、悦の親將薛有

【七一】 中門を出づるなり。
【七二】 牙を排す。牙前の將士、各、其物を執り、以て庭下に立ち、節度使が聽事に升るを俟ち、次を以て參謁するなり。
【七三】 戟門。節鎮門外、戟を列ぬ、故に之を戟門といふ。
【七四】 城。魏州の牙城をいふ。
【七五】 先の相公。田承嗣をいふ。
【七六】 田悅は緒の從兄なり。
【七七】 其の兄を殺ししを怒り、而して之を立てしを悔ゆ。

倫等二十餘人を殺す。李抱眞・王武俊、兵を引きて將に貝州を救はんとし、亂を聞き、敢て進まず。朱滔、悦が死せしを聞き、喜びて曰はく、「悦、恩に負けり。天、手を緒に假るなり」と。即ち其執憲大夫鄭景濟等を遣はし、歩騎五千を將ゐて、馬寔を助け、兵萬二千人を合はせて魏州を攻めしむ。寔、王莽河に軍し、騎兵及び回紇を縱ち、四出して剽掠せしむ。滔、別に人を遣はし、緒に説かしめ、許すに本道節度使を以てす。緒、方に危急なり。隨軍侯臧を遣はし、貝州に詣り、款を滔に送らしむ。滔喜び、臧を遣りて還り報せしめ、亟かに盟約を定めしむ。時に緒、【七六】城内を部署して已に定まる。李抱眞・王武俊、又、使を遣はし、緒に詣り、許すに赴き援くること悦の存日の約の如くせんことを以てす。緒、將佐を召して之を議す。幕僚曾穆・盧南史曰はく、「兵を用ふるには、威武を尙ふと雖も、亦、仁義に本づき、然る後功有り。今幽陵の兵、恣に殺掠を行ひ、白骨、野を蔽ふ、先の僕射は德に背けりと雖も、其民は何の罪かある。今、盛彊なりと雖も、其亡びんこと 【七五】 跣立して待つ可きなり。況んや 【七八】 昭義・恆冀方に相與に之を攻むるをや。奈何ぞ目前の急を以て、人に従つて反逆を爲さんと欲せんや。命を朝廷に歸するに若かじ。天子方に外に蒙塵し、魏博の使至るを聞かば、必ず喜ばん。官爵、踵を旋らして至らん」と。緒、之に従ひ、使を遣はし、表を奉じて行在に詣らしめ、城守して以て命を俟つ。

- 【七六】 執憲大夫。猶ほ天朝の御史大夫のごとし。
- 【七五】 城内。魏州の城内。
- 【七八】 跣立。踵を擧げて立つ也。
- 【八〇】 昭義は李抱眞。恆冀は王武俊。

上の 【八三】 奉天を發するや、韓遊瓌、其麾下八百餘人を帥ゐて邠州に還る。李懷光、李晟の軍の浸く盛なるを以て之を惡み、軍を引きて咸陽より東渭橋を襲はんと欲し、三たび其衆に令す。衆、應せず。竊に相謂つて曰はく、「若し我が曹と與に朱泚を撃たば、惟だ力を是れ視ん。若し反せんと思はば、我が曹、死する有るも、從ふ能はざるなり」と。懷光、衆の強ふ可からざるを知り、計を賓佐に問ふ。節度巡官 良郷の李景略曰はく、「長安を取り、朱泚を殺し、軍を散じて諸道に還し、單騎にて行在に詣らん。此の如くせば、臣の節も亦未だ虧けず、功名猶ほ保つ可きなり」と。頓首懇請し、流涕するに至る。懷光、之を許す。都虞候閻晏等、懷光に勸む、「東のかた河中を保ち、徐ろに去就を圖れ」と。懷光乃ち其衆に説きて曰はく、「今且く涇陽に屯し、妻孥を邠より召し、至るを俟ちて、之と俱に河中に往かん。春裝既に辦じ、還りて長安を攻むるも、未だ晩からざるなり。 【八四】 東方の諸縣は皆富實なり。軍發するの日、爾に俘掠するを聽さん」と。衆、之を許す。懷光、乃ち景略に謂つて曰はく、「臯者の議、軍衆、從はず。子宜しく速かに去るべし。不ずんば且に害せられんとす」と。數騎を遣はして之を送らしむ。景略、軍門を出で、慟哭して曰はく、「意はざりき、 【八五】 此軍、不義に陥らんとは」と。懷光、使を遣はして邠州に詣り、留後張昕をして、悉く留まる所の兵萬餘

- 【八三】 奉天より山南に幸するを謂ふ。
- 【八四】 良郷。唐には邠州に屬す。今の京兆房山縣の東。
- 【八五】 東方の諸縣。涇陽以東の諸縣を謂ふ。
- 【八六】 朔方軍、安史を平げ、回紇、吐蕃を拒ぎ、功、天下に高く、備に忠力を盡す。一旦、懷光に從つて反す、是れ不義に陥るなり。

人及び行營の將士の家屬を發して涇陽に會せしめ、仍ほ其將劉禮等を遣はし、三千餘騎を將ゐ、脅して之を遷さしむ。韓遊瓌、听に説きて曰はく、「李太尉は功高く、自ら禍機を蹈む。中丞、今日、以て自ら富貴を求む可し。遊瓌請ふ麾下を帥ゐて以て從はん」と。听曰はく、「听、微賤にして、李太尉に頼り、此に至るを得たり。負くに忍びざるなり」と。遊瓌乃ち病と謝して出でず、陰に諸將高固・楊懷賓等と相結ぶ。時に崔漢衡、吐蕃の兵を以て邠南に營す。高固曰はく、「听、衆を以て去り、則ち邠城空しからん」と。乃ち詐りて渾瑊の書を爲り、吐蕃を召し、稍邠城に逼らしむ。听等懼れ、竟に敢て出でず。听等、諸將の從はざる者を殺さんと謀る。遊瓌、之を知り、先づ高固等と與に、兵を擧げて听を殺し、楊懷賓を遣はし、表を奉じて以て聞す。且つ人を遣はして崔漢衡に告ぐ。漢衡、詔を矯め、遊瓌を以て軍府の事に知たらしむ。軍中大に喜ぶ。懷光の子晏、邠に在り、遊瓌、之を遣る。或るひと曰はく、「晏を殺さずんば、何を以て自ら明かにせん」と。遊瓌曰はく、「晏を殺さば則ち懷光怒り、其衆必ず至らん。晏を釋して以て之を走らしむるに如かず」と。時に楊懷賓の子朝晟、懷光の軍中に在り、右廂兵馬使たり。之を聞き、泣きて懷光に白して曰はく、「父、功を國に立て、子、當に誅夷せらるべし。兵を典る可からず」と。懷光、之を囚ふ。是に於て遊瓌、邠軍に屯し、戴休顔、奉天に屯し、駱元光、昭應に屯し、尙可孤、藍田に屯し、

【八六】晏を遣るときは、上、遊瓌が懷光と通するを疑はん。將に以て自ら明かにする無からんとす。

【八七】其父張听を殺し、邠城を以て正に返るを言ふ。

皆、李晟の節度を受く。晟の軍聲大に振ふ。始め懷光方に強く、朱泚、之を畏れ、懷光に書を與へ、以て之に兄事し、分ちて關中に帝とし、永く鄰國と爲らんと約せり。懷光が反を決し、乘輿に逼りて南に幸せしむるに及び、其下多く之に叛き、勢益弱し。泚乃ち懷光に詔書を賜ひ、臣の禮を以て之を待ち、且つ其兵を徴す。懷光慙ぢ怒り、内は麾下が變を爲さんことを憂へ、外は李晟が之を襲はんことを恐れ、遂に營を燒きて東に走り、涇陽等の十二縣を掠め、雞犬も遺す無し。(八八) 富平に及び、大將孟涉・段威勇、數千人を將ゐ、李晟に奔る。將士、道に在り、散亡すること相繼ぐ。河中に至る。或るひと河中の守將呂鳴岳に勸む、「橋を焚きて之を拒げ」と。鳴岳、兵少きを以て、支ふる能はざらんことを恐れ、遂に之を納る。河中の尹李齊運、城を棄てて走る。懷光、其將趙貴先を遣はし、(八九) 壘を同州に築かしむ。刺史李紓懼れて行在に奔る。幕僚表向、州事を攝し、貴先に詣り、責むるに逆順の理を以てす。貴先・感寤し、遂に降らんと請ふ。同州、是に由りて、空きを獲たり。向は(九〇) 遵慶の子なり。懷光、其將符嶠をして坊州を襲うて之に據らしむ。渭北の守將竇覲、(九一) 獵團七百を帥ゐて之を圍む。嶠、降らんと請ふ。詔して覲を以て渭北行軍司馬と爲す。

丁亥、李晟を以て京畿渭北鄜坊丹延節度使を兼ねしむ。

【八八】懷光行きて富平に及ぶなり。

【八九】唐の兵が之を討つに備ふるなり。

【九〇】表遵慶は肅宗の朝に相と爲す、之を獵團といふ。

庚寅、車駕、城固に至る。(五三)唐安公主薨す。上の長女なり。

上、道に在り、民、瓜果を獻する者有り。上、(五三)散試官を以て之に授けんと欲し、陸贄に訪ふ。贄、上奏して以爲はく、「爵位は恆に宜しく慎惜すべく、輕しく用ふ可からず。起端は微なりと雖も、

流弊は必ず大なり。瓜果を獻する者には、止だ賜ふに錢帛を以てす可し。

當に酬ゆるに官を以てすべからず」と。上曰はく、「試官は虚名にして、事

に損する無し」と。贄又上奏す。其略に曰はく、「兵興りてより以來、財

賦、以て賜に供するに足らず、而して職官の賞興り、青朱、(五三)胥徒に雜沓

し、金紫普く(五三)輿阜に施す。當今病む所は、方に爵輕きに在り。法を設

けて之を貴くするも、猶ほ重からざらんことを恐る。若し又自ら棄てば、

將た何ぞ人に勸めん。夫れ人を誘ふの方は、惟だ名と利とのみ。名は虚に

近くして、而も教に於て重しと爲す。利は實に近くして、而も徳に於て輕

しと爲す。實利を専らにして、之を濟ふに虚を以てせざれば、則ち耗賈し

て物力給らず。虚名を専らにして、之に副ふるに實を以てせざれば、則ち

故に國家の命秩の制、職事官有り、散官有り、勳官有り、爵號有り。然れども務を掌りて俸を授く

る者は、唯だ職事の一官に繋る。此れ謂はゆる實利を施して而して虚名を寓する者なり。其勳散爵號

三つの者の繋る所は、大抵、(五三)服色・資蔭に止まるのみ。此れ謂はゆる虚名を假りて而して實利を佐く

る者なり。今の員外試官は、頗る勳散爵號に同じく、則ち授くるに祿を費す無く・受くるに員を占め

すと雖も、然れども(五三)銛鋒を突き患難を排する者、則ち是を以て之を賞し、筋力を竭し勞效を展ぶ

る者、又、是を以て之に酬ゆ。若し瓜果を獻する者、亦試官を授けば、則ち彼必ず相謂つて曰はん、

「吾は軀命を忘るるを以てして官を獲たり。此は瓜果を進むるを以てして

官を獲たり。是れ乃ち國家、吾の軀命を以て、瓜果に同じくするなり」と。

人を視ること草木の如くならば、誰か復た用を爲さんや。今、陛下、既に

未だ實利以て敦く勸むる有らず、又虚名を重んぜずして濫に施し、人これ

を藉る無くんば、則ち後の功を立てる者、將た曷ぞ用つて賞と爲さんや」

と。贄、翰林に在り、上の親信する所と爲り、艱難の中に居り、宰相有り

と雖も、大小の事、上必ず贄と之を謀る。故に當時、之を内相と謂ふ。

上、行止必ず之と俱にす。梁洋道險にして、嘗て贄と相失ひ、經夕、至らず。上驚き憂へて涕泣

し、贄を得る者を募りて千金を賞せんとす。之を久しくして乃ち至る。上喜ぶこと甚だしく、太子以

下皆賀す。然れども贄數、直諫し、上の意に違ふ。(五三)盧杞、官を貶せらると雖も、上、心に之を庇

ふ。贄、杞が姦邪にして亂を致せるを極言す。上、貌従すと雖も、心は頗る悦ばず。故に劉從一・姜

唐德宗神武聖文皇帝興元元年

二七三

【五三】 蜀州は唐安郡。
【九三】 散官は即ち文散階・武散階なり。試官は始めて二百五卷武后長壽元年に見ゆ。
【九四】 胥徒。民の徭役に給する者。
【九五】 左傳に芋無宇曰はく、人に十等有り、王の臣は公、公の臣は大夫、大夫の臣は士、士の臣は阜、阜の臣は輿、輿の臣は隸、隸の臣は僚、僚の臣は僕、僕の臣は臺と。
【九六】 誕説。虚言なり。

【五三】 服色とは紫緋淺緋深綠淺綠深青淺青及び黄を謂ひ、其色各、品を以て差を爲す。資蔭とは資品に隨つて其子若しくは孫及び曾孫を蔭するを得るを謂ふ。
【九三】 銛鋒。利きほこさき。
【九四】 杞が官を貶せらるること前卷前年に見ゆ。

公輔、皆、(100)下陳より登用せらる。贊、恩遇、隆なりと雖も、未だ相と爲るを得ず。壬辰、車駕、梁州に至る。山南は地薄く民貧しく、安史より以來、盜賊・攻剽し、戸口・減耗すること大半。(101)五州を節制すと雖も、租賦、中原の數縣に及ばず。大駕・蹕を駐むるに及び、糧用頗る窘む。上、西して成都に幸せんと欲す。嚴震、上に言つて曰はく、『山南は、地、京畿に接し、李晟方に收復を圖り、六軍を籍して以て聲援と爲す。若し西川に幸せば、則ち晟未だ收復の期有らざらん』と。衆議未だ決せず。會、李晟の表至り、言はく、『陛下、蹕を漢中に駐むるは、億兆の心を繋ぎ、賊を滅ぼすの勢を成す所以なり。若し(102)小を規り大を捨て、都を岷峽に遷さば、則ち士庶、望を失ひ、猛將謀臣有りと雖も、施す所無からん』と。上乃ち止む。嚴震、百方以て財賦を聚め、民、困窮に至らすして、供億、乏しき無し。牙將嚴礪は震の從兄弟なり。震、轉餉を掌らしむ。事甚だ修辨す。

【100】下陳は下列なり。二人、相と爲ること、前卷前年に見ゆ。劉從一は吏部郎中より、姜公輔は翰林學士よりす。

【101】十五州。梁・洋・興・鳳・開・通・渠・集・蓬・利・壁・巴・閬・果・金なり。

【102】小を規るとは、成都に幸して以て費用を便にせんと欲するを謂ひ、大を捨つとは、興復の功を捨てて一隅に苟安するを謂ふ。

【103】其の張益を殺して朱泚に附き、且つ肘腋の下に在るを惡むなり。

初め奉天の圍既に解くるや、李楚琳、使を遣はして入貢す。上、已むを得ず、鳳翔節度使に除す。而れども心(103)之を惡む。議者言はく、『楚琳は凶逆反覆す。若し隄防せずんば、恐らくは窺伺を生ぜん』と。是に由りて、楚琳の使者數輩至れども、上、皆、引見せず、之を留めて遣らす。甫めて漢中に至り、渾瑊を以て楚琳に代りて鳳翔に鎮せしめんと欲す。陸贄・上奏して以爲はく、『楚琳、(104)帥を殺し賊を助く。其罪固に大なり。但だ以ふに乗輿未だ復せず、(105)大慈猶ほ存し、勤王の師、悉く畿内に在り、急に宣し速かに告げ、(106)晷刻を是れ争ふ。商嶺は則ち道通にして且つ遙に、駱谷は復た盜の扼する所と爲り、僅に王命を通するは、唯だ褒斜に在り。此路若し又阻難ならば、南北遂に將に(107)復絶せんとす。諸鎮の危疑の勢を以て、(108)二逆の誘脅の中に居り、洶洶たる羣情、各、向背を懷く。儻し或は楚琳憾を發し、公に猖狂を肆にし、南は要衝を塞ぎ、東は巨猾を延かば、則ち我が咽喉梗がり、而して心膂分れん。今楚琳、(109)能く兩端顧望するは、乃ち是れ天、其衷を誘ふなり。故に歸塗を通じ、將に大業を濟さんとす。陛下誠に宜しく深く以て念と爲し、厚く撫循を加ふべし。其遲疑するを得ば、便ち事を集すに足らん。必ず、素行を精求し、(110)宿疵を追扶せんと欲せば、則ち是れ過を改むるも、以て愆を補ふに足らず、自ら新にするも、以て罪を贖ふに足ら

【103】事、二百二十八卷建中四年に見ゆ。

【104】大慈。書に云はく、元惡大慈と。慈は惡なり。

【105】晷刻云云。晷刻を較べて運速を争ふなり。

【106】商州の路、金洋に達するに、皆數百里、而して洋は又金よりも遠し。商州より西のかた長安に至るまで、復た二百餘里。則ち其路迂にして遙に、長安に至るまで蓋し一千

【107】一百餘里。駱谷關より洋州に至るまで、亦五百餘里。惟だ寶雞より南して大散關に入り、梁州に至るまで、五百里にして近し。

【108】復絶。遙に隔たる。

【109】二逆。朱泚・李懷光をいふ。

【110】兩端顧望。李楚琳が外は朝廷を奉じ、而して陰に朱泚に事ふるを謂ふ。

【111】宿疵。ふるききず。

城遂に兵を引きて奉天に屯し、李晟と東西相應じ、以て長安に逼る。

上、唐安公主の爲めに塔を造り、厚く之を葬らんと欲す。諫議大夫同平章事姜公輔、表して諫めて以爲はく、『山南は久安の地に非ず。公主の葬、會す。上都に歸るべし。此れ宜しく儉薄にして以て軍須の急に副ふべし』と。上、陸贄に謂はしめて曰はく、『唐安の造塔は、其費甚だ微なり。宰相の宜しく論すべき所に非ず。公輔、正に、朕が過失を指し、自ら名を求めんと欲するのみ。相負くこと此の如きは、當に何如か之を處すべき』と。贄、上奏し、以爲へらく、公輔は、任、宰相に居り、事に遇うて論諫す。當に之を罪すべからずと。其略に曰はく、『公輔は頃、臣と同じく翰林に在り。臣今理に據り辯直せば、則ち私黨の嫌に涉らん。旨を希ひ順成せば、則ち匡輔の義に違はん。嫌に涉るは、止だ身の患を貽す。義に違ふは、實に君の恩を玷く。身に徇ひ君を忘るるは、臣の恥なり』と。又曰はく、『唯だ闇惑の士は、則ち怨讟、下國に溢るれども、而も耳、聞くを欲せず、腥徳、上天に達すれども、而も心、寤るを求めず、顛覆に造るまで、猶ほ未だ非を知らず』と。又曰はく、『當に理の是非を問ふべし。豈に事の大小を論せんや。』虞書に曰はく、『兢兢業業として、一日二日萬幾』と。唐虞の際、主聖に臣賢に、事の微を慮ること、日に萬數に至る。然らば則ち微の重んぜざる可からざるや此の如し。陛下又安んぞ忽せにして念はざる可けんや』と。又曰はく、『若し諫争を以て

【二六】上都。長安を謂ふ。
【二七】書經阜陶謨に見ゆ。
【二八】武王、紂の罪を數めて曰はく、朝涉の脛を斲り、賢人の心を割くと。
【二九】易卷卦六二に曰はく、王

過を指すと爲さば、則ち心を割くの主、宜しく哲王に罪せらるべからず。諫争を以て名を取ると爲さば、則ち匪躬の臣、應に訓を聖典に垂るべからず』と。又曰はく、『假ひ將に過を指して諫めて以て名を取らんとするに意有りとも、但だ能く善を聞きて遷り、諫められて逆はずんば、則ち指す所の者、適以て陛下の莫大の善を彰はすに足り、取る所の者、適以て陛下の無疆の休に資するに足らん。因りて而してこれを利せば、獲る所多からん。儻し或は其の過を指すを怒りて改めずんば、則ち陛下、直を惡むの譏を招き、其の名を取るを黜けて容れずんば、則ち陛下、諫に違ふの謗を被らん。是れ乃ち己の過を掩うて、而も過彌著はれ、彼の名を損して、而も名益彰はる。果して而して之を行はば、失ふ所大ならん』と。上の意猶ほ怒り、甲寅、公輔を罷めて左庶子と爲す。

臣妻妾たり、躬の故に罪すと。
【二〇】上、漢中に在り、西川の供億に藉る。
【二一】梁州は山南に在り。岐雍は山北に在り。
【二二】張皇。皇は大なり。誇張する也。

西川節度使張延賞に同平章事を加ふ。其供億乏しき無きを賞する故なり。
朱泚・姚令言、數人を遣はし、涇原節度使馮河清を誘ふ。河清、皆、其使者を斬る。大將田希鑾、密に泚と通じ、河清を殺し、軍府を以て泚に附く。泚、希鑾を以て涇原節度使と爲す。
上、陸贄に問ふ、『近ごろ卑官の山北より來る者有り、率ね良士に非ず。邗建といふ者有り、賊勢を論説し、語最も張皇なり。其事情を察するに、頗る窺覘するに似たり。今已に一所に於て

唐德宗神武聖文皇帝興元元年

安置す。此の如きの類、更に數人有り。若し追尋せずんば、恐らくは姦計を成さん。卿試に之を思へ、如何するを便と爲す」と。贊・上奏し、以爲へらく、今、盜、宮闕に據る。險遠を涉りて來りて行在に起く者有らば、當に恩賞を量加すべし。豈に復た猜慮し拘囚するを得んやと。其略に曰はく、「一人の聽覽を以てして、宇宙の變態を窮めんと欲し、一人の防慮を以てして、億兆の姦欺に勝たんと求むれば、智を役すること彌、精しく、道を失ふこと彌、遠し。項籍、秦の降卒二十萬を納れ、其の詐を懷きて復た叛せんことを慮り、(二三)一舉して盡く之を阮にせり。其の防虞に於ける、亦已甚し。漢高、裕達大度にして、天下の士の至る者、納用して、疑はざりき。其の備慮に於ける、疏なりと謂ふ可し。然るに項氏は以て滅び、劉氏は以て昌なり。疑を蓄ふると誠を推すと、其效固より同じからざるなり。秦皇は嚴肅雄猜にして、而も(二四)荆軻、其陰計を奮へり。

(二五)光武は寛容博厚にして、而して馬援、其款誠を輸せり。豈に懷を虚しくして人を待てば、人も亦附かんことを思ひ、數に任じて物を御すれば、物終に親しまざるを以てにあらずや。情、附かんことを思へば、則ち感じて之を悦び、寇讎と雖も、化して心膂と爲る。意、親しまざれば、則ち懼れて之を阻み、骨肉と雖も、結びて仇讎と爲る」と。又曰はく、「陛下、智、庶物を出で、輕しく人臣を待つ心の有り。思、萬機に周く、獨り區寓を馭するの意有り。謀、衆略を呑み、過愼の防有り。明、

【二三】降卒を抗にすること、九卷漢の高祖元年に見ゆ。
 【二四】荆軻の事、七卷秦の始皇二十一年に見ゆ。
 【二五】光武の事、四十一卷漢の世祖建武四年に見ゆ。

羣情を照し、事に先だつの察有り。嚴、百辟を束ね、刑に任じ理を致すの規有り。威、四方を制し、力を以て殘に勝つの志有り。是に由りて、才能ある者は、任せられざるを怨み、忠蓋なる者は、疑はるるを憂へ、勲業を著す者は、容れられざるを懼れ、反側を懷く者は、討に及ぶに迫られ、離叛を馴致し、禍災を構成す。天子の作す所は、天下式り瞻る。小すら猶ほ之を慎む。矧んや又小に非ざるをや。願はくは陛下、覆車の轍を以て戒と爲さんことを。實に宗社無疆の休なり」と。

丁巳、前の山南東道節度使南皮の賈耽を以て工部尚書と爲す。是より先、耽、行軍司馬樊澤をして事を行在に奏せしむ。澤既に復命し、方に大に宴す。急牒至る有り、(二六)澤を以て耽に代りて節度使と爲す。耽、牒を懷中に内れ、宴飲する故の如く、顔色、改まらず。宴罷み、澤を召して之を告げ、且つ將吏に命じて澤に謁せしむ。牙將張獻甫怒りて曰はく、「行軍、尚書の爲めに、天子の起居を問ひ、乃ち敢て自ら節鉞を圖り、尚書の土地を奪ふ。人に事へて不忠なり。請ふ之を殺さん」と。耽曰はく、「是れ何の言ぞや。天子の命する所、即ち節度使と爲る」と。

【二六】事、前卷興元元年に見ゆ。
 【二七】胡三省曰はく、即日、鎮を離るるは、既に、君命じて召せば駕を俟たざるの義を得、亦、亂を過むる所以なり。張獻甫を以て自ら隨ふれば、則ち樊澤、猜嫌する所無く、亦、獻甫を全くする所以なりと。

(二七)即日、鎮を離れ、獻甫を以て自ら隨ふ。軍府遂に安し。
 左僕射 李揆、吐蕃より還り、甲子、鳳州に薨す。

韓遊瓌、兵を引き、渾瑊に奉天に會す。
丙寅、平盧節度使李納に同平章事を加ふ。
丁卯、(二三) 義王玘・薨す。

朱滔、貝州を攻むること百餘日、馬寔、魏州を攻むること、亦、四旬に踰ゆ。皆、下す能はず。賈林復た李抱眞の爲めに王武俊に説きて曰はく、『朱滔の志、貝・魏を呑まんとし、復た田悅が害せらるるに値ふ。僕し旬日、救はずんば、則ち魏博皆滔の有と爲らん、魏博既に下らば、則ち張孝忠必ず之が臣と爲らん。滔、(二三) 三道の兵を連ね、(三三) 益すに回紇を以てし、進みて(三三) 常山に臨まば、明公、其宗族を保たんと欲すとも得んや。(三三) 常山、守られずんば、則ち昭義退きて西山を保し、河朔盡く滔に入らん。若し、貝・魏の未だ下らざるに乘じ、昭義と兵を合はせて之を救はんには、滔既に破亡せば、則ち(三三) 關中、氣を喪ひ、朱泚、日ならずして梟夷せられ、變興、正に反らん。諸將の功、孰か明公の右に居る者有らんや』と。武俊悦びて之に従ふ。戊辰、武俊、南宮の東南に軍す。抱眞、臨洛より兵を引きて之に會す。武俊の營と相距ること十里。兩軍尙ほ相疑ふ。明日、抱眞、數騎を以て武俊の營に詣る。賓客共に之を諫止

【二九】玘。玄宗の子。

【三〇】張孝忠、時に易定に鎮す。

【三一】三道。幽州・易定・魏博を謂ふ。

【三二】時に回紇、兵を遣はして滔を助く。

【三三】恆州は常山郡、王武俊、之に居る。

【三四】常山より南のかた趙州に至るまで、皆恆冀の巡屬。又西南のかた邢州の界に抵るまでは、即ち昭義の巡屬。山を阻みて以て固と爲す。

【三五】朱泚、關中に竊據す。滔破るときは、泚、氣を喪はる。

す。抱眞、行軍司馬盧玄卿に命じ、兵を勸して以て俟たしめ、曰はく、『吾の此舉、天下の安危に繫る。若し其れ還らずんば、軍事を領して以て朝命を聽くも、亦惟れ子、將士を勵まして以て讎恥を雪ぐも、亦惟れ子』と。言終りて遂に行く。武俊、嚴備して以て之を待つ。抱眞、武俊を見、國家の禍難・天子の播遷せるを敍し、武俊を持して哭し、流涕縱横なり。武俊も亦悲しみて自ら勝へず。左右、能く仰ぎ視るもの莫し。遂に武俊と約して兄弟と爲り、同じく賊を滅ぼさんことを誓ふ。武俊曰はく、『相公(三三) 十兄、名、四海に高く、鼻に開論を蒙り、逆を棄てて順に従ひ、菹醢の罪を免れ、王公の榮を享くるを得たり。今、又、(三三) 胡虜を問てず、辱くも兄弟と爲る。武俊當に何を以て報と爲すべきか。滔が恃む所の者は回紇のみ。畏るるに足らざるなり。戰はん日、願はくは十兄、轡を按じて臨視せよ。武俊決して十兄の爲めに之を破らん』と。抱眞退きて武俊の帳中に入り、酣寢すること之を久しくす。武俊・感激し、之を待つこと益、恭しく、心を指し天を仰ぎて曰はく、『此身已に十兄に死を許せり』と。遂に營を連ねて進む。

【三六】十兄。李抱眞は第十なり、故に呼びて十兄と爲す。

【三七】王武俊は、本、夷落に出づ。

【三八】袂衣。あばせ也。

山南は地熱し。上、軍士の未だ春服有らざるを以て、亦自ら(三六) 袂衣を御す。

卷の第二百三十一

唐紀四十七

德宗神武聖文皇帝六

興元元年、五月、鹽鐵判官 萬年の王紹、江淮の繒帛を以て來り至る。上、命じて先づ將士に給せしめ、然る後 衫を御す。韓滉、使を遣はして 綾羅四十擔を獻じ行在に詣らしめんと欲す。幕僚何士幹、行かんと請ふ。滉喜びて曰はく、「君能く相爲めに行かば、請ふ今日、江を過ぎよ」と。士幹許諾す。歸りて家に別るれば、則ち家の薪米儲待、已に門庭に羅ぬ。舟に登れば、則ち資装器用、已に舟中に充つ。下、厨箒に至るまで、滉皆手筆して記列し、周備せざるは無し。擔夫毎に、白金一版を與へ、腰間に置く。又、米百艘を運びて以て李晟に餉り、自ら囊米を負うて舟中に置く。將佐争うて之を擧げ、須臾にして畢る。艘ごとに五弩手を置き、以て防援と爲す。寇有れば則ち舷を叩きて相警め、五百弩已に

唐德宗神武聖文皇帝興元元年

上、命じて先づ將士に給

【一】興元元年。西紀七八四年。

【二】萬年。京縣、京兆に屬す。

【三】衫。單衣なり。始めて挾を御するを改めて衫を御す。

【四】綾羅。綾は文織。羅は綺なり。

【五】厨箒は當に厨箒に作るべし。

【六】穀。滿を引くなり。

渭橋に至るに比ぶまで、盜、敢て近づかず。時に關中、兵荒し、米斗ごとに直錢五百。混の米至るに及び、五の四を減ず。混、人と爲り、彊力嚴毅にして、自ら奉すること儉素なり。夫人常に絹裙を衣、破れて然る後易ふ。

吐蕃既に韓旻等を破り、大に掠めて去る。朱泚、田希鑿をして、厚く金帛を以て之に賂はしむ。

吐蕃、之を受く。韓遊瓌、以て聞す。渾瑊又奏す、「尙結贊、屢、人を遣はして約し、日を刻して共に長安を取らんとす。既にして至らず。聞く其衆、今春大に疫し、近ごろ已に兵を引きて去る」と。上、李晟・渾瑊の兵少きを以て、吐蕃に倚りて以て京城を復せんと欲し、其去るを聞き、甚だ之を憂へ、以て陸贄に問ふ、贄以爲へらく、吐蕃は貪狡にして、害有りて益無し。其引き去るを得るは、實に欣賀す可しと。乃ち上奏す。其略に曰はく、「吐蕃、遷延願望し、反覆多端にして、深く郊畿に入り、陰に賊の使を受け、羣帥をして進退憂虞せしむるを致す。之を捨てて獨り前まんと欲すれば、則ち其の怨を懷きて乘蹕するを慮り、之を待ちて勢を合はせんと欲すれば、則ち其の信を失うて稽延するに苦しむ。戎若し未だ歸らずんば、寇終に滅せし」と。又曰はく、「將帥は、陛下の信任せられざるを意ひ、且つ蕃戎の其功を奪はんことを患へ、士卒は、陛下の舊勞を恤まざるんことを恐れ、而して蕃戎の其利を専らにせんことを畏れ、

- 【七】 絹。縹帛織り成して紋無く、其の精善なる者を縹と曰ふ。俗に亦之を縹と謂ふ。
- 【八】 韓旻を破ること前卷是年四月に見ゆ。
- 【九】 乘蹕。其虚に乗じ、其後を蹕むなり。

賊黨は、蕃戎の勝つや、死せずんば則ち悉く人に禽を遣らんことを懼れ、百姓は、蕃戎の來るや、財有れば必ず盡く掠むる所と爲らんことを畏る。是を以て、王化に順ふ者は、其心、怠らざるを得ず、寇境に陥る者は、其勢、堅からざるを得ず」と。又曰はく、「今、懷光、別に蒲絳を保し、吐蕃遠く封疆を避け、形勢既に分れ、腹背、患無し。瑊・晟、諸帥、才力、伸ぶるを得ん」と。又曰はく、「但だ願はくは陛下、撫接に慎み、砥礪に勤めんことを。中興の大業、旬月にして、期す可からん。宜しく尙ほ犬羊の羣に眷眷として、以て將士の情を失ふべからざるなり」と。上、復た贄に謂はしめて曰はく、「卿、吐蕃の形勢を言ふこと甚だ善し。然るに瑊・晟の諸軍、當に規畫を議し、其をして進取せしむべし。朕、使を遣はして宣慰せんと欲す。卿宜しく審細に條流して以て聞すべし」と。贄以爲へらく、賢君は將を選び、委任して成を責む。故に能く功有り。況んや今、秦梁千里、兵勢、常無きをや。遙に規畫を爲すも、未だ必ずしも宜に合はず。彼、命に違はば則ち君威を失ひ、命に従はば則ち軍事を害せん。進退羈礙し、以て功を成し難からん。若かじ假すに便宜の權を以てし、待つに殊常の賞を以てせんには。則ち將帥、感悅し、智勇、伸ぶるを得んと。乃ち上奏す。其略に曰はく、「鋒鏑、原野に交はるに、而も策を九重の中に決し、機會、斯須に變するに、而も計を千里の外に定むるは、用捨相礙へ、(三)否臧皆

- 【一】 條は分なり、流は派なり。詳細に箇條書にすること。
- 【二】 秦梁。秦は咸陽長安を謂ふ、古の秦中の地。梁は梁州を謂ふ。
- 【三】 進まんと欲すれば、羈する所ありて、進むを得ず、退かんと欲すれば、礙する所ありて、退くを得ざるを言ふ。
- 【四】 否は惡なり、臧は善なり。

凶なり。上に(四)掣肘の譏有り、下に(三)死綏の志無し」と。又曰はく、「傳へ聞くと實を指すとは同じからず。懸に筭すると事に臨むとは異なる有り」と。又曰はく、「設ひ其中をして情を肆にし命を干す者有らしむとも、陛下能く此時に於て、其の詔に違ふの罪を戮せんや。是れ則ち命に違ふ者は、既に罰を行ふを果さず、命に従ふ者は、又、未だ必ずしも宜に合はず、徒らに空言を費し、祇に容慮を勞し、惟だ益無きみに匪ず、其損實に多し」と。又曰はく、「君上の權は、特に臣下に異なり。惟だ自ら用ひず、乃ち能く人を用ふるのみ」と。

癸酉、(二六)涇王侏薨す。

(二七)徐海沂密觀察使高承宗卒す。甲戌、其子明應をして軍事に知たらしむ。

乙亥、李抱真・王武俊、貝州を距ること三十里にして軍す。朱滔、兩軍の將に至らんとするを聞き、急に馬寔を召す。寔、晝夜兼行して之に赴く。或るひと滔に謂つて曰はく、「武俊は野戰を善くす。其鋒に當る可からず。宜しく營を徙して稍く前みて之に逼り、回紇をして其糧道を絶たしめ、我は坐ながら德楝の(二八)餽を食む。

- 【一】 聖肘。宓子賤、單父の宰と爲り、吏を魯侯に請ふ。魯侯、二吏をして之と與に單父に至らしむ。子賤、吏をして書せしめ、而して其肘を掣き、書惡しければ則ち従つて之を怒る。二吏歸りて以て魯侯に告ぐ。魯侯曰はく、此れ吾の其政を撓すを謂ふなりと。
- 【二】 死綏。兵志に曰はく、將軍は綏に死し、前む有りて却く無しと。
- 【三】 侏は肅宗の子。
- 【四】 建中二年、李洎、徐州を以て國に歸す。明年、以て徐沂密觀察使と爲す。洎卒し、高承宗、之に代る。
- 【五】 餽。糧運をいふ。

し、營に依りて陳し、利あらば則ち進み攻め、否ずんば則ち入り保すべし。其饑疲するを待ち、然る後制す可きなり」と。滔疑うて未だ決せず。會、馬寔の軍至る。滔、命じて明日出で戰はしむ。寔言ふ、「軍士、暑を冒して困憊せり。請ふ休息すること數日にして乃ち戰はん」と。(二九)常侍楊布、將軍蔡雄、回紇の達干を引き滔を見る。達干曰はく、「回紇、國に在り、鄰國と戰ふに、常に五百騎を以て鄰國の數千騎を破ること、葉を掃ふが如くなるのみ。今、大王の金帛牛酒を受くること、前後、筭無し。大王の爲めに效を立てんことを思ふ。此れ其時なり。明日願はくは大王、馬を高丘に駐め、回紇が大王の爲めに武俊の騎を翦り、匹馬も返らざらしむるを觀よ」と。布、雄曰はく、「大王、英略、世を蓋ふ。燕薊の全軍を擧げ、將に河南を掃ひ關中を清めんとす。今、小敵を見、(三〇)尤豫して、擊たずんば、遠近の望を失はん。將た何を以て霸業を成さんや。達干が戰はんと請ふは是なり」と。(三一)桑林に滔喜び、遂に意を決して出で戰ふ。丙子旦、武俊、其兵馬使趙琳を遣はし、五百騎を將りて桑林に伏せしめ、抱眞、方陳を後に列し、武俊、騎兵を引きて前に居り、自ら回紇に當る。回紇、兵を縱ちて之を衝く。武俊、其騎をして馬を控へて之を避けしむ。回紇突きて其後に出で、將に還らんとす。武俊乃ち兵を縱ちて之を擊ち、趙琳、林中より出で、横さまに之を撃つ。回紇敗れ走る。武俊、急に之を追ふ。滔の騎兵も亦走り、自ら其歩陳を踐み、步騎皆東に奔る。滔、制する能はず。遂に走りて

- 【二六】 滔、天朝に倣うて常侍を置く。
- 【二七】 尤は猶に同じ。
- 【二八】 桑林の地は經城の西南に在り。

其營に趣く。抱眞・武俊、兵を合はせて之を追撃す。時に滔、三萬人を引き出で戦ひ、死する者萬餘人、逃潰する者も亦萬餘人。滔纒に數千人と與に、營に入りて堅守す。會、日暮れ昏霧し、兩軍、進む能はず。抱眞、其營の西北に軍し、武俊、其東北に軍す。滔、夜、營を焚き、兵を引き南門を出で、德州に趣きて遁れ去る。掠むる所の資財を委棄して山積す。兩軍、霧を以て、追ふ能はざるなり。滔、楊布・蔡雄を殺して幽州に歸る。心既に内に慙ぢ、又、范陽の留守劉怱が敗に因りて己を圖らんことを恐る。怱、悉く留守の兵を發し、道を夾むこと二十里、儀仗を具へ、之を迎へて府に入り、相對して悲喜す。時人、之を多とす。

初め張孝忠、易州を以て國に歸す。詔して、(三)孝忠を以て義武節度使と爲し、易・定・滄・三州を以て之に隸す。滄州の刺史李固烈は、李惟岳の妻の兄なり。恆州に歸らんと請ふ。孝忠、押牙(三)安喜の程華を遣はして其州事を交せしむ。固烈悉く軍府の綾織珍貨數十車を取り、將に行かんとす。軍士大に譟ぎて曰はく、『刺史、府庫の實を掃うて以て行く。將士、後に於て饑寒せん。柰何』と。遂に固烈を殺し、其家を屠る。程華、亂を聞き、竇より逃れ出づ。亂兵、之を求め得、州事に知たらんと請ふ。華、已むを得ずして之に従ふ。孝忠、之を聞き、即ち華を版して滄州の刺史を攝せしむ。華、素より寛厚にして、心を推して以て將士を待つ。將士、之に安んず。會、朱滔・王武俊・叛し、更に人を遣はして華を招く。華、皆、從はず。時に孝忠、定州

【三】 事、二百二十七卷建中三年に見ゆ。

【三】 安喜縣は定州を帶ぶ。今の直隸省保定道定縣。

に在り。滄より定に如くには、必ず瀛州を過ぐ。瀛は朱滔に隸し、道路(二)阻澀なり。滄州の録事參軍李宇、華に説く、『表して利害を陳べ、別に一軍と爲さんと請へ』と。華、之に従ふ。宇を遣はし、表を奉じて行在に詣らしむ。上即ち華を以て滄州の刺史・横海軍副大使・知節度事と爲し、名を日華と賜ひ、日華をして歳ごとに義武の租錢十二萬緡を供せしむ。王武俊、又、人をして之を説誘せしむ。時に軍中、馬乏し。日華、使者を給きて曰はく、『王大夫、必ず相屬せんことを欲せば、當に二百騎を以て相助ぐべし』と。武俊、之を給す。日華、悉く其馬を留め、其士を遣りて歸らしむ。武俊怒る。而れども方に馬燧等と相拒ぎ、攻取する能はず。日華是に由りて全きを獲たり。武俊が國に歸するに及び、日華乃ち人を遣はして過を謝し、其馬の價を償ひ、且つ之に賂ふ。武俊喜び、復た與に交好す。

【二】 阻、隔たるなり。澀、通滑ならざるなり。

【三】 巡騎、巡察する騎兵。

庚寅、李晟大に兵を陳し、諭すに京城を收復するを以てす。是より先、姚令言等、屢、諫人を遣はし、晟の進軍の期を覘はしむ。皆、(三)邏騎の獲る所と爲る。晟引きて示すに陳する所の兵を以てし、謂つて曰はく、『歸りて諸賊に語れ、『努力して固く守り、賊に不忠なる勿れ』と。』皆、之に酒を飲ませ、錢を給して之を縱つ。遂に兵を引き通化門外に至り、武を曜かして還る。賊敢て出でず。晟、諸將を召し、兵の從つて入る所を問ふ。皆請ふ、『先づ外城を取り、坊市に據り、然る後北して宮闕を攻めん』と。晟曰はく、『坊市は狹隘なり。賊若し兵を伏して格闘せば、居人驚き亂れん。官軍の利に

非ざるなり。今賊の重兵は皆苑中に聚まる。若かじ苑北より之を攻めんに。其腹心を潰さば、賊必ず奔亡せん。此の如くせば則ち宮闕、殘せず、坊市、擾るる無からん。策の上なる者なり」と。諸將皆曰はく、『善し』と。乃ち渾瑊及び鎮國節度使駱元光・商州節度使尚孤に牒し、期を刻して城下に集まらしむ。壬辰、尚孤、泚の將仇敬忠を藍田の西に敗り、之を斬る。乙未、李晟、軍を光泰門外米倉村に移す。丙申、晟方に自ら臨みて壘を築く。泚の驍將張庭芝・李希倩、兵を引き大に至る。晟、諸將に謂つて曰はく、『始め吾、賊の潛匿して出でざらんことを憂ふ。今來りて死を送る。此れ天、我を贊くるなり。失ふ可からざるなり』と。副元帥兵馬使吳誥等に命じ、兵を縱ちて之を撃たしむ。時に華州の營は北に在り、兵少し。賊、力を併せて之を攻む。晟、牙前將李演等に命じ、精兵を帥めて之を救はしむ。演等力戦し、賊敗れ走る。演等、之を追ひ、勝に乗じて光泰門に入り、再び戦ひ、又之を破る。會、夜、晟、兵を斂めて還る。賊の餘衆走りて白華門に入り、夜、慟哭するを聞く。希倩は希烈の弟なり。丁酉、晟復た兵を出す。諸將請ふ、『西師の至るを待ち、夾みて之を攻めん』と。晟曰はく、『賊數、敗れて已に膽を破る。勝に乗じて之を取らず、其をして備を成さしむるは、計に非ざるなり』と。賊又出で戦ふ。官軍屢捷つ。駱元光、泚の衆を瀧西に敗る。戊戌、晟、兵を光泰門外に陳し、李演及び牙前兵馬使王恁をして、騎兵を將

- 【二六】 城下。京城の下なり。
- 【二七】 光泰門。苑城の東北門。
- 【二八】 華州の兵は駱元光の兵なり。
- 【二九】 白華門。白華殿の門なり。
- 【三〇】 西師。渾瑊の師を謂ふ。

る、牙前將史萬頃をして、歩兵を將る、直に苑牆【三一】 神農村に抵らしむ。晟先づ人をして夜苑牆二百餘歩を開かしむ。演等が至るに比び、賊已に柵を樹てて之を塞ぎ、柵中より、官軍を刺射す。官軍、進むを得ず。晟怒り、諸將を叱して曰はく、『賊を縱すこと此の如くならば、吾先づ公が輩を斬らん』と。萬頃懼れ、衆を帥めて先づ進み、柵を抜きて入る。泌、演、騎兵を引きて之に繼ぐ。賊衆大に潰り。諸軍、道を分ちて竝び入る。姚令言等、猶ほ力戦す。晟、決勝軍使唐良臣等に命じ、歩騎をもて之に盛らしむ。且つ戦ひ且つ前み、凡そ十餘合、賊、支ふる能はず。白華門に至る。賊數千騎有り、官軍の背に出づ。晟、百餘騎を帥る、回りにて之を禦ぐ。左右呼びて曰はく、『相公來る』と。賊皆驚き潰ゆ。是より先、泚、張光晟を遣はし、兵五千を將めて九曲に屯せしむ。東渭橋を去ること十餘里。光晟密に款を晟に輸る。泚が敗るるに及び、光晟、泚に・出亡せんことを勸む。泚乃ち姚令言と與に、餘衆を帥めて西に走る。猶ほ萬人に近し。光晟、泚を送りて城を出で、還りて晟に降る。晟、兵馬使田子奇を遣はし、騎兵を以て泚を追はしむ。晟、含元殿前に屯し、右金吾仗に舍し、諸軍に令して曰はく、『晟、將士の力に頼り、宮禁を克清す。長安の士庶、久しく賊庭に陷る。若し小しも震驚する有らば、民を弔ひ罪を伐つの意に非ず。晟と公等と、室家相見ること晚きに非じ。五日の内、家信を通ずるを得る無し』と。京兆の尹李齊

- 【三一】 神農村。苑北に在り。
- 【三二】 涇原の將士、素より李晟に畏服す、故に其の來るを聞きて驚き潰ゆ。
- 【三三】 含元殿。唐の東内の前殿なり。左金吾仗、殿の東に在り、右金吾仗、殿の西に在り。

運等に命じ、居人を安慰せしむ。晟の大將高明曜、賊の(四)妓を取り、尙可孤の軍士、擅に賊の馬を取る。晟、皆、之を斬る。軍中股栗す。公私安堵し、秋毫も犯すこと無し。(五)遠坊は、(六)經宿して乃ち官軍の城に入るを知る者有り。是日、渾瑊・戴休顔・韓遊瓌も亦咸陽に克ち、賊三千餘衆を敗る。泚が西に走るを聞き、兵を分ちて之を邀ふ。己亥、晟、京西兵馬使孟涉をして白華門に屯し、尙可孤をして(七)望仙門に屯し、駱元光をして(八)章敬寺に屯せしめ、晟、牙前三千人を以て安國寺に屯し、以て京城を鎮す。泚の黨李希情・敬釭・彭偃等八人を市に斬る。

王武俊既に朱滔を破り、恆州に還り、表して(九)幽州盧龍節度使を讓る。上、之を許す。

六月癸卯、李晟、掌書記吳人于公異を遣はし、露布を作り、行在に上らしめ、曰はく、『臣已に宮禁を肅清し、寢園に祇謁す。(四)鐘簾移らず、廟貌故の如し』と。上泣下りて曰はく、『天、李晟を生じ、以て社稷の爲めにす、朕の爲めにするに非ざるなり』と。晟、涇橋に在るとき、(四)熒惑、歳を守り、之を久しくして乃ち退く。賓佐皆賀して曰はく、『熒惑退合する

【三】 妓。女樂なり。
 【四】 李晟が軍を御すること嚴整なるを言ふ。
 【五】 經宿。一夜をふること。
 【六】 望仙門。唐の大明宮の南面の五門、其中なるを丹鳳門と曰ひ、丹鳳の東なるを望仙門と爲し、又東なるを延政門と爲し、丹鳳の西なるを建福門と爲し、又西なるを興安門と爲す。
 【七】 章敬寺は東城の外に在り、安國寺は大明宮の東南に在り。
 【八】 王武俊が幽州盧龍節度使を兼めること前卷是年二月に見ゆ。
 【九】 廣は鐘鼓の拊なり。
 【一〇】 熒星の在る所は、其國、福有り。熒惑、之を守る、是を罰星と爲す。

は、皇家の福なり。宜しく速かに兵を進むべし』と。晟曰はく、『天子・野次す。臣下、敵に死するを知るのみ。天象は高遠なり。誰か之を知るを得ん』と。既に長安に克ち、乃ち之に謂つて曰はく、『(一)相拒むに非ざるなり。吾聞く五星は(二)贏縮すること常無しと。萬一復た來りて歳を守らば、吾が軍、戦はずして自ら潰えん』と。皆謝して曰はく、『及ぶ所に非ざるなり』と。朱泚將に吐蕃に奔らんとす。其衆、道に隨つて散亡し、涇州に至る比ほひ、纔に百餘騎。田希鑾、城を閉ちて之を拒ぐ。泚、之に謂つて曰はく、『(三)汝の節は、吾の授くる所なり。奈何ぞ危きに臨みて相負くか』と。其門を焚かしむ。希鑾、節を取り、火中に投じて曰はく、『汝の節を還す』と。泚の衆皆哭す。涇の卒遂に姚令言を殺し、希鑾に詣りて降る。泚、獨り范陽の親兵及び宗族・賓客と與に、北して驛馬關に趣く。寧州の刺史夏侯英、之を拒ぐ。(四)彭原の西城に至りて屯す。其將梁庭芬、泚を射る。院中に墜つ。韓旻等、之を斬り、涇州に詣りて降る。源休・李子平、鳳翔に奔る。李楚琳、之を斬る。皆、首を行在に傳ふ。

上、陸贄に命じて詔を草して渾瑊に賜はしめ、奉天にて失ひし所の(五)裏頭内人を訪求せしむ。贄・上奏して以爲はく、『巨盜始めて平ぎ、疲瘵の民、瘡痍の卒、尙ほ未だ循拊せず。而るに首として

【一】 次を失うて上るを贏と爲し、次を失うて下るを縮と爲す。
 【二】 朱泚、田希鑾を以て涇原節度使と爲すこと、前卷是年四月に見ゆ。
 【三】 彭原。本、彭陽縣。唐、寧州に屬す。今の甘肅省涇原道安化縣の南。
 【四】 裏頭内人。宮中に在りて使令に給する者なり。内人、使令に給する者は、皆、巾を冠す、故に裏頭内人といふ。

婦人を訪ふは、惟新の望に副ふ所以に非ざるなり。始を謀ること善を盡すも、終を克くすること已た稀なり。始にして謀らずんば、終は則ち何か有らん。域に賜ふ所の詔は、未だ敢て旨を承けず』と。上遂に詔を降さず。竟に中使を遣はして之を求めしむ。乙巳、吏部侍郎班宏に詔して、宣慰使に充て、將士を勞問し、(四六) 蒸黎を撫慰せしむ。丙午、李晟、文武官の朱泚の寵任を受けたる者崔宣、洪經綸等十餘人を斬り、又、(四七) 節を守りて屈せざる者劉廼、蔣沈等を表す。己酉、(四八) 李晟を以て司徒・中書令と爲し、駱元光・尙可孤、各官を遷すこと差有り。檢校御史中丞田希鑒を以て涇原節度使と爲す。

詔して、梁州を改めて、(四九) 興元府と爲す。
甲寅、(五〇) 渾瑊を以て侍中と爲し、韓遊瓌・戴休顔、各官を遷すこと差有り。

朱泚が敗るるや、李忠臣、(五一) 樊川に奔る。擒獲し、丙辰、之を斬る。
上、陸贄に問ふ、『今、鳳翔に至るに、駕を迎ふるの諸軍有り、形勢甚だ盛なり。此に因りて人を遣はして李楚琳に代らしめんと欲す。何如』と。贄、上奏して以爲はく、『此の如くせば則ち事、脅執に同じ。以て亂を除くと言へば、則ち武ならず。以て理を務むと云へば、則ち誠ならず。是を用つて』

- 【四六】 蒸黎。蒸は衆なり、黎も亦衆なり。人民をいふ。
- 【四七】 劉廼の事は、前卷是年二月に見ゆ。蔣沈の事は二百二十八卷建中四年に見ゆ。
- 【四八】 京城を收復するの功を賞するなり。
- 【四九】 紀元を以て府の號と爲すこと此に始まる。
- 【五〇】 扈衛の功を賞するなり。
- 【五一】 樊川。唐の長安城南に在り。

(五二) 時巡せば、後將に安に入らんとする。議者或は之を權と謂ふ。臣竊に未だ其理を論らず。夫れ權の義たるや、類を權衡に取る。今、輦路の經る所、首として脅奪を行はば、一帥を易へて而して萬乘の義を虧き、一方を得て而して四海の疑を結ばん。乃ち是れ其の輕き所を重んじ、而して其の重き所を輕んずるなり。之を權と謂ふは、亦反せずや。

(五三) 道に反するを以て權と爲し、數に任するを以て智と爲し、君上、之を行はば、必ず衆を失ひ、臣下、之を用ひば、必ず身を陷れん。歷代の喪亂多くして姦邪を長ずる所以は、此誤に由るなり。如かじ、枕を京邑に、(五四) 奠んじ、微して一官を授けんには、彼、恩宥を喜び、將に奔走して暇あらざらんとす。安んぞ敢て輒ち旅拒する有り、復た誅鉏を勞せんや』と。戊午、車駕、漢中を發す。

- 【五二】 時巡。書の周官に、六年、王乃時巡し、制度を四岳に考へ、諸侯各々方岳に朝すと。孔注に曰はく、春は東し、夏は南し、秋は西し、冬は北す、故に之を時巡といふと。
- 【五三】 胡三省曰はく、陸贄の此論は、漢儒の、經に反して道に合ふを權と爲すとの失を正す所以なり。程氏曰はく、漢儒、經に反して道に合ふを以て權と爲す。故に權變權術の説有り、皆非なり。權は只た是れ經の字。漢より以下、人の權の字を識るものなしと。
- 【五四】 奠。安んずる也。
- 【五五】 旅拒。旅は衆なり、拒は捍なり。衆を率ゐて以て相捍ぐをいふ。
- 【五六】 綜理。綜は機縷なり。理は治なり。其事を整治し、皆紀有らしむること、機の綜縷の若くなるをいふ。
- 【五七】 此れ唐の中世の關官の常態なり。

李晟、長安を、(五八) 綜理し、以て百司に備ふ。自ら請うて鳳翔に至りて迎扈せんとす。上、許さず。丙寅、使を同華に奉じ、(五九) 輒ち河中に詣り、李懷光を招諭す。晟、奏す、『元貞、制を矯め、

擅に元惡を赦す。請ふ其罪を理めん」と。

秋七月丙子、車駕、鳳翔に至り、喬琳・蔣鎮・張光晟等を斬る。李晟以へらく、光晟、賊に臣たりと雖も、而も賊を滅ぼすにも亦頗る力有り。之を全くせんと欲す。上、許さず。

副元帥判官高郢、數、李懷光に、款を歸らんことを勸む。懷光、其子

璣を遣はし、行在に詣りて罪を謝し、身を束ねて朝に歸せんと請はしむ。

庚辰、詔して、給事中孔巢父を遣はし、先に懷光を太子太保に除する

の敕を齎し、河中に詣りて宣慰せしめ、朔方の將士、悉く官爵を復す

ること故の如し。

壬午、車駕、長安に至る。渾瑊・韓遊瓌・戴休顔、其衆を以て扈從す。李

晟、駱元光・尙可孤、其衆を以て奉迎す。步騎十餘萬、旌旗數十里。晟、上

に三橋に謁見し、先づ、賊を平ぐるを賀し、後に、收復の晩きを謝し、路左

に伏して罪を請ふ。上、馬を駐めて慰撫し、之が爲めに涕を掩ひ、左右に命じ、扶けて馬に上らしむ。

宮に至り、(五八) 閑日毎に、輒ち勳臣を宴し、賞賜・豐渥なり。李晟、之が首と爲り、渾瑊、之に次ぎ、

諸將相、又、之に次ぐ。

曹王臯、其將伊慎・王鐸を遣はし、安州を圍ましむ。李希烈、其甥劉戒虛を遣はし、步騎八千を將る

て之を救はしむ。臯、其別將李伯潛を遣はし、之を(五九) 應山に逆へしむ。斬首千餘級。戒虛を生擒し、

城下に徇ふ。安州遂に降る。伊慎を以て安州の刺史と爲す。又、希烈の將

康叔夜を(六〇) 厲郷に撃ち、之を走らしす。

丁亥、孔巢父、河中に至る。李懷光、素服して罪を待つ。巢父、之を止

めず。懷光の左右、胡人多く、皆歎じて曰はく、「太尉、(六一) 官無し」と。

巢父、又、衆に宣言して曰はく、「軍中誰か太尉に代りて軍事を領す可き

者ぞ」と。是に於て懷光の左右、怒を發して誼諫す。詔を宣すること未

だ畢らざるに、衆、巢父及び中使談守盈を殺す。懷光も亦之を止めず。復

た兵を治め、拒守の備を爲す。

辛卯、天下に赦す。

初め(六二) 肅宗、靈武に在るとき、上、奉節王たり、文を李泌に學ぶ。代

宗の世に、泌、(六三) 蓬萊書院に居る。上、太子と爲り、亦之と遊ぶ。上が興

元に在るに及び、泌、杭州の刺史たり。上、急に詔して之を徵す。睦州

の刺史杜亞と俱に行在に詣る。乙未、泌を以て左散騎常侍と爲し、亞を刑

部侍郎と爲す。泌に命じ、日に(六四) 西省に直し、以て候對せしむ。朝野、

唐德宗神武聖文皇帝興元元年

【五八】 閑は讀みて閑と爲す。唐の世、天子、晝日を以て朝を視る。雙日を閑日と謂ふ。
【五九】 懷光を太子太保に除すること、前卷本年三月に見ゆ。
【六〇】 朔方の將士は懷光の所部なり。
【六一】 應山。もと、漢の南陽郡隨縣の地。梁、隨縣を分ちて求陽縣を置く。隋改めて應山と爲す。唐、隨州に屬す。應山縣は隨州の北一百八里に在り。今、湖北省江漢道。

【六二】 肅宗が靈武に在ること、二百十九卷至德元載に見ゆ。
【六三】 泌が蓬萊書院に居ること、二百二十四卷永泰元年に見ゆ。
【六四】 西省。唐、門下省を東省と謂ひ、中書省を西省と謂ふ。

【六一】 官無し。胡人、朝章に習はず、懷光が素服して罪を待つを見る、故に以て官無しと爲す。

皆目を屬して之に附く。上、泌に問ふ、「河中は京城に密邇し、朔方の兵は素より精銳と稱し、達奚小俊等の如き、皆萬人の敵なり。朕、晝夕、之を憂ふ。奈何せん」と對へて曰はく、「天下の事、甚だ憂ふ可き者有り。若し惟れ河中は、憂ふるに足らざるなり。夫れ敵を料る者は、將を料り、兵を料らず。今、懷光は將なり。小俊の徒は乃ち兵なるのみ、何ぞ意と爲すに足らん。懷光既に奉天の圍を解き、朱泚の亡ぶるに垂なんとするの虜を視、取る能はず。乃ち之と連和し、李晟をして取りて以て功と爲さしむ。今、陛下、已に宮闕に還り、懷光、身を束ねて罪に歸せず、乃ち使臣を虐殺し、河中に鼠伏す。夢魘の人の如きのみ。但だ恐る、日ならずして帳下の梟する所と爲り、諸將をして以て手を藉る無からしめんことを」と。初め、上、吐蕃を發し、以て朱泚を討たしめ、功を成さば伊西・北庭の地を以て之に與へんことを許す。泚が誅せらるるに及び、吐蕃來りて地を求む。上、(七〇)兩鎮節度使郭昕・李元忠を召して朝に還らしめ、其地を以て之に與へんと欲す。李泌曰はく、「安西・北庭は、人の性驍悍にして、(七二)西域の五十七國及び十姓突厥を控制し、又、吐蕃の勢を分ち、兵を併せて(七三)東侵する能はざらしむ。奈何ぞ手を拱きて之に與へん。且つ兩鎮の人、勢孤に地遠く、忠を盡し力を竭し、(七四)國家の爲めに固守する衆議も亦以て然りと爲す。上、遂に與へず。

【六八】使臣。孔巢父・談守盈を謂ふ。
 【六九】事、二百二十九卷本年正月に見ゆ。
 【七〇】昕・元忠は二百二十七卷建中二年に見ゆ。
 【七一】西域は漢の時、三十六國有り、其後、稍分れ、唐に至りて五十七國有り。
 【七二】東侵。東のかた涇汾岐隴諸州を侵すを謂ふ。
 【七三】代宗の初め、吐蕃、河隴を陥る。安西・北庭、唐の爲めに固く守る。

こと、二十年に近し。誠に哀憐す可し。一旦、之を棄て、以て戎狄に與へなば、彼其心必ず深く中國を怨み、它日、吐蕃に従つて入寇すること、私讎を報ゆるが如くならん。況んや(七五)日者吐蕃、觀望して進まず、陰に兩端を持し、大に武功を掠め、賂を受けて去りしをや。何の功か之れ有らん」と。衆議も亦以て然りと爲す。上、遂に與へず。

【七四】事、前卷本年四月に見ゆ。
 【七五】帝初めて位に即くや、涇州、劉文喜の亂有り、既にして又、姚合言の亂有り、既にして田希鑾、又、馮河清を殺す。

李希烈、李希倩が誅に伏せしを聞き、忿怒す。八月壬寅、中使を遣はし、蔡州に至り、顏真卿を殺さしむ。中使曰はく、「敕有り」と。真卿、再拜す。中使曰はく、「今、卿に死を賜ふ」と。真卿曰はく、「老臣、無狀にして、罪、死に當る。知らず、使者、幾日に長安を發せる」と。使者曰はく、「大梁より來る。長安に非ざるなり」と。真卿曰はく、「然らば則ち賊なるのみ。何ぞ敕と謂ふや」と。遂に之を縊殺す。

李晟以へらく、涇州は邊に倚り、(七六)屢、軍帥を害し、常に亂根と爲ると。奏して請ふ、「往きて・命を用ひざる者を理め、田を力め粟を積み、以て吐蕃を攘はん」と。癸卯、晟を以て鳳翔隴右節度等使及び四鎮北庭涇原行營副元帥を兼ねしめ、爵を西平王に進む。時に李楚琳・入朝す。晟、與に俱に鳳翔に至りて之を斬り、以て逆亂を懲らさんと請ふ。上、新に京師を復するを以て、務めて反仄を安んせんとし、許さず。

是より先、上、渾瑊・駱元光に命じ、李懷光の軍を同州に討たしむ。懷光、其將徐庭光を遣はし、精卒六千を以て長春宮に軍し、以て之を拒がしむ。瑊等、數敗る所と爲り、進む能はず。時に度支・用度給らず。議者多く、懷光を赦さんと請ふ。上、許さず。李懷光、其妹婿要延珍を遣はし、晉州を守らしめ、牙將毛朝敷をして隰州を守らしめ、鄭抗をして慈州を守らしむ。馬燧、皆、人を遣はして之を説き下す。上乃ち渾瑊に河中絳州節度使を加へ、河中同華陝執行營副元帥に充て、馬燧に奉誠軍晉慈隰節度使を加へ、管内諸軍行營副元帥に充て、鎮國節度使駱元光・鄜坊節度使唐朝臣と與に、兵を合はせて懷光を討たしむ。初め王武俊、急に康日知を趙州に攻む。馬燧・奏して請ふ、「武俊に詔し、李抱真と同じく朱滔を撃たしめ、深・趙を以て武俊に隸し、日知を改めて晉慈隰節度使と爲さん」と。上、之に従ふ。日知未だ至らざるに、三州、燧に降る。故に上、燧をして之を兼ね領せしむ。燧、表して三州を日知に譲らんとし、且つ言ふ、「降に因りて授けなば、恐らくは後の功有る者、踵ぎて以て常と爲さん」と。上、嘉して之を許す。燧、使を遣はして日知を迎ふ。既に至るや、府庫を籍して之に歸す。

【七六】 同州より河中に至るまで七十五里。

【七七】 要。姓なり。

【七八】 慈州。文城郡、赤狄の屬晉如の國、郡の西南に采桑津有り、晉の里克が赤狄を敗るの地。唐の貞觀の初め、慈州と爲す。吉鄉縣に治す。今の山西省河東道吉縣。

【七九】 馬燧慈三州は、皆、馬燧の巡屬と壤を接す、故に之を説き下すを秘。

【八〇】 是年正月、奉誠軍を同州に置き、以て康日知に授くること、二百二十九卷に見ゆ。

【八一】 肅宗上元年、鎮國節度使を華州に置く。廣德元年罷む。今復た置く。

甲辰、鳳翔節度使李楚琳を以て左金吾大將軍と爲す。

丙午、渾瑊に朔方行營元帥を加ふ。

李晟、鳳翔に至り、張鎰を殺すの罪を治め、裨將王斌等十餘人を斬る。

朱滔、王武俊の攻むる所と爲り、殆ど軍する能はず。上表して罪を待

つ。

癸未、馬燧、步騎三萬を將ゐて絳州を攻む。

度支、李懷光の所部の將士數萬、懷光と同じく反するを以て、冬衣を給

せず。上曰はく、朔方軍は累代忠義なり。今、懷光の制する所と爲る

のみ。將士何の罪あらん」と。冬十月己亥、詔す、「朔方及び諸軍、懷光

の所に在る者の、冬衣及び賞錢は、皆、當に別に貯へ、道路稍通するを俟

ち、即時に之を給すべし」と。

李勉、累表して、自ら貶せんことを乞ふ。辛丑、勉の都統節度使を

罷め、其檢校司徒・同平章事は故の如し。

丙辰、李懷光の將閻晏、同州に寇す。官軍、沙苑に敗る。詔して、邠州の軍を徵す。韓遊瓌、甲

士六千を將ゐて之に赴く。

【八二】 張鎰を殺すこと、二百二十八卷建中四年に見ゆ。

【八三】 絳州は、時に李懷光に屬す。

【八四】 肅代より以來、朔方軍、力を王室に輸し、功、天下に高し。

【八五】 李希烈を討ちて師を喪ひ守を失ひしを以てなり。

【八六】 建中の間、勉、永平節度使を以て、李希烈を討つ兵を都統す。

乙丑、馬燧、絳州を拔き、兵を分ちて聞喜・萬泉・虞郷・永樂・猗氏を取る。
 初め、魚朝恩既に誅せられ、代宗、復た宦官をして兵を典らしめず。
 上、位に即き、悉く禁兵を以て、白志貞に委ぬ。(五)志貞、罪を得、上復た宦官竇文場を以て之に代らしむ。山南に幸するに従ふ。(六)兩軍稍集まる。上、長安に還り、頗る宿將の兵を握ること多き者を忌み、稍稍之を罷む。戊辰、文場を以て神策軍左廂兵馬使を監せしめ、王希遷をして右廂兵馬使を監せしめ、(七)始めて宦官をして分ちて禁旅を典らしむ。

閏月丙子、涇原節度使田希鑿を以て衛尉卿と爲す。李晟初めて鳳翔に至るや、希鑿、使を遣はして參候せしむ。晟、使者に謂つて曰はく、「涇州は吐蕃に逼近す。萬一入寇せば、州兵能く獨り之を禦がんか。兵を遣はして防援せしめんと欲すれども、又、未だ田尚書の意を知らず」と。使者歸りて以て希鑿に告ぐ。希鑿果して援兵を請ふ。晟、腹心の將彭令英等を遣はし、涇州に成せしむ。晟尋ぎて巡邊に託して涇州に詣る。希鑿出で迎ふ。晟、之と與に轡を並べて入り、舊を道ひ歡を結ぶ。希鑿の妻李氏、叔父を以て晟に事ふ。晟、之を田郎と謂ふ。晟、命じて三日の食を具せしめ、曰はく、「巡撫し畢らば、即ち鳳翔に還らん」と。希鑿復

【八七】永樂。武德元年、芮縣を分ちて永樂縣を置き、芮州に屬す。後、河中府に屬す。燧既に永樂を取れば、兵、河中に逼るなり。

【八八】事、二百二十四卷大曆五年に見ゆ。

【八九】白志貞は、初の名は白瑋。禁兵を典る事、初めて二百二十五卷大曆十四年に見ゆ。

【九〇】志貞が罪を得ること、二百二十九卷建中四年に見ゆ。

【九一】兩軍。左右神策軍を謂ふなり。

【九二】宦官、兵柄を握り、此より奪ふ可からず。

【九三】李澄が降らんと請ふこと前卷前年に始まる。

た疑はず。晟、宴を置く。希鑿、將佐と共に晟の營に至る。晟、甲を外廡に伏す。既に食して飲す。彭令英、涇州の諸將を引きて堂を下る。晟曰はく、「我、汝が曹と久しく別る。各宜しく自ら姓名を言ふべし」と。是に於て、亂を爲せる者石奇等三十餘人を得、之を讓めて曰はく、「汝が曹、屢逆亂を爲し、忠良を殘害す。固に天地の容れざる所なり」と。悉く引き出して之を斬る。希鑿尙ほ座に在り。晟顧みて曰はく、「田郎も亦過無きを得ず。親知の故を以て、當に身首をして完きを得しむべし」と。希鑿曰はく「唯」と。遂に引き出して之を縊殺し、其子夢を并す。晟、其營に入り、諭すに希鑿を誅するの意を以てす。衆、股栗し、敢て動く者無し。

李希烈、其將翟崇暉を遣はし、衆を悉して陳州を圍ましむ。之を久しくして克たず。(八)李澄、大梁の兵少く、滑州を制する能はざるを知り、遂に希烈が授くる所の旌節を焚き、衆に誓つて國に歸す。甲午、澄を以て汴滑節度使と爲す。

宋毫節度使劉洽、馬步都虞候劉昌を遣はし、隴右幽州行營節度使曲環等と與に、兵三萬を將ゐて陳州を救はしむ。十一月癸卯、翟崇暉を州の西に敗る。斬首三萬五千級。崇暉を擒にして以て獻す。勝に乗じて進みて汴州を攻む。李希烈懼れ、奔りて蔡州に歸る。李澄、兵を引きて汴州に趣き、城北に至り、懼怯して敢て進まず。劉洽の兵、城東に至る。戊午、李希烈の守將田懷珍、門を開きて之を納

る。明日、澄入りて、浚儀に舍す。兩軍の士、日に忿闘する有り。會、希烈の鄭州の守將孫液、澄に降る。澄、兵を引きて鄭州に屯す。詔して、都統司馬、寶鼎の薛珏を以て汴州の刺史と爲す。李勉、長安に至り、素服して罪を待つ。議者多く以へらく、勉、守を、大梁に失ふ。應に尙ほ相と爲すべからずと。李泌、上に言つて曰はく、「李勉は公忠雅正なり。而れども兵を用ふるは、其の長する所に非ず。大梁守られざるに及び、將士の妻子を棄てて之に従ふ者、殆ど二萬人。以て其の衆心を得るを見るに足る。且つ劉洽は勉の麾下に出づ。勉、睢陽に至り、悉く其衆を擧げて以て之に授け、卒に大梁を平げたり。亦勉の功なり」と。上、乃ち勉に命じて其位に復せしむ。議者又言ふ、「韓混、鑾輿の外に在るを聞き、(九八)兵を聚め石頭城を修め、陰に異志を蓄ふ」と。上、之を疑ひ、以て李泌に問ふ。對へて曰はく、「混は公忠清儉なり。(一〇〇)車駕外に在りしより、混、貢獻すること絶えざりき。且つ(一〇二)江東の十五州を鎮撫し、盜賊起らざるは、皆混の力なり。石頭城を修めし所以は、混、中原の板蕩するを見、陛下將に(一〇四)永嘉の行有らんとすと謂ひ、迎扈の備を爲せるのみ。此れ乃ち人臣の

【九四】浚儀は、汴州を帶ぶ。劉澄蓋し縣治に舍するなり。
 【九五】都統司馬。宋滑河陽都統司馬なり。
 【九六】寶鼎縣は河中府に屬す。本、汾陰縣。開元十年、寶鼎を獲て名を更む。
 【九七】勉が守を失ふこと、二百二十九卷建中四年に見ゆ。
 【九八】睢陽は宋州。
 【九九】事、二百二十九卷建中四年に見ゆ。
 【一〇〇】事、前卷に見ゆ。
 【一〇一】江東の十五州。唐の時、浙江東西道の統ぶる所は、惟だ潤・身・常・湖・蘇・杭・睦・越・明・后・溫・衢・處・婺の十四州なり。今之に兼れ統ぶる所の宣州を加へて十五州と爲す也。
 【一〇二】永嘉の行。晉の永嘉の亂に元帝南渡せしを引きて以て言を爲す。

忠篤の慮なり。奈何ぞ更に以て罪と爲さんや。混、性剛嚴にして、權貴に附かず。故に謗毀多し。願はくは陛下、之を察せよ。臣敢て其の它無きを保す」と。上曰はく、「外議洶洶として、章奏、麻の如し。卿、聞かずや」と。對へて曰はく、「臣固より之を聞けり。其子阜、考功員外郎たり。今、敢て歸りて其親を省せず。正に・謗語の沸騰するを以ての故なり」と。上曰はく、「其子すら猶ほ懼ること此の如し。卿、奈何ぞ之を保する」と。對へて曰はく、「混が心を用ふること、臣、之を知ること至つて熟せり。願はくは章を上り、其の它無きを明かにせん。乞ふ中書に宣示し、(一〇四)朝衆をして皆之を知らしめよ」と。上曰はく、「朕方に、卿を用ひんと欲す。人亦何ぞ易く、保す可けん。慎みて、衆に違ふ勿れ。恐らくは并せて卿の累と爲らん」と。泌退き、遂に章を上り、百口を以て混を保せんと請ふ。它日、上、泌に謂つて曰はく、「卿竟に章を上る。已に卿の爲めに中に留む。卿が混と親舊なるを知ると雖も、豈に自ら其身を愛せざるを得んや」と。對へて曰はく、「臣豈に肯て親舊に私し、以て陛下に負かんや。願ふに混は實に異心無し。臣が章を上るは、以て朝廷の爲めにするなり。身の爲めにする非ざるなり」と。上曰はく、「如何ぞ其の朝廷の爲めにする」と。對へて曰はく、「今、天下旱蝗し、關中米斗ごとに千錢、倉廩耗竭す。而して江東は豊稔なり。願はくは陛下早く臣が章を下し、以て朝衆の惑を解き、面のあたり韓阜に諭し、之をして(一〇五)歸

【一〇三】麻の如し。其の多きを言ふ。
 【一〇四】朝衆は在朝百官の衆を謂ふ。
 【一〇五】歸觀。歸りて父母を觀省するなり。

觀せしめ、混をして感激し、自ら疑ふの心無く、速かに糧儲を運せしめよ。豈に朝廷の爲めに非ずや」と。上曰はく、「善し。朕深く之を諭れり」と。即ち泌の章を下し、韓臯をして謁告して歸觀せしめ、面のあたり緋衣を賜ひ、諭すに「卿が父、比、謗言有り。朕、今、其所以を知り、釋然として復た信せず」といふを以てし、因つて言ふ、「關中、糧乏し。歸りて卿が父に語れ、「宜しく速かに之を致すべし」と。臯、潤州に至る。混・感悅して流涕す。即日、自ら水濱に臨み、米百萬斛を發す。臯留まること五日にして即ち朝に還るを聽す。臯、其母に別れ、啼聲、外に聞ゆ。混怒り、召し出して之を撻ち、自ら送りて江上に至り、風濤を冒して之を遣る。既にして陳少遊、混が米を貢するを聞き、亦、二十萬斛を貢す。上、李泌に謂つて曰はく、「韓混乃ち能く陳少遊を化して米を貢せしむ」と。對へて曰はく、「豈に惟だ少遊のみならんや。諸道將に争うて入貢せんとす」と。

(二〇七) 吏部尚書同平章事蕭復、使を奉じて江淮より還り、李勉・盧翰・劉從一と俱に上に見ゆ。勉等退く。復獨り留まり、上に言つて曰はく、(二〇八) 陳少遊は、任、將相を兼ね、首として臣節を敗れり。韋臯は幕府の下僚にして、獨り忠義を建てたり。請ふ臯を以て少遊に代りて淮南を鎮せしめん」と。上、之を然りとす。尋ぎて中使馬敬緒を遣はし、劉從一を揖し、耳に附きて語りて去らしむ。

【二〇六】陳少遊は時に淮南に鎮す。
 【二〇七】蕭復が出て使すること、二百二十九卷興元元年四月に見ゆ。
 【二〇八】陳少遊の事、二百二十九卷建中四年に見ゆ。
 【二〇九】韋臯の事、二百二十八卷建中四年に見ゆ。

(二〇) 諸相、閣に還る。從一、復に詣りて曰はく、「欽緒、旨を宣し、從一をして公と與に(二二) 朝來言ふ所の事を議し、即ち奏して之を行はしめ、「李盧をして知らしむる勿れ」と。敢て問ふ何事ぞや」と。復曰はく、(二三) 「唐虞・黜陟し、岳牧僉諧げり。(二四) 人を朝に爵し、士と之を共にすと。李盧をして相たるに堪へざらしめば、則ち之を罷めん。既に相位に在れば、朝廷の政事、安んぞ之と同じく議せずして、獨り此一事を隱すを得んや。此れ最も當今の大弊なり。朝來、王上、已に斯言有り。復已に面のあたり其不可なるを陳せり。謂はざりき聖意尙ほ爾らんとは。復た、公と與に奏して之を行ふを惜まず。但だ、浸く以て俗を成さんことを恐れ、未だ敢て以て告げず」と。竟に、事を以て從一に語らず。從一、之を奏す。上愈悦ばず。復乃ち上表して位を辭す。乙丑、罷めて左庶子と爲す。劉洽、汴州に克ち、李希烈の起居注を得たるに、云はく「某月日、陳少遊、上表して順に歸す」と。少遊、之を聞き、慙ぢ懼れて疾を發し、十二月乙亥、薨す。太尉を贈り、賻祭、常儀の如し。淮南の大將王韶、自ら留後と爲らんと欲し、將士をして己を推して軍事に知たらしめ、且つ、大に掠めんと欲す。韓混、使を遣はし、之に謂つて曰はく、「汝敢て亂を爲さば、吾、即日、全軍、江を度りて汝を誅せん」と。韶等懼れて止む。上、之を聞きて喜び、李泌に謂つて曰はく、「混は惟だ江東を安んずるのみならず、又能く淮南を安んず。眞に大臣の器なり。卿は人を知ると謂ふ

【二〇】諸相、省中に在り、政事堂に坐す。既に退き、各、閣下に居る。
 【二二】朝來。朝なり。
 【二三】事、書經堯典舜典に見ゆ。
 【二四】禮記王制の言。

可し」と。庚辰、浞に平章事・江淮轉運使を加ふ。浞、江淮の粟帛を運びて貢府に入れ、盧月無し。朝廷、之に頼る。使者の勞問すること相繼ぎ、恩遇始めて深し。
 是歲、蝗、遠近に徧く、草木、遺る無く、惟だ稻を食はず。大に饑る、道殣相望む。

(二) 貞元元年、春正月丁酉朔、天下に赦し、改元す。

癸丑、顏真卿に司徒を贈り、諡して文忠と曰ふ。

(三) 新州の司馬盧杞、赦に遇ひ、吉州の長史に移る。人に謂つて曰はく、「吾必ず再び入らん」と。未だ幾くならずして、上果して用ひて饒州の刺史と爲す。給事中袁高、應に制を草すべし。執りて以て盧翰・劉從一に白して曰はく、「盧杞、相と作り、變輿の播遷・海内の瘡痍を致せり。奈何ぞ遽に大郡に遷さん。願はくは相公執奏せよ」と。翰等、從はず。更に它の舍人に命じて制を草せしむ。乙卯、制出づ。高、之を執りて下さず、且つ奏す、「杞、惡を極め凶を窮め、百辟、之を疾むこと讎の若く、六軍、其肉を食はんことを思ふ。何ぞ復た用ふ可けんや」と。上、聽かず。補闕陳京・趙需等、上疏して曰はく、「杞、三年、權を擅にし、百

【二】貢府。朝廷の貢を受け、財物を藏するの府。

【一】貞元元年。西紀七八五年。

【二】盧杞が新州に貶せらるること、二百二十九卷建中四年に見ゆ。

【三】之を執りて、肯て書讀せず。

【四】建中二年、盧杞、相と爲り、四年、貶せらる。

【五】百揆。書の舞典に「百揆に納るれば、百揆時に敘す」と。孔注に曰はく、舜、八凱を擧げ、百事を揆度せしむ、百事時に敘し、事業を廢する無しと。敘を失すとは、事業の廢するを謂ふなり。

揆、敘を失へり。天地神祇の知る所、華夏蠻貊同じく棄つ。儻し巨姦の寵を加へば、必ず萬姓の心を失はん」と。丁巳、袁高、復た正牙に於て論奏す、上曰はく、「杞已に再び赦を更たり」と。高曰はく、「赦は止だ其罪を原すのみ。刺史と爲す可からず」と。陳京等も亦之を争うて、已まらずして曰はく、「杞が政を執るや、百官常に兵の其頸に在る如くなりき。今復た之を用ひば、則ち姦黨皆掌に唾して起らん」と。上大に怒る。左右辟易す。諫者稍引き却く。京願みて曰はく、「趙需等退く勿れ。此れ國の大事なり。當に死を以て之を争ふべし」と。上、怒稍解く。戊午、上、宰相に謂ふ、「杞に小州の刺史を與ふるは可ならんか」と。李勉曰はく、「陛下、之に與へんと欲せば、大州と雖も亦可なり。其れ天下の望を失ふを如何せん」と。壬戌、杞を以て澧州の別駕と爲し、袁高に謂はしめて曰はく、「朕徐ろに卿が言を思ふに、誠に至當と爲す」と。又、李泌に謂つて曰はく、「朕已に袁高が奏せし所を可とす」と。泌曰はく、「累日、外人竊に議し、陛下を桓靈に比せり。今、德音を承くるに、乃ち堯舜も逮ばざるなり」と。上悦ぶ。杞竟に澧州に卒す。高は怒己の孫なり。

【六】正牙。唐、大明宮の含光殿を謂つて正牙と爲す。亦、之を南牙と謂ふ。

【七】袁恕己、張柬之等と與に、二張を誅し、中宗復辟す。

【八】汴州は劉洽に歸し、李澄、鄭州を得たり、故に鄭滑節度使を以て之に授く。

【九】嘉誠。縣名、隋置く。唐、松州の治所と爲す。

三月、李希烈、鄧州を陷る。

戊午、汴滑節度使李澄を以て鄭滑節度使と爲す。代宗の女、嘉誠公主を以て田緒に妻はす。

李懷光の都虞候呂鳴岳、密に款を馬燧に通ず。事泄れ、懷光、之を殺し、其家を屠る。事、幕僚高郢・李鄴に連なる。懷光、將士を集めて之を責む。郢・鄴、逆順を抗言し、慙ぢ隠す所無し。懷光、之を囚ふ。鄴は(一〇)邕の姪孫なり。馬燧、寶鼎に軍し、懷光の兵を(三)陶城に敗り、斬首萬餘級。兵を分ちて渾城に會し、河中に逼る。

夏四月丁丑、曹王阜を以て(三)荆南節度と爲す。李希烈の將李思登、隨州を以て之に降る。

壬午、馬燧・渾城、李懷光の兵を長春宮の南に破り、遂に塹を掘りて宮城を圍む。懷光の諸將相繼ぎて來り降る。詔して、燧・城を以て招撫使と爲す。

五月丙申、劉洽、名を玄佐と更む。

韓遊瓌、兵を渾城に請ひ、共に朝邑を取る。李懷光の將閻晏、之を争はんと欲す。士卒、邠の軍を指して曰はく、「彼は吾が父兄に非ざれば、則ち吾が子弟なり。奈何ぞ白刃を以て相向はんや」と。語甚だ囂し。晏遂に兵を引き去る。懷光、衆心の従はざるを知り、乃ち詐りて「國に歸せんと欲す」と稱し、貨財を聚め、車馬を飾りて云はく、「路の通するを俟ちて入貢せん」と。是に由りて、復た旬月を踰ゆるを得たり。六月辛巳、劉玄佐を以て汴州の刺史を兼ねしむ。

【一〇】 李邕は譚を以て天寶の末に死す。
【二】 陶城、河中に陶城府有り。陶城は、蒲坂城の西北に在り。即ち邕の都せし所なり。
【三】 荆南節度の下に當に使の字有るべし。

辛卯、金吾大將軍韋阜を以て西川節度使と爲す。

朱滔病みて死す。(三)將士、前の涿州の刺史劉怱を奉じて軍事に知たらしむ。

時に(四)連年・旱蝗し、度支の資糧・匱竭す。事を言ふ者、多く李懷光を

赦さんと請ふ。李晟・上言す、「懷光を赦すに五不可有り。河中は長安を距ること纔に三百里、同州、其衝に當る。兵多ければ、則ち未だ信を示すと爲さず。兵少ければ、則ち隄防するに足らず。忽ち(五)東偏を驚かさば、何を以て之を制せん。一なり。今、懷光を赦さば、必ず晉・絳・慈・隰を以て之に還さん。(六)渾城、既に詣る所無く、康日知、又、應に遷移すべし。

土宇、安んぜずんば、何を以て獎勵せん。二なり。陛下、兵を連ぬること一年、小醜を討除し、兵力未だ窮まらざるに、遽に其反逆の罪を赦さば、今西に吐蕃有り、北に回紇有り、(七)南に淮西有り、皆我が疆弱を觀、「陛下、德澤を施し、黎元を愛す」と謂はず、乃ち「兵、人に屈して自ら罷むるのみ」と謂ひ、必ず競うて窺覷の心を起さん。三なり。懷光既に赦さば、則ち朔方の將士、皆應に(八)勳を殺し賞を行ふべし。今府庫方に虚しく、賞、望に満たじ。是れ愈之

【三】 朱滔が幽州を得しより、滔、兵を出す毎に、皆、劉怱を以て知留後事とし、素より衆の心を得たり。故に滔死して、衆、之を奉ず。
【四】 老子言へる有り、師の聚まる所は、荆棘生じ、大兵の後には、必ず凶年有り。
【五】 同州は、長安の東北に在り。
【六】 先に已に渾城に命じて蒲絳節度使と爲し、康日知を晉慈隰節度使と爲す、故に然云ふ。
【七】 李希烈、時に淮西に據りて僭號す、故に之を以て二虜と號へ言ふ。
【八】 奉天の圍を解ける勳賞を謂ふ。

を激して、叛せしむるなり。四なり。既に河中を解き、諸道の兵を罷めば、賞典、擧らず、怨言必ず起らん。五なり。今河中の斗米五百、芻藁且に盡きんとし、牆壁の間、餓殍甚だ衆く、且つ軍中の大将、殺戮して略ぼ盡く。陛下但だ諸道に救し、圍守すること旬時ならば、彼必ず内潰の變有らん。何ぞ必ずしも腹心の疾を養ひ、它日の悔を爲さんや」と。又、兵二萬を發し、自ら資糧を備へ、獨り懷光を討たんと請ふ。秋七月甲午朔、馬燧、行營より入朝し、奏して稱す、「懷光、凶逆尤も甚だし。之を赦さば、以て天下に令する無からん。願はくは更に一月の糧を得んことを。必ず陛下の爲めに之を平げん」と。上、之を許す。

陝虢都知兵馬使達奚抱暉、節度使張勸を鳩殺し、代りて軍務を總べ、旌節を邀求し、且つ陰に李懷光の將達奚小俊を召して援と爲す。上、李泌

【一九】蒲陝。蒲は李懷光、陝は抱暉。
【二〇】江淮の水陸の運、皆、陝州を経て、而る後長安に至る。
【二一】貫。慣と通す。

に謂つて曰はく、「若し蒲陝・連衡せば、則ち猝に制す可からざらん。且つ抱暉、陝に據らば、則ち水陸の運、皆絶えん。卿の一たび往くを煩はざるを得ず」と。辛丑、泌を以て陝虢都防禦水陸運使と爲す。上、神策軍を以て泌が官に之くを送らしめんと欲し、「幾何人を須ふる」と問ふ。對へて曰はく、「陝城は三面懸絶し、之を攻むとも未だ歲月を以て下す可からざるなり。臣請ふ單騎を以て之に入らん」と。上曰はく、「單騎にて如何して入る可き」と。對へて曰はく、「陝城の人は、命に逆ふに貫はず。此れ特に抱暉が惡を爲すのみ。若し大兵を以て之に臨まば、彼、壁を開けて定まらん。臣

今單騎にて其近郊に抵らんに、彼、大兵を擧げば則ち敵に非ず、若し小校を遣はして來りて臣を殺さしめば、未だ必ずしも更に臣が用を爲さずんばあらざるなり。且つ河東の全軍、安邑に屯し、馬燧・入朝す。願はくは燧に救して臣と同じく辭して皆に行かしめんことを。陝人をして害を臣に加へんと欲せしめば、則ち河東の軍を移して之を討たんことを畏れん。此れ亦

【二二】勢。形を以て之に臨む、之を勢と謂ふ。
【二三】唐の諸鎮、皆、進奏院を長安に置き、進奏官を以て之を主らしむ。

一勢なり」と。上曰はく、「然りと雖も、朕方に大に卿を用ひんとす。寧ろ陝州を失ふとも、卿を失ふ可からず。當に更に它人をして往かしむべきのみ」と。對へて曰はく、「它人は必ず入る能はざらん。今、事變の初め、衆心未だ定まらず。故に其不意に出でて其姦謀を奪ふ可し。它人、猶豫遷延し、彼既に謀を成さば、則ち前むを得ざらん」と。上、之を許す。泌、陝州の進奏官及び將吏の長安に在る者を見、之に語りて曰はく、「主

【二四】行營、夏縣に在るは、亦、以て河中を討つなり。夏縣は、唐の初め虜州に屬す。貞觀十七年、絳州に屬す。時に陝州に屬す。其地、河の南北に跨る。今の山西省河東道夏縣。

上、陝・虢の饑乏たるを以て、故に泌に節を授けず、而して運使を領せしむ。江淮の米を督して以て之を賑さしめんと欲するのみ。陝州の行營は夏縣に在り。若し抱暉、用ふ可くば、當に之に將たらしむべし。功有らば則ち旌節を賜はん」と。抱暉の覘者、馳せて之を告ぐ。抱暉稍自ら安んず。泌具に語を以て上に白して曰はく、「其士卒をして米を思はしめ、抱暉をして節を思はしめんことを欲す。必ず臣を害せざらん」と。上曰はく、「善し」

と。戊申、泌、馬燧と俱に辭して行く。庚戌、泌に陝虢觀察使を加ふ。泌、潼關を出づ。(三) 鄜坊節度使唐朝臣、歩騎三千を以て關外に布き、曰はく、「密詔を奉ず。公を送りて陝に至らしむ」と。泌曰はく、「辭する日、(三) 進止を奉するに、便宜を以て事に從はしむ。此一人、相躡みて來る可からず。來らば則ち吾、陝に入るを得ざらん」と。(三) 唐臣、詔を受くるを以て、敢て去らず。泌、(三) 宣を寫して以て之を却く。因つて疾驅して前む。抱暉、將佐をして出で迎へしめず。惟だ偵者のみ相繼ぐ。泌、曲沃に宿す。將佐、抱暉の命を俟たずして來り迎ふ。泌笑つて曰はく、「吾が事濟る」と。城を去ること十五里。抱暉も亦出で謁す。泌、其の事を攝して城隍を保安するの功を稱し、曰はく、「軍中の煩言は、意に介するに足らず。公等の職事は、皆按堵すること故の如し」と。抱暉出でて喜ぶ。泌既に城に入りて事を視る。賓佐、人を屏けて事を白さんと請ふ者有り。泌曰はく、「帥を易ふるの際、軍中煩言するは、乃ち其常理なり。泌到らば自ら 妥貼せん。聞くを願はざるなり」と。是に由りて、反仄する者皆自ら安んず。泌但だ簿書を索め、糧儲を治む。明日、抱暉を召して(三) 宅に至らしめ、之に語りて曰はく、「吾、汝を愛して、誅せざるに非ず。今よ

【三】 朝臣、時に鄜坊の節を帯び、潼關を守る。

【三】 唐より以來、率れ、聖旨を奉するを以て進止を奉すと爲す。蓋し、聖旨、之をして進ましむるときは進み、之をして止ましむるときは止まるを言ふなり。

【三】 唐臣。當に朝臣に作るべし。

【三】 宣を寫す。沈在中曰はく、唐の故事、中書舍人、職、詔語を掌り、皆、四本を寫し、一本を底と爲し、一本を宣と爲す。此の宣は行出を謂ふのみ、未だ以て書に名けざるなり。晚唐には、樞密使、禁中より旨を受け、出でて中書に付し、即ち之を宣と謂ふ。中

り危疑の地有らば、朝廷の命する所の將帥、皆、入る能はざらんことを恐る。故に汝の餘生を伺へり。汝、我が爲めに(三) 版幣を齎し、(三) 前使を祭れ。慎みて、關に入る無く、自ら安處を擇び、潛に來りて家を取れ。它無きを保せん」と。泌が辭し行くや、上、陝の將の亂に預る者七十五人を籍し、泌に授けて、之を誅せしむ。泌既に抱暉を遣り、日中に宣慰使至る。泌、奏す、「已に抱暉を遣れり。餘は問ふに足らず」と。上復た中使を遣はして陝に至らしめ、必ず、之を誅せしむ。泌、已むを得ず、兵馬使林滔等五人を械して京師に送り、懇ろに、之を赦さんと請ふ。詔して(三) 天德に調戍せしむ。歲餘にして竟に之を殺す。而して抱暉遂に亡命し、之く所を知らず。

書承受して、之を籍に録し、之を宣底と謂ふと。

【三】 煩言。雜碎の言なり。

【三】 妥貼。妥は安なり、貼は伏なり。亦帖に作る。

【三】 宅とは觀察使の居る所なり。唐の諸鎮の將吏、節度觀察使の居る所の者を謂つて使宅と爲す。

【三】 版幣。版以て祝し、幣以て燎く。

【三】 前使。張勸を謂ふ。

【三】 天德軍は振武の東北に在り。

壬子、劉怱を以て幽州盧龍節度使と爲す。大に早し、灞、澠將に竭きんとし、長安の井、皆、水無し。度支奏す、「中外の經費、纔に七旬を支へん」と。

卷の第二百三十一

唐紀四十八

德宗神武聖文皇帝七

(一) 貞元元年、八月甲子、詔す、「凡そ不急の費、及び人の冗食する者、皆、之を罷めん」と。

馬燧、行營に至り、諸將と謀りて曰はく、「長春宮、下らずんば、則ち懷光、得可からじ。長春宮の守備甚だ嚴に、之を攻めて日を曠しくし久しきを持す。我當に身ら往きて之を諭すべし」と。遂に徑に城下に造り、懷光の守將徐庭光を呼ぶ。庭光、將士を帥ゐ、城上に羅拜す。燧、其心の屈するを知り、徐ろに之に謂つて曰はく、「我、朝廷より來る。西に向つて命を受く可し」と。庭光等、復た西に向つて拜す。燧曰はく、「汝が曹、祿山より已來、國に徇ひ功を立つること、四十餘年。何ぞ忽ち滅族の計

唐德宗神武聖文皇帝貞元元年

【一】 貞元元年。西紀七八五年。

【二】 長春宮を圍む事、前卷是年四月に始まる。

【三】 天寶十四載、安祿山反するや、郭子儀・李光弼、皆、朔方軍を以て賊を討ち、大功を成す。其後、回紇・吐蕃、深く京畿に入り、諸鎮叛亂するや、外禦内討、亦、朔方軍に倚りて以て功を成せり。是年に至るまで、凡そ三十一年。今、四十餘年と曰ふ、四の字は恐らくは當に三に作るべからん。

を爲せる。吾が言に従はば、止に禍を免るるのみに非ず、富貴、圖る可きなり」と。衆、對へず。燧、襟を披きて曰はく、「汝、吾が言を信せずんば、何ぞ我を射ざる」と。將士、皆、伏して泣く。燧曰はく、「此れ皆懷光の爲す所なり。汝が曹は罪無し。」弟だ堅く守りて、出づる勿れ」と。皆曰はく、「諾」と。壬申、燧、渾城、韓遊瓌と與に、軍を進めて河中に逼り、焦籬堡に至る。守將尉珪、七百人を以て降る。是夕、懷光、火を擧ぐ。諸營、應せず。駱元光、長春宮の下に在り、入をして徐庭光を招かしむ。庭光素より元光を輕んず。卒を遣はして之を罵り、又、優胡を城上に爲して以て之を侮る。且つ曰はく、「我は漢將に降らんのみ」と。元光、燧に白さしむ。燧還りて城下に至る。庭光、門を開きて降る。燧、數騎を以て城に入りて慰撫す。其衆、大呼して曰はく、「吾が輩、復た王人と爲る」と。渾城、僚佐に謂つて曰はく、「始め吾謂へらく、馬公が兵を用ふること、吾に遠からざるなりと。今乃ち、吾の逮ばざることも多きを知れり」と。詔して、庭光を以て試殿中監・兼御史大夫とす。甲戌、燧、諸軍を帥りて河西に至る。河中の軍士、自ら相驚きて曰はく、「西城、甲を擐せり」と。又曰はく、「東城、隊を凝せり」と。須臾にして、軍士、皆、其號を易へて太平の字と爲す。懷光、爲す所を知らず、乃ち凝れて

- 【四】 弟。第と通ず、但なり。
- 【五】 焦籬堡。河中府河西縣の西に在り。
- 【六】 優胡示云。駱元光は、本、安息の胡人、故に徐庭光、優胡を爲し、以て之を侮る。
- 【七】 河西縣は同州。今の陝西省關中道朝邑縣の東。
- 【八】 西城東城。河中に、河を夾みて兩城を爲り、西城は河西縣、東城は河東縣、河中府ここに治す。
- 【九】 凝。備を爲すなり。

死す。初め、懷光が奉天の圍を解くや、上、其子璿を以て監察御史と爲し、寵待すること甚だ厚し。
 (二) 懷光が咸陽に屯して進まざるに及び、璿密に上に言つて曰はく、「臣が父必ず陛下に負かん。願はくは早く之が備を爲せ。臣聞く君と父とは一なりと。但だ今日の勢、陛下は未だ臣が父を誅する能はず、而して臣が父は以て陛下を危くするに足る。陛下、臣を待つこと厚し。胡人の性は直し、故に言はざるに忍びざるのみ」と。上驚きて曰はく、「知る卿は大臣の愛子なるを。」(三) 當に朕が爲めに委曲彌縫すべし。而るに密に之を奏す」と。對へて曰はく、「臣が父、臣を愛せざるに非ず。臣、其父と宗族とを愛せざるに非ざるなり。顧ふに臣が力竭きて、回らす能はざるのみ」と。上曰はく、「然らば則ち卿何の策を以て自ら免れん」と。對へて曰はく、「臣の進言は、苟くも生を求むるに非ず。臣が父敗れなば、則ち臣、之と俱に死せん。復た何の策有らんや。臣をして父を賣り生を求めしめば、陛下亦安んぞ之を用ひん」と。上曰はく、「卿、死する勿れ。朕が爲めに更に咸陽に至り、卿が父に諭し、君臣父子をして俱に全からしむるは、亦善からずや」と。璿、咸陽に至りて還り、曰はく、「益無きなり。願はくは陛下、之に備へよ。人の言を信する勿れ。臣今往きて説諭すること萬方せり。臣が父言ふ、「汝小子、何を知らん。主上、信無し。吾、富貴を負るに非ざるなり。直に死を畏るのみ。汝豈に吾を陥れて死地に入る可けんや」

- 【一〇】 奉天の圍を解くこと、二百二十九卷建中四年に見ゆ。
- 【一一】 咸陽に屯して進まざること、前卷興元元年に見ゆ。
- 【一二】 璿、當に委曲彌縫して君臣の間をして隙無からしむべし。當に其事を密奏すべからずとの意。

と。』(三)李泌が陝に赴くに及び、上、之に謂つて曰はく、『朕が再三、懷光を全くせんと欲する所以は、誠に璿を惜めばなり。卿、陝に至らば、試に朕が爲めに之を招け』と。對へて曰はく、『陛下未だ梁洋に幸せざりしときは、懷光猶ほ降す可かりしなり。今は則ち然らず。(四)豈に人臣迫りて其君を逐ひ、而して復た其朝に立つ可き有らんや。縦ひ彼(五)顔厚くして慙づる無しとも、陛下、朝を視る毎に、何の心か之を見ん。臣、陝に入るを得ば、借使懷光、降らんと請ふとも、臣、敢て受けじ。況や之を招かんや。李璿は固に賢者なり。必ず父と俱に死せん。若し其れ死せずんば、則ち亦、貴ぶに足る無きなり』と。懷光が死するに及び、(二)璿先づ其二弟を刃し、乃ち自殺す。朔方の將牛名俊、懷光の首を斷ちて出で降る。河中の兵猶ほ萬六千人。燧、(七)其將閻晏等七人を斬り、餘は皆、問はず。燧、辭して行きしより、河中平ぐに至るまで、(八)凡そ二十七日。燧、(九)高郢・李鄴を獄より出し、皆、奏して幕下に置く。韓遊瓌が懷光を攻むるや、楊懷賓、戰甚だ力む。上、命じて特に(一〇)其子朝晟を原す。遊瓌遂に朝晟を以て都虞候と爲す。上、陸贄に問はしむ、『河中既に平ぐ。復た何の事有る』と。宜しく區處すべき所は、悉く條奏せしむ。贄、河中既に

【三】 李泌が陝に赴くこと、前卷是年七月に見ゆ。

【四】 迫りて其君を逐ふとは、懷光が帝に逼りて奉天より山南に幸せしめしを謂ふ。

【五】 顔厚とは愧を知らざるなり。

【六】 胡三省曰はく、楚の令尹子南の子と李璿とは、皆、君臣父子の大倫の變に處し、死を以て之に繼ぐ。哀しむ可きなりと。

【七】 閻晏は、懷光に、東のかた河中を保ち、兵を稱げて同州を犯さんことを勸めし者なり。

【八】 戊申より甲戌に至るまで二十七日。馬燧、一月を以て懷光を平げんことを期し、素

平ぐを以て、慮るらく、必ず、旨を希ひ事を生ずるの人、王師向ふ所敵無しと以爲ひ、勝に乗じて淮西を討たんと請ふ者有らん。李希烈、必ず其所部及び(三)新附の諸帥を誘諭して曰はん、『奉天の兵を息むるの旨は、乃ち窘しめるに因りて言へるなり。朝廷稍安くば、必ず復た誅伐せん』と。此の如くならば則ち四方の罪を負ふ者、孰か自ら疑はざらん。(三)河朔青齊、固より當に響應すべし。兵連なり禍結び、賦役繁く興り、建中の憂、行くゆく將に復た起らんとすと。乃ち上奏す。其略に曰はく、『福は以て屢徴む可からず、幸は以て常に覲ふ可からず。臣始く禍を生ずるを以て憂と爲す。未だ敢て福を獲るを以て賀と爲さず』と。又曰はく、『陛下、過を悔ゆるの深誠を懷き、(三)非常の大號を降し、所在宣敷するの際、聞く者、涕流れざるは莫く、(四)假王叛換の夫、僞號を削りて以て罪を請ひ、(五)觀釁首鼠の將、純誠を一にして以て勤を效せり』と。又曰はく、『曩に之を討ちて而も愈、叛き、今之を釋して而も畢く來り、曩に百萬の師を以てして而も力殫き、今咫尺の詔を以てして而も化洽し。是れ則ち聖王の理道を敷き、暴人を服するは、徳に任じて・兵に任せざることを明かなり。羣帥の・臣禮に悖り・天誅を拒ぐは、活を圖りて・王を圖

に懲たす。

【九】 懷光、郢・鄴を囚へしこと、前卷本年に見ゆ。

【一〇】 李懷光が楊朝晟を囚ふること、二百三十卷元年三月に見ゆ。

【三】 新附の諸帥。李納・王武俊・田緒等を謂ふ。

【三】 河朔とは王武俊・田緒・劉怱を謂ひ、青齊とは李納を謂ふ。

【三】 非常の大號。興元の赦書を謂ふ。

【四】 假王云云。王武俊・田悅・李納、王號を去りて罪を謝すること、二百二十九卷興元年に見ゆ。

【五】 觀釁首鼠の將。馬燧・韓滉・陳少遊を云ふ。

らざる事、又明かなり。是れ則ち生を好みて以て物に及ぼすは、乃ち自ら生くるの方なり。安を施して以て物に及ぼすは、乃ち自ら安んずるの術なり。彼を死地に擠して、而も此の久生を求め、彼を危地に措きて、而も此の久安を求むるは、古より今に及ぶまで、未だ之れ有らず」と。又曰はく、「一夫、率はざれば、闔境、殃に罹る。一境、寧からざれば、普天、擾るるを致す」と。又曰はく、「億兆の汗人、四三の叛帥、陛下の自新の旨に感じ、陛下の盛徳の言を悦び、面を革め辭を易へ、且つ臣禮を脩む。其の深言密議に於ては、固より亦未だ盡く坦然たらず。必ず當に心を聚めて謀り、耳を傾けて聽き、陛下の行ふ所の事を觀、陛下の誓ふ所の言を考ふべし。若し言、事と符はば、則ち善に遷るの心漸く固く、儻し事、言と背かば、則ち禍を慮るの態復た興らん」と。又曰はく、「朱泚滅びて懷光・戮せられ、懷光・戮せられて希烈・征せらる。希烈儻し平がば、禍將に次ぎて及ばんとせば、則ち彼の素疑を蓄へ而して宿負を懷く者、能く之が爲めに心を動かさざらんや」と。又曰はく、「今、皇運中興し、天禍將に悔いんとす。逆泚の・上國に僞居するを以て、懷光の・中畿を竊保するを以て、歲未だ再周せざるに、(一〇)相次ぎて梟殄す。實に(一一)衆惡、心を驚かすの日、羣生、觀を改むるの

- 【一〇】 率はす。上の教令に従はざるなり。
- 【一一】 汗は下なり。汗人は下民なり。
- 【一二】 上國。唐、長安に都す、故に之を上國と謂ふ。
- 【一三】 中畿。開元八年、河中を以て中都と爲し、河東・河西の二縣を次赤縣と爲し、諸縣を次畿縣と爲す。
- 【一四】 去年六月、朱泚を斬り、今年八月、懷光を平ぐ。梟殄とは其首を梟して其類を殄絶するを謂ふ。
- 【一五】 衆惡。猶ほ衆惡と言ふがごとし。

時なり。威は則ち已に行はるれども、惠は猶ほ未だ洽からず。誠に宜しく上は天眷に副ひ、下は物情を收め、人を恤むの恵みを布きて以て威を濟し、賊を滅ぼすの威に乗じて以て惠を行ふべし」と。又曰はく、「臣が未だ敢て其の必ず從はんことを保せざる所は、唯だ希烈一人のみ。其私心を探るに、從はんことを願はざるに非ざるなり。其潛慮を想ふに、追悔せざるに非ざるなり。但だ、猖狂にして計を失ひ、已に大號を竊めるを以て、陛下の全宥の恩を荷ふと雖も、然も自ら天地の間に視ざる能はざるなるのみ。縱ひ未だ命に順はざるも、斯を獨夫と爲す。内は則ち辭の以て兵を起す無く、外は則ち類の以て助を求むる無し。其計、厚く部曲を撫で、歳時を儉容するに過ぎず。心は陸梁すと雖も、勢は必ず致さじ。陛下但だ諸鎮に救し、各封疆を守らしめよ。彼既に氣奪はれ筭窮まる。是れ乃ち(一六)狴牢の類なり。人禍有らずんば、則ち鬼誅に當らん。古の戦はずして人の兵を屈すとは、此の謂ひか」と。己卯、詔して、李懷光が嘗て功有りしを以て、其一男を宥し、其後を續がしめ、之に田宅を賜ひ、其首及び尸を歸して、葬らしめ、馬廐に兼侍中を、渾瑊に檢校司空を加へ、餘の將卒、賞賚各差有り。(一七)「諸道、淮西と連接する者は、宜く各封疆を守るべし。彼が(一八)侵軼するに非ずんば、進討するを須ひず。李希烈若し降らば、當に待つに不死を以てすべし。

- 【一六】 獨夫。孟子曰はく、殘賊の人、之を獨夫と謂ふと。人之之を親輔する者無きを言ふなり。
- 【一七】 致は全唐文には敢に作る、解し易し。
- 【一八】 狴牢。狴は犴、牢は獄。以て有罪を拘囚する所。
- 【一九】 陸梁の言を行ふ也。
- 【二〇】 侵軼。をかしく。軼は突く也。

自餘の將士百姓は、一に問ふ所無し」と。

初め李晟、嘗て神策軍を將ゐて成都に戍す。還るに及び、營妓高洪を以て自ら隨ふ。西川節度使張延賞怒り、追うて之を還す。是に由りて隙有り。是に至りて、劉從一、疾有り、上、延賞を召し、入りて相たらしむ。晟、表して其過惡を陳す。上、其意に違ふを重り、延賞を以て左僕射と爲す。

駱元光將に徐庭光を殺さんとし、韓遊瓌に謀りて曰はく、「庭光、吾が祖考を辱む。吾、之を殺さんと欲す。馬公必ず怒らん。公能く其死を救はんか」と。遊瓌曰はく、「諾」と。壬午、庭光に軍門の外に遇ひ、揖して其罪を數め、左右に命じて之を碎斬せしめ、入りて馬燧を見、頓首して罪を請ふ。燧大に怒りて曰はく、「庭光已に降り、朝廷の官爵を受く。公、告げずして輒ち之を殺す。是れ統帥無きなり」と。之を斬らんと欲す。遊瓌曰はく、「元光、裨將を殺す、公猶ほ怒ること此の如し。公、節度使を殺す、天子其れ何とか謂はん」と。燧黙然たり。渾瑊も亦之が爲めに請ふ。乃ち之を捨す。渾瑊、河中に鎮し、盡く李懷光の衆を得たり。朔方軍、是より分れて、邠・蒲に居る。

盧龍節度使劉怱、疾病なり。九月己亥、詔して、其子行軍司馬濟を以て節度の事を權知せしむ。

【三七】 舊唐書張延賞傳には、營妓高洪は官妓高氏に作る。
【三八】 祖考を辱む。優胡を爲して以て之を戲侮せしを謂ふ。
【三九】 郭子儀より以來、朔方軍、亦、分れて邠蒲に屯し、而して一帥に統べらる。今、邠に居る者は韓遊瓌、之を帥る、蒲に居る者は、渾瑊、之を帥る、相統屬せず。故に史、其の始めて分るるを言ふ。

怱尋ぎて薨す。

己未、中書侍郎同平章事劉從一、罷めて戸部尚書と爲る。庚申、薨す。

冬十一月癸卯、上、圓丘を祀る。天下に赦す。

十二月甲戌、戸部奏す、「今歲、入貢する者、凡そ百五十州」と。

于闐王曜・上言す、【四〇】「兄勝、國を臣に讓れり。今請ふ、復た勝の子銳を立てん」と。上、銳を以て光祿卿を檢校し、其國に還らしむ。勝、固辭して曰はく、「曜久しく國事を行ひ、國人悦服す。銳、京華に生長し、其俗に習はず。往く可からず」と。上、之を嘉し、銳を以て【四一】詔王の諮議と爲す。

【四〇】 時に河朔諸鎮及び淄青淮西、皆、入貢せず。河隴諸州は又吐蕃に没す。
【四一】 事、二百二十一卷肅宗上元元年に見ゆ。

【四二】 詔王暹は代宗の子なり。唐の制、王府の官、諮議參軍は正五品上。
【四三】 劉子玄は史筆を以て武后・中宗に事ふ。

二年、春正月壬寅、吏部侍郎劉滋を以て左散騎常侍と爲し、給事中崔造・中書舍人齊映と、竝に同平章事とす。滋は【四四】子玄の孫なり。造少きとき上元に居り、韓會・盧東美・張正則と友たり、王佐を以て自ら許す。時人、之を【四五】四夔と謂ふ。上、造が朝廷に在りて敢て言ふを以て、故に不次に之を用ふ。滋、映多く事を造に讓る。造久しく江外に在り、錢穀諸使が上を罔ふるの弊を疾み、奏して水陸運使・度支巡院・江淮轉運使等を罷め、諸道の租賦は、悉く觀察使・刺史に委ね、官を遣はして部

【四四】 上元縣は昇州を帶ぶ。今の江蘇省金陵道江寧縣。
【四五】 夔は唐虞の良臣なり。時人、四人の者を重んじ、四夔を以て之を稱す。

送して京師に詣らしめ、宰相をして分ちて尙書六曹を判せしむ。齊映は兵部を判し、李勉は刑部を判し、劉滋は吏部・禮部を判し、造は戸部・工部を判す。又、戸部侍郎元琇を以て諸道の鹽鐵榷酒を判し、吉中孚をして度支兩税を判せしむ。

李希烈の將杜文朝、襄州に寇す。二月癸亥、(四) 山南東道節度使樊澤、擊ちて之を擒にす。

崔造、元琇と善し。故に鹽鐵を判せしむ。韓滉、奏して鹽鐵の過失を論す。甲戌、琇を以て尙書右丞・陝州水陸運使と爲す。李泌奏す、(五) 『集津より三門に至るまで、山を鑿り車道を開くこと十八里。以て底柱の險を避けん』と。是月、道成る。

三月、李希烈の別將、鄭州に寇す。(七) 義成節度使李澄、擊ちて之を破る。希烈、兵勢日に蹙まる。會、疾有り。夏四月丙寅、大將陳仙奇、醫陳山甫をして之を毒殺せしむ。因つて兵を以て悉く其兄弟妻子を誅し、衆を擧げて來り降る。甲申、仙奇を以て淮西節度使と爲す。

關中の倉廩竭き、禁軍或は自ら巾を脱し、道に呼びて曰はく、『吾を軍に拘して、而も糧を給せず。是は、吾が罪人なり』と。上、之を憂ふること甚だし。會、韓滉、米三萬斛を運びて陝に至る。李泌

【四】 山南東道節度は襄州に治す。
【五】 集津倉は三門の東に在り、三門倉は三門の西に在り。
【六】 底柱は、兩山、河中に屹立し、河水分流し、山を包みて過ぐ、世に之を三門と謂ふ。車道とは陸運の道なり。舟を捨てて車運するなり。
【七】 代宗の大曆七年、滑亳節度を永平節度と爲す。貞元元年、永平軍節度を、更めて義成軍節度と號す。興元元年、李澄、鄭州を得たり。
【八】 果して鹽鐵の料る所の如し。

即ち之を奏す。上喜び、遽に東宮に至り、太子に謂つて曰はく、『米已に陝に至れり。吾が父子、生くるを得たり』と。時に禁中、釀さず。命じて坊市に於て、酒を取りて樂を爲さしむ。又、中使を遣はし、神策六軍に諭す。軍士、皆、萬歳と呼ぶ。時に比歲饑饉し、兵民率ね瘦黑なり。是に至りて麥始めて熟し、市に醉人有り。當時、以て嘉瑞と爲す。人乍ち飽食し、死する者復た伍の一。數月にして、人の膚色乃ち故に復す。

【九】 滄州始めて別に節鎮と爲る。
【一〇】 曲環、時に隴西行營の兵を以て陳許に戍す。

横海軍使程日華を以て節度使と爲す。
秋七月、淮西兵馬使吳少誠、陳仙奇を殺し、自ら留後と爲る。少誠素より狡險にして、李希烈の寵任する所と爲る。故に之が爲めに仇を報ゆ。己酉、虔王諒を以て申光隨蔡節度大使と爲し、少誠を以て留後と爲す。

【一】 新舊唐書本傳には、士寧を克寧に作る。本書下文にも亦、克寧に作る。

(一〇) 隴右行營節度使曲環を以て陳許節度使と爲す。陳許は荒亂の餘、戶口流散す。曲環、勤儉を以て下を率ゐ、政令寬簡に、賦役平均なり。數年の間に、流亡、業を復し、兵食皆足る。

八月癸未、義成節度使李澄薨す。(三) 其子士寧、軍務を總べんと謀り、祕して喪を發せず。丙戌、吐蕃の尙結贊、大舉して涇隴邠寧に寇し、人畜を掠め、禾稼を芟る。西鄙駭然として、州縣各、城守す。渾瑊に詔し、萬人を將ゐ、駱元光をして八千人を將ゐ、咸陽に屯せしめ、以て之に備

初め上、李泌と與に、府兵を復せんことを議す。泌因つて上の爲めに、
 (一三) 府兵の西魏より以來の興廢の由を歴敘し、且つ言ふ、「府兵は、平日、
 皆、田畝に安居し、府毎に折衝有りて之を領す。折衝、農隙を以て戰陳
 を教習す。國家、事有りて徵發すれば、則ち符契を以て其州及び (一四) 府に
 下し、參驗して之を發し、 (一五) 期する所の處に至らしむ。將帥・按閱し、教
 習精しからざる者有れば、其折衝を罪し、甚だしきは罪、刺史に及ぶ。軍
 還れば則ち勳を賜ひ賞を加へ、 (一六) 便道に之を罷む。行く者、近きは時を踰
 えす、遠きは歳を経ず。高宗、 (一七) 劉仁軌を以て洮河の鎮守と爲し、以て吐
 蕃を圖らしむ。是に於て始めて久戍の役有り。武后以來、承平日久しく、
 府兵浸く墮れ、人の賤しむ所と爲る。百姓、之を恥ぢ、手足を (一八) 蒸熨して
 以て其役を避くるに至る。又、 (一九) 牛仙客、積財を以て宰相を得。邊將、之
 に效ふ。山東の戍卒、多く繒帛を齎して自ら隨ふ。邊將、之を誘ひ、府庫に
 寄せ、晝は則ち苦役し、夜は地牢に (二〇) 繋ぎ、其の死して其財を没入するを
 利とす。故に天寶より以後、山東の戍卒、還る者什に二三無し。其の殘虐なること此の如し。然れど

- 【一三】 府兵云。西魏、府兵を置くこと、一百六十三卷梁の簡文帝大寶元年に見ゆ。府兵を廢すること、二百一十二卷玄宗開元十年に見ゆ。
- 【一四】 府。折衝果毅府。
- 【一五】 期する所の處。兵を發し、期を刻して會する所の地。
- 【一六】 兵を罷むるに、各、便道に隨つて農に歸らしむ。必ずしも京師に至りて後罷むるにあらず。
- 【一七】 二百二卷高宗儀鳳二年に見ゆ。
- 【一八】 蒸熨。熱湯に蒸し、烈火に燒く。
- 【一九】 事、二百一十四卷玄宗開元二十四年に見ゆ。
- 【二〇】 繋。縛するなり。

も未だ嘗て外叛き内侮り・帥を殺し自ら擡にする者有らず。誠に・田園を顧戀し・宗族を累はさんこと
 とを恐るるを以ての故なり。開元の末より、 (二一) 張說始めて長征の兵を募
 り、之を曠騎と謂ふ。其後益して (二二) 六軍と爲す。李林甫が相と爲るに及
 び、 (二三) 奏して諸軍皆人を募りて之と爲す。兵、土著せず、又、宗族無く、
 自ら重惜せず、身を忘れ利に徇ひ、禍亂遂に生ず。今に至るまで (二四) 梗を爲
 す。曩に府兵の法をして、常に存して・廢せざらしめば、安んぞ此の如き下
 陵ぎ上替るるの患有らんや。陛下、府兵を復せんことを思ふは、此れ乃ち
 社稷の福にして、太平、日有らん」と。上曰はく、「河中を平ぐるを俟
 ち、 (二五) 當に卿と之を議すべし」と。九月丁亥、詔して、十六衛に各 (二六)
 上將軍を置き、以て功臣を寵し、神策左右廂を改めて左右神策軍と爲し、
 殿前射生左右廂を殿前左右射生軍と爲し、各 大將軍二人・將軍二人を置
 く。

- 【二一】 事、二百一十二卷開元十年十三年に見ゆ。
- 【二二】 六軍、左右に分ち、十二軍と爲す。
- 【二三】 二百一十六卷天寶八載に見ゆ。
- 【二四】 梗は惡なり。始めて此禍を生じ、乃ち今日に至るまで、相梗塞して止まず。
- 【二五】 十六衛の上將軍を置くに因り、先づ、府兵を復せんことを議するの事を敘するなり。
- 【二六】 十六衛の上將軍は從二品。神策大將軍は正二品、統軍は從三品、將軍は從五品。
- 【二七】 墨綬は晉の襄公より始まる。

庚寅、李克寧始めて父澄の喪を發し、行軍司馬馬鉉を殺し、 (二八) 墨綬にて
 出でて事を視、兵を城門に増す。劉玄佐、師を出して境上に屯し、以て之
 を制し、且つ告諭せしむること切に至る。克寧迺ち敢て位を襲がず。丁酉、
 東都留守賈耽を以て義成

節度使と爲す。克寧悉く府庫の財を取りて夜出づ。軍士從つて之を剽め、明くる比ほひ殆ど盡く。淄青の兵數千、(三七)行營より歸りて滑州を過ぐ。將佐皆曰はく、「李納、外は朝命を奉ずと雖も、内は兼并の志を蓄ふ。請ふ其兵を城外に館せん」と。賈耽曰はく、「奈何ぞ人と鄰道にして、而も其將士を野處せんや」と。命じて城中に館せしむ。耽時に百騎を引き、納の境に獵す。納、之を聞き、大に喜び、其度量に服し、敢て犯さざるなり。

吐蕃の遊騎、好時に及ぶ。乙巳、京城・戒嚴し、復た金吾將軍張獻甫を遣はして咸陽に屯せしむ。民間傳へ言ふ、「上復た・出で幸して以て吐蕃を避けんと欲す」と。齊映、上に見え、言つて曰はく、「外間皆言ふ、「陛下已に理裝し、糗糧を具ふ」と。人情・恟懼す。夫れ(二五)大福は再びせず。陛下奈何ぞ臣等と之を熟計せざる」と。因つて地に伏して流涕す。上も亦之が爲めに容を動かす。李晟、其將王佖を遣はし、驍勇三千を將ゐて汧城に伏せしめ、之を戒めて曰はく、「虜、城下を過ぎば、(三)其首を撃つ勿れ。首、敗ると雖も、彼、全軍にして至らば、汝、當る能はざらん。前軍已に過ぐるを俟つに若かず。五方の旗、(三)虎豹の衣を見れば、乃ち其中軍なり。其不意に出でて之を撃たば、必ず大に捷たん」と。晟、其言を用ふ。尙結贊

【三七】 李正己より以來、淄青の兵未だ嘗て調發に應じて行營に赴かざるなり。此れ必ず李納、兵を遣はし、自ら其境を成守し、亦、行營を稱するのみ。
 【二八】 理裝。裝を治むるなり。
 【二九】 左傳の楚の靈王の言なり。
 【三〇】 隴州の東に汧陽縣あり。汧城は其旁に在り。
 【三一】 舊唐書李晟傳には、二つの首の下に竝に尾の字有り。
 【三二】 其軍士の服する所の衣、虎豹の文を畫く。

敗れ走る。軍士、識らず。尙結贊、僅にして・免るるを獲たり。尙結贊、其徒に謂つて曰はく、「唐の良將は、李晟・馬燧・渾瑊のみ。當に計を以て之を去るべし」と。鳳翔に入り、境內、俘掠する所無く、兵二萬を以て直に城下に抵り、曰はく、「(三)李令公、我を召して來らしむ。何ぞ出でて我を擣はざる」と。經宿して乃ち引き退く、冬十月癸亥、李晟、(四)蕃落使野詩良輔を遣はし、王佖と與に、步騎五千を將ゐ、吐蕃の推砂堡を襲はしむ。壬申、吐蕃の衆二萬に遇ふ。與に戦うて之を破る。勝に乗じ北ぐるを逐ひ、堡下に至り、攻めて之を抜き、(五)其將屈屈律悉蒙を斬り、其蓄積を焚きて還る。尙結贊、兵を引き、(六)寧慶より北に去る。癸酉、(七)合水の北に軍す。邠寧節度使韓遊瓌、其將史履程を遣はし、夜、其營を襲ひ、數百人を殺す。吐蕃、之を追ふ。遊瓌、平川に陳し、潛に人をして西山に鼓せしむ。虜驚き、掠むる所を棄てて去る。

【三】 李令公。李晟、時に中書令たり、故に之を稱して令公と爲す。此れ尙結贊が晟を問する所以なり。
 【四】 野詩は蕃姓、良輔は名。
 【五】 屈屈律。蕃人の三字姓。
 【六】 寧慶。二州の名。
 【七】 合水縣は慶州に屬す、隋の開皇十六年置く。慶州の東北四十五里に在り。今の甘肅省涇原道合水縣。
 【八】 京口より入朝するなり。
 【九】 隴州。五原郡。漢の五原縣の地。

十一月甲午、淑妃王氏を立てて皇后と爲す。

乙未、韓滉・入朝す。

丁酉、皇后・崩す。

辛丑、吐蕃、(三九)鹽州に寇す。刺史杜彥光に謂つて曰はく、「我、城を得んと欲す。爾が人を率ゐて

去るを聽す」と。彦光、衆を悉して鄜州に奔る。吐蕃入りて之に據る。劉玄佐、汴に在り、鄰道の故事に習ひ、久しくして未だ入朝せず。韓滉、汴を過ぐ。玄佐、其才望を重んじ、屬吏の禮を以て之に謁す。滉、相約して兄弟と爲り、玄佐の母を拜せんと請ふ。其母喜び、置酒して之を見る。酒半にして、滉曰はく、「弟何の時か入朝する」と。玄佐曰はく、「久しく入朝せんと欲すれども、但た力未だ辦せざるのみ」と。滉曰はく、「滉の力、及ぶ可からん。弟、宜しく早く入朝すべし。」
 父母、悲泣して、自ら勝へず。白なり。更に諸婦女を帥りて往きて宮に填せしむ可からざるなり」と。母、悲泣して、自ら勝へず。滉、乃ち玄佐に錢二十萬緡を遣り、行装を備へしむ。滉、大梁に留まること三日、大に金帛を出して賞勞す。一軍之が爲めに傾動す。玄佐驚き服す。既にして人を遣はして密に之を聽かしむ。滉、孔目吏に問ふ、「今日の費す所幾何ぞ」と。詰責すること甚だ細なり。玄佐笑うて曰はく、「吾、之を知れり」と。壬寅、玄佐、陳許節度使曲環と俱に入朝す。崔造、錢穀法を改め、事多く集らず。諸使の職、之を行ふこと已に久しく、中外、之に安んず。

【四〇】慶州より東のかた鄜州に至るまで三百五十里。

【四一】鄜州の故事に習ふ。

【四二】丈母。諸父執の行は、之を丈人行と謂ふ。韓滉、劉玄佐と結びて兄弟と爲れば、其父を視て丈人行と爲す、故に其母を呼びて之を丈母と謂ふなり。

【四三】宮に留す。凡そ反者の家屬は皆披庭に没入す。故に然云ふ。

【四四】孔目吏。孔目官とも云ふ。亦、都吏ともいふ。一孔一目、總べざるなきを言ふ。

【四五】細。織詳なり。

【四六】胡三省曰はく、韓滉既に劉玄佐に遣るに入朝の資を以てし、又、大に賞勞を出し、以て其一軍の心を動かす。玄佐、入朝せざらんと欲すとも

得んやと。諸使。鹽鐵轉運諸使を謂ふ。判鹽鐵を解きて右丞と爲るを謂ふ。是年正月、崔造、相と爲り、鐵穀法を改め、及び諸使を罷む。今更に舊に從ふ。銀州は漢の西河郡陰縣の地。周の武帝保定三年、銀州を置く。西北のかた夏州に至る二百三十里、北のかた麟州に至る三百里。今の陝西省

榆林道米脂縣の西北八十里。雷州は京師に至る六千五百一十二里。石州。昌化郡。漢の離石縣の地。河曲の六胡州、已に宥州と爲る。蓋し諸部の酋長、各、舊の州名を以て刺史を帶ぶ、故に時に猶ほ六胡州の名あるなり。

雲州は雲中郡、本、魏の平城の地。朔州は馬邑郡、漢の馬邑縣の地。

元琇既に職を失ふ。造、憂懼して疾を成し、事を視ず。既にして江淮の運米大に至る。韓滉の功を嘉す。十二月丁巳、滉を以て度支諸道鹽鐵轉運等使を兼ねしむ。造が條奏する所、皆之を改む。吐蕃、又、夏州に寇す。亦、刺史托跋乾暉をして衆を帥りて去らしめ、遂に其城に據る。又、銀州に寇す。州素より城無く、吏民皆潰ゆ。吐蕃も亦之を棄つ。又、麟州を陷る。韓滉、屢、元琇を上短。庚申、崔造罷めて右庶子と爲り、琇、雷州の司戸に貶せらる。吏部侍郎班宏を以て戸部侍郎、度支副使と爲す。韓遊瓌奏す、「請ふ兵を發して鹽州を攻めん。吐蕃、之を救はば、則ち河東をして其背を襲はしめん」と。丙寅、駱元光及び陳許兵馬使韓全義に詔し、步騎萬二千人を將りて、邠寧軍に會し、鹽州に趣かしむ。又、馬燧に命じ、河東軍を以て吐蕃を撃たしむ。燧、石州に至る。河曲の六胡州皆降る。雲朔の間に遷す。

工部侍郎張或は、李晟の婿なり。晟、鳳翔に在るとき、女を以て幕客崔樞に嫁す。樞を禮重するこ
 と或に過ぐ。或怒り、遂に張延賞に附く。給事中鄭雲達、嘗て晟の行軍司馬と爲り、晟の意を失ふ。
 亦、延賞に附く。上も亦晟の功名を忌む。會、吐蕃の離間の言有り。延賞等、謗を朝に騰げ、至らざ
 る所無し。(五) 晟、之を聞き、晝夜泣き、目之が爲めに腫る。悉く子弟を遣はして長安に詣らしめ、表
 して、髮を削りて僧と爲らんと請ふ。上、慰諭して、許さず。辛未、入朝し
 て上に見ゆ。自ら足疾と陳し、懇ろに方鎮を辭す。上、許さず。韓滉素より
 晟と善し。上、滉に命じ、劉玄佐と與に、旨を晟に諭し、延賞と怨を釋か
 しむ。晟、詔を奉す。滉等、延賞を引き、晟の第に詣りて謝し、結びて
 兄弟と爲らしめ、因つて宴飲して歡を盡す。又、滉・玄佐の第に宴するこ
 と、亦之の如し。滉因つて晟をして表して延賞を薦めて相と爲さしむ。

- 【五】 離間の言は上に見ゆ。
- 【六】 胡三省曰はく、蘇軾言へる有り、木必ず先づ蠶みて而る後蟲之に生ず。人必ず先づ疑うて而る後讒之に入ると。
- 【七】 張延賞の讒間も、亦、帝が晟を忌むの心有るに因りて之に入るなりと。
- 【八】 張延賞の心事、李晟蓋し已に之を洞見す。

三年、春正月壬寅、左僕射張延賞を以て同平章事とす。李晟、其子の爲めに昏を延賞に請ふ。延
 賞、許さず。晟、人に謂つて曰はく、「武夫は性快にして、怨を杯酒の間に釋けば、則ち復た胸中に
 貯へず。(二) 文士の犯し難く、外は和解すと雖も、内は憾を蓄ふること故の如きに非ず。吾、懼るる無
 きを得んや」と。

初め、李希烈、淮西に據り、騎兵の尤も精なる者を選び、左右門槍・奉國四將と爲し、歩兵の尤も
 精なる者を、左右克平十將と爲す。淮西は馬少く、精兵皆驟に乗る、之
 を驟軍と謂ふ。陳仙奇、淮西を擧げて降り、纔に數月にして、詔して、其
 兵を發し、京西に於て防秋せしむ。仙奇、都知兵馬使蘇浦を遣はし、悉く
 淮西の精兵五千人を將ゐて以て行かしむ。會、仙奇、吳少誠の殺す所と爲
 る。少誠密に人を遣はし、門槍兵馬使吳法超等を召し、兵を引ききて歸らし
 む。浦、之を知らず。法超等、步騎四千を引き、鄜州より叛きて歸る。渾
 瑊、其將白婆勒をして之を追はしむ。反つて敗る所と爲る。丙午、上、急
 に中使を遣はし、陝虢觀察使李泌に敕し、兵を發して防遏し、河を濟らし
 むること勿からしむ。泌、押牙唐英岸を遣はし、兵を將ゐて靈寶に趣か
 しむ。淮西の兵、已に河南に陳す。泌乃ち靈寶に命じ、其食を給せしむ。
 淮西の兵も亦敢て剽掠せず。明日、陝西の七里に宿す。泌、其食を給せ
 す。將を遣はし、選士四百人を將ゐ、分ちて二隊と爲し、太原倉の隘道
 に伏せしめ、之に令して曰はく、「賊の十隊、東伏を過ぎば、則ち大呼して
 之を撃て。西伏も亦大呼して之に應せよ。(三) 道を遮ざる勿れ。行を留むる

- 【二】 李季烈、建中の初めより淮西に據る。
- 【三】 門槍、奉國、各、左右に分ち、凡そ四將あり。
- 【四】 左右克平軍は十將に分ちて之を領せしむ。
- 【五】 靈寶縣は陝州の西四十五里。今、河南省河洛道。
- 【六】 陝西、陝州の西、城を距ること七里。
- 【七】 選士、其驍勇なる者を簡選するなり。
- 【八】 胡三省曰はく、道を遮り行を留むるときは、賊必ず人、自ら戦を爲さん。讓るに半道を以てし、隨つて之を撃つときは、前なる者は脱するを得、後なる者は進むを妨め、心、戦に在らず。此れ泌が勝を制する所以なりと。

勿れ。常に讓るに半道を以てし、隨つて之を撃て」と。又、虞候を遣はし、近村の少年を集め、各、弓刀瓦石を持し、賊の後を躡み、呼を聞かば、亦應じて之を追はしむ。又、唐英岸を遣はし、千五百人を將る、夜南門を出で、渭北に陳せしむ。明日四鼓、淮西の兵、起行して隘に入る。兩伏・發す。賊衆驚き亂れ、且つ戦ひ且つ走る。死する者四の一。進みて唐英岸に遇ふ。邀へて之を撃つ。賊衆大に敗る。其驃軍兵馬使張崇獻を擒にす。泌、以へらく、賊必ず兵を分ち、山路より南に遁れんと。又、都將燕子楚を遣はし、兵四百を將る、炭竇谷より長水に趣かしむ。賊、二日食はず。屢戦ひ皆敗る。英岸追うて永寧の東に至る。賊皆潰えて山谷に入る。吳法超、果して其衆を帥る、大半、長水に趣く。燕子楚、之を撃ち、法超を斬り、其士卒三分の二を殺す。上、陝の兵の少きを以て、神策軍歩騎五千を發し、往きて泌を助けしむ。赤水に至り、賊已に破るるを聞きて還る。上、劉玄佐に命じ、驛に乗じて汴に歸り、詔書を以て緣道之を誘はしむ。百三十餘人を得。汴州に至り、盡く之を殺す。其潰兵、道に在り、復た村民の殺す所と爲る。蔡に至るを得る者、纔に四十七人。吳少誠、其の少きを以て悉く之を斬りて以て聞し、且つ使を遣はして幣を以て李泌に謝す。其の叛卒を誅するが爲めなり。泌、張崇獻等六十餘人を執へて京師に送る。詔して、悉く鄭州の軍門に腰斬し、以て防秋の衆に令す。

- 【九】長水。本、隋の弘農郡長淵縣。唐の初め高祖の名を避けて、更めて長水と爲す。今の河南省河洛道洛寧縣の西南。
- 【一〇】肅宗の至徳元載、嵩州陷る。事、二百一十八卷に見ゆ。
- 【一一】西澶縣は嵩州に屬す。本、漢の邙郡縣の地。今の四川省建昌道西昌縣の西南二十五里。
- 【一二】大曆十四年、異牟尋立つこと、二百二十六卷に見ゆ。
- 【一三】南詔の官、曰はく垣韓、曰はく布燮、曰はく久贊、之を清平官と謂ふ、國事の輕重を決す。唐の宰相の如し。
- 【一四】八國の生羌は白狗君・哥國君・通租君・南水君・弱水君・悉董君・清遠君・咄霸君なり。

初め雲南王閣羅鳳、嵩州を陥れ、(一)西澶の令鄭回を獲たり。回は相州の人、經術に通ず。閣羅鳳、之を愛重す。其子鳳迦異及び孫異牟尋、曾孫尋夢湊、皆之に師事す。學を授くる毎に、回、之を撻つを得。(二)異牟尋が王と爲るに及び、回を以て清平官と爲す。清平官は蠻相なり。凡そ六人有り。而して國事専ら回に決す。五人の者回に事ふること甚だ卑謹なり。過有れば、則ち回之を撻つ。雲南、衆數十萬有り。吐蕃、入寇する毎に、常に雲南を以て前鋒と爲す。賦斂重數なり。又、其險要を奪うて城堡を立て、歲ごとに兵を徵して助け防がしむ。雲南、之に苦しむ。回因つて異牟尋に復た自ら唐に歸せんことを説き、曰はく、「中國は禮義を尙び、惠澤有り、賦役無し」と。異牟尋、以て然りと爲す。而れども自ら致すに路無きこと、凡そ十餘年。西川節度使韋臯が鎮に至り、境上の羣蠻を招撫するに及び、異牟尋、潛に人を遣はし、羣蠻に因りて内附せんことを求む。臯奏す、「今、吐蕃、好を棄て、鹽夏を暴亂す。宜しく雲南及び(四)八國の生羌が歸化の心有るに因り、之を招納し、以て吐蕃の黨を離し、其勢を分つべし」と。上、臯に命じ、先づ邊將の書を作り、以て之を諭し、微に其趣を觀しむ。

張延賞、齊映と隙有り。映、諸相の中に在り、頗る敢言と稱せらる。上浸く悦ばず。延賞言はく、

『映は宰相の器に非ず』と。壬子、映、夔州の刺史に貶せられ、劉滋罷めて左散騎常侍と爲る。兵部侍郎柳渾を以て同平章事とす。韓滉、性苛暴にして、方の上の任する所と爲り、言、從はれざるは無し。它相は位に充るのみ。百吏、過を救へども瞻らず。渾、滉の引薦する所と爲ると雖も、色を正しくし之を讓めて曰はく、『先の相公、(二五) 編察を以て相と爲り、歳に滿たずして罷む。今、公、又焉よりも甚だし。奈何ぞ吏を省中に擗し、死する者有るに至らん。且つ(二七) 福を作し威を作すは、豈に人臣の宜しき所ならんや』と。滉愧ぢ、之が爲めに少しく威嚴を霽す。

二月壬戌、檢校左庶子崔濟を以て入吐蕃使に充つ。

戊寅、鎮海節度使同平章事充江淮轉運使韓滉、薨す。滉、(二六) 久しく二浙に在り、辟する所の僚佐、各其長に隨ひ、人を得ざるは無し。嘗て故人の子有り、之に調す。其能を考ふるに、一も長する所無し。滉、之と宴す。席を竟るまで未だ嘗て左右視し、及び(二九) 竝び坐するものと言を交へず。後數日、署して隨軍と爲し、庫門を監せしむ。其人終日危坐す。吏卒、敢て妄に出入する者無し。浙江東西道を分ちて三と爲し、浙西は潤州に治し、浙東は越州に治し、(三〇) 宣歙池は宣州に治し、各觀察使を置き、以て之を

【二五】 先の相公。滉の父休を謂ふなり。相を罷むること、二百一十三卷開元二十一年に見ゆ。

【二六】 編察。編狹明察。

【二七】 書經の洪範に曰はく、臣は威を作し福を作す有る無し。其れ而の家に害あり、而の家に凶なりと。

【二八】 大曆十四年、滉、二浙に觀察たり、建中二年、節を建つ。

【二九】 竝び坐するもの。肩を竝べて坐する者を謂ふ。

【三〇】 永泰元年、宣州の秋浦・青陽・饒州の至德を分ちて池州を置き、秋浦に治す。漢の石

領す。上、(三三) 果州の刺史白志貞を以て浙西觀察使と爲す。柳渾曰はく、『志貞は(三三) 險人なり。復た用ふ可からず』と。會、渾疾みて、事を視す。辛巳、詔下りて之を用ふ。渾、疾間あり、遂に(三三) 骸骨を乞ふ。許さず。

甲申、(三三) 昭德皇后を(三三) 靖陵に葬る。

三月丁酉、左庶子李錡を以て入吐蕃使に充つ。初め吐蕃の尙結贊、(三三) 鹽夏州を得、各千餘人を留めて之に成せしめ、退きて(三三) 鳴沙に屯す。冬、より春に入り、羊馬多く死し、糧運、繼かず。又、『李晟、推沙に克ち、馬燧、渾瑊等各兵を擧げて之に臨む』と聞き、大に懼れ、屢使を遣はして和を求む。上、未だ之を許さず。乃ち使を遣はし、辭を卑くし禮を厚くし、和を馬燧に求め、且つ(三六) 清水の盟を修めて侵地を歸さんと請ひ、使者路に相繼ぐ。燧、其言を信じ、留まりて石州に屯し、復た河を濟らず、之が爲めに朝に請ふ。李晟曰はく、『戎狄は信無し。之を撃つに如かじ』と。韓遊瓌曰はく、『吐蕃は弱ければ則ち盟を求め、疆ければ則ち入寇す。今深く塞内に入り、而して盟を求む。此れ必ず詐ならん』と。韓滉曰はく、『今兩河虞無し。若し原・鄯・洮・四州に城き、李晟・劉玄佐の徒をして、十萬の衆を將るて之に成せしめば、河湟の二十餘州、復す可からん。其資糧の費は、

城縣の地。宣歙池三州は江南東道に屬す。

【三三】 果州。南充郡、南充縣に治す。建中四年十二月、白志貞、恩州の司馬に貶せらる。前年七月、果州の刺史に遷る。

【三三】 險人。倭人なり。

【三三】 言用ひられざるを以てなり。

【三三】 昭德。王后の諡。

【三三】 靖陵。奉天縣の東北十里に在り。

【三六】 去年冬、吐蕃、兵を留めて鹽夏州に成せしむ。

【三七】 鳴沙縣は靈州に屬す、今の甘肅省寧夏道中衛縣。

【三六】 清水の盟は二百二十八卷建中四年に見ゆ。

臣請主辨せん」と。上、是に由りて、燧の計を聽かず、趣して兵を進めしむ。燧、吐蕃の使論頗熱と俱に入朝して之を論せんと請ふ。會、澆・蕤す。(二五)燧、延賞、皆、晟と隙有り、其謀に反せんと欲し、争うて和親の便なるを言ふ。上も亦(二六)回紇を恨み、吐蕃と和して共に之を撃たんと欲す。二人の言を得たるに、正に己が意に會ふ。計遂に定まる。延賞數言ふ、「晟は宜しく久しく兵を典るべからず。請ふ鄭雲達を以て之に代らしめんと。上曰はく、『當に自ら代る者を選ばしむべし』と。乃ち晟に謂つて曰はく、『朕、百姓の故を以て、吐蕃と和親せんこと決せり。(二七)大臣、既に吐蕃と怨有り、復た鳳翔に之く可からず。宜しく朝廷に留まり、朝夕、朕を輔くべし。自ら一人の鳳翔に代る可き者を選べ』と。晟、都虞候邢君牙を薦む。君牙は(二八)樂壽の人なり。丙午、君牙を以て鳳翔の尹と爲し、團練使を兼ねしむ。丁未、晟に太尉・中書令を加ふ。(二九)勳封は故の如し。餘は悉く之を罷む。晟、鳳翔に在るとき、嘗て僚佐に謂つて曰はく、『魏徵、直諫を好めり。余竊に之を慕ふ』と。行軍司馬李叔度曰はく、『此れ乃ち儒者の爲す所、勳徳の宜しき所に非ず』と。晟、容を斂めて曰はく、『司馬、言を失せり。晟、任、將相を兼ね。朝廷の得失を知れども言はずんば、何を以て臣と爲さん』と。叔度慙ぢりて退く。朝廷に在るに及び、上、顧問す

【二五】 馬燧・張延賞、私隙を以て國を誤る。

【二六】 回紇を恨む。陝州の辱を謂ふなり。

【二七】 帝、李晟を敬禮し、之を大臣と謂ふ。帝、李晟を忌み、吐蕃、和を請ひ、將相、隙有るに因りて其兵柄を奪ふ。

【二八】 樂壽。本、河間樂城縣。唐の初め、瀛州に屬す。永泰中、深州に屬す。

【二九】 勳は上柱國、封は西平王。

る所有れば、極言して隠す無し。性沈密にして、未だ嘗て人に洩らさず。辛亥、馬燧・入朝す。燧既に來る。諸軍皆壁を閉ぢて・戰はず。尙結贊、遽に(三〇)鳴沙より引き歸る。其衆、馬乏しく、徒行する者多し。崔澣、尙結贊を見、責むるに約に負くを以てす。尙結贊曰はく、『吐蕃、朱泚を破れども、未だ賞を獲ず。是を以て來る。而るに諸州各々城守し、自ら達するに由無し。鹽夏の守將、城を以て我に授けて遁る。我が之を取りしに非ざるなり。今明公來り、舊好を(三一)踐修せんと欲するは、固より吐蕃の願なり。今、吐蕃の將相以下來る者二十一人。渾侍中、嘗て之と事を共にし、其の忠信なるを知る。(三二)靈州節度使杜希全・涇原節度使李觀、皆信厚なること異域に聞ゆ。請ふ之をして盟を主らしめよ』と。夏四月丙寅、澣、長安に至る。辛未、澣を以て鴻臚卿と爲し、復た吐蕃に入らしむ。尙結贊に語りて曰はく、『希全は靈を守り、境を出づ可からず。李觀は已に官を改む。今、渾城を遣はし、(三三)清水に盟はしむ』と。且つ先づ鹽夏二州を歸さしむ。五月甲申、渾城、咸陽より入朝す。以て清水會盟使と爲す。戊子、兵部尙書崔漢衡を以て副使と爲し、司封員外郎鄭叔矩を判官と爲し、(三四)特進宋奉朝を都監と爲す。

【三〇】 鳴沙縣は靈州に屬す。本、漢の富平縣の地、後周保定二年、此に於て會州を置く。建德六年、鳴沙鎮を立つ。隋の文帝、鳴沙縣を立つ。

【三一】 武亨の功を以て唐に邀むること、二百三十卷元年四月に見ゆ。

【三二】 踐修。前言を踐み、以て舊好を修めんと欲するを言ふなり。一説に、前迹を踐み以て前好を修めんと欲すと。

【三三】 渾侍中云云。嘗て渾城と共に朱泚を討ちしむ。

【三四】 尙結贊、盟に因りて劫して二帥を執へ以て涇靈を取らんと欲するのみ。

【三五】 清水。漢の故縣。唐には秦州に屬す。

己丑、城、二萬餘人を將ゐて盟所に赴く。乙巳、尙結贊、其屬論泣贊を遣はして來り言ふ、「清水は吉地に非ず。請ふ原州の土黎樹に盟はん。既に盟ひて鹽夏二州を歸さん」と。上、皆、之を許す。神策將馬有麟、奏す。土黎樹は阻險多し。恐らくは吐蕃、伏兵を設けん。平涼川の坦夷なるに如かじ」と。時に論泣贊已に還る。丁未、使を遣はし、追うて之に告ぐ。

申蔡留後吳少誠、兵を繕め城を完くし、朝命を拒まんと欲す。判官鄭常・大將楊翼、之を逐はんと謀り、詐りて手詔を爲り、諸將・申州の刺史張伯元等に賜ふ。事泄れ、少誠、常・冀・伯元を殺す。大將宋晏・曹濟、長安に奔る。

閏月己未、韋臯、復た東蠻の和義王苴那時に書を與へ、調伺をし、て雲南に導達せしむ。

庚申、大に州縣の官員を省き、其祿を收め、以て戰士に給す。張延賞の謀なり。時に新除の官千五百人。而して當に減すべき者千餘人。怨嗟、路に盈つ。

初め韓滉、劉玄佐を薦む、「兵を將ゐて河湟を復せしむ可し」と。上、以て玄佐に問ふ。玄佐も亦之を贊成す。滉・蕤す。玄佐、奏して言ふ、「吐蕃方に疆し。未だ與に争ふ可からず」と。上、中使を遣はし、玄佐を勞問す。玄佐、臥して命を受く。張延賞、玄佐の用ふ可からざるを知り、奏して河湟の事を

【四一】新唐書地理志に、平涼の西北五里に吐蕃會盟壇有り。
【四二】東蠻は地二千里に跨る。勿鄧・豐巽兩林に各、大鬼主有り、之が長たり。苴那時は勿鄧鬼主なり。
【四三】調伺。刺探の人なり。

以て李抱眞に委ぬ。抱眞も亦固辭す。皆、延賞が李晟の兵柄を罷むるに由り、故に武臣皆憤怒して解體し、肯て用を爲さざるが故なり。

上、以へらく、襄鄧は淮西の衝要を扼すと。癸亥、荆南節度使曹王臯を以て、山南東道節度使と爲し、襄・鄧・復・郢・安・隨・唐・七州を以て之に隸す。

渾瑊が長安を發するや、李晟、深く之を戒むるに、盟所は備を爲すこと嚴ならざる可からざるを以てす。張延賞、上に言つて曰はく、「晟、盟好の成るを欲せず、故に瑊を戒むるに嚴備を以てす。我、彼を疑ふの形有らば、則ち彼も亦我を疑はん。盟、何に由りてか成らん」と。上乃ち瑊を召し、切に戒むるに「誠を推して虜を待ち、自ら猜貳を爲して以て虜情を阻む勿れ」といふを以てす。瑊、奏す、「吐蕃、辛未を以て盟はんと決せり」と。

延賞、百官を集め、瑊の表を以て詔と稱して之に示して曰はく、

【四四】詔と稱して渾瑊の表を以て徧く百官に示す。

【四五】李晟、時に太尉を加へらる、故に以て之を稱す。

【四六】李晟は洮州の人、長じて王忠嗣・李抱玉に事ふ。

【四七】大戎。西戎をいふ。

【四八】潘原縣は原州に屬す。本、陰盤なり。天寶に、名を更む。時に其地已に吐蕃に没す。

【四九】洛口。水洛口、瓦亭川の東北に在り。

『李太尉謂へらく、吐蕃の和好必ず成らじと。此れ渾侍中の表なり。盟日定まれり』と。晟、之を聞き、泣きて所親に謂つて曰はく、「吾、西陲に生長し、備に虜情を諳んず。論奏する所以は、但だ朝廷の。犬戎の侮る所と爲らんことを恥づればなるのみ」と。上始め駭元光に命じて、潘原に屯せしめ、韓遊瓌をして、洛口に屯せしめ、以て瑊の援と爲す。元光、瑊に

謂つて曰はく、「潘原は盟所を距ること且に七十里ならんとす。公、急有りととも、元光、何に従りて之を知らん。請ふ公と俱にせん」と。城、詔指を以て固く之を止む。元光、從はず、城と營を連ねて相次ぎ、盟所を距ること三十餘里。元光の壕柵は深固にして、城の壕柵は、皆、踰ゆ可きなり。元光、兵を營西に伏す。韓遊瓌も亦五百騎を遣はし、其側に伏せて曰はく、「若し變有らば、則ち汝が曹西して柏泉に趣き、以て其勢を分て」と。尙結贊、城と約す、「各、甲士三千人を以て壇の東西に列ね、常服する者四百人、從つて壇下に至らん」と。辛未、將に盟はんとす。尙結贊又請ふ、「各、遊騎數十を遣はし、更に相覘索せん」と。城、皆、之を許す。吐蕃、精騎數萬を壇西に伏せ、遊騎、唐軍を貫穿し、出入すること禁無し。唐騎、虜軍に入り、悉く擒にする所と爲る。城等、皆、知らず、幕に入り禮服を易ふ。虜、鼓を伐つこと三聲、大に譟ぎて至り、宋奉朝等を幕中に殺す。城、幕後より出で、偶、它馬を得て之に乗り、鬣に伏して其銜に入り、馳すること十餘里。銜方に馬口に及ぶ。故に矢、其背を過ぎて而も傷つかず。唐の將卒、皆、東に走る。虜、兵を縦ちて追撃し、或は殺し或は之を擒にす。死する者數百人、擒へらるる者千餘人。崔漢衡、虜騎の擒にする所と爲る。渾城、其營に至れば、則ち將卒皆遁れ去り、營空し。駱元光、伏を發し陳を成して以て之を待つ。虜の追騎、(三)愕眙す。城、元光の營に入る。追騎顧みて、(三)那寧の軍の西に馳するを見、乃ち還る。元光、輜重

【五〇】 柏泉。原州に百泉縣有り。
 【五一】 愕眙。おどろき、視る。
 【五二】 西に馳する者は、韓遊瓌が柏泉に趣かしむる所の軍なり。

を以て城に資し、城と與に散卒を收め、兵を勅し陳を整へて還る。是日、上、朝に臨み、諸相に謂つて曰はく、「今日、戎に和し兵を息むるは、社稷の福なり」と。馬燧曰はく、「然り」と。柳渾曰はく、「戎狄は豺狼なり。盟誓の結ぶ可きに非ず。今日の事、臣竊に之を憂ふ」と。李晟曰はく、「誠に渾の言の如し」と。上、色を變じて曰はく、「柳渾は書生にして、邊計を知らず。大臣も亦此言を爲すか」と。皆、地に伏し頓首して謝す。因つて朝を罷む。是夕、韓遊瓌、表して言ふ、「虜、盟者を劫し、兵、(三)近鎮に臨む」と。上大に驚き、其表を(三)街遞して以て渾に示す。明旦、渾に謂つて曰はく、「卿は書生なるに、乃ち能く敵を料ることに此の如く其れ審かなるや」と。上、出で幸して以て吐蕃を避けんと欲す。大臣諫めて止む。李晟の大安園に竹多し。復た、飛語を爲す者有り、云はく、「晟、兵を大安亭に伏せ、倉猝に因りて變を爲さんと謀る」と。晟遂に其竹を伐る。癸酉、上、中使王子恆を遣はし、詔を齎し、尙結贊に遺らしむ。吐蕃の境に至る。納れずして還る。渾城留まりて奉天に屯す。甲戌、尙結贊、(三)故の原州に至り、崔漢衡等を引見して曰はく、「吾、金械を飾へ、城を械して以て贊普に獻せんと欲す。今、城を失ひ、虚しく公が輩を致す」と。又、馬燧の姪昇に謂つて曰はく、「胡は馬を以て命と爲す。吾、(三)河

【五三】 近鎮。那寧の近鎮を言ふなり。
 【五四】 街遞。倉猝の際、中使を遣はすに及ばず、街使をして其表を遞送して以て渾に示さしむ。
 【五五】 原州は廣徳の初めより、吐蕃に没し、城邑墟なり、故に故と曰ふ。
 【五六】 河曲に在るとき。鳴沙に屯する時。馬燧、時に石州に屯して河を度らざりしを謂ふ。燧、侍中を加へらる、故に以て之を稱す。

曲に在るとき、春草未だ生せず、馬、足を擧ぐる能はざりき。是時に當り、侍中、河を度りて之を掩ひしならば、吾が全軍覆没せしならん。和を求めし所以なり。侍中の力を蒙り、今、全軍、歸るを得たり。奈何ぞ其子孫を拘せん』と。(五七) 弇に命じ、宦官俱文珍・渾瑊の將馬寧と、俱に歸らしむ。崔漢衡等を河・廓・鄯州に分ち囚ふ。(五八) 上、尙結贊の言を聞き、是に由りて馬燧を惡む。

六月丙戌、馬燧を以て司徒・兼侍中と爲し、其副元帥・節度使を罷む。初め吐蕃の尙結贊、李晟・馬燧・渾瑊を惡みて曰はく、『三人を去らば則ち唐圖る可きなり』と。是に於て李晟を離間し、馬燧に因りて以て和を求め、渾瑊を執へて以て燧を賣り、并せて罪を獲しめ、因つて兵を縱ちて直に長安を犯さんと欲す。會、渾瑊を失うて止む。張延賞慚ぢ懼れ、病と謝して、事を視す。

陝虢觀察使李泌を以て中書侍郎・同平章事と爲す。

河東の都虞候李自良、馬燧に從つて入朝す。上、以て河東節度使と爲さんと欲す。自良・固辭して曰はく、『臣、燧に事ふること日久し。之に代

【五七】 胡三省曰はく、獨り弇を遣りて歸らしめば、尙結贊、此言有りとも雖も、馬燧、之を諱み、覆うて傳へざらん。俱文珍歸らば、則ち必ず之を帝に言はん。馬寧歸らば、則ち必ず之を渾瑊に言はん。中外傳播し、遂に得て掩ふ可からざらん。以て燧を問する所の者、巧なりと謂ふ可しと。
【五八】 胡三省曰はく、馬燧、尙結贊の言を信じ、而して之が爲めに和を請ふ。既に計中に墮つ。德宗、又、尙結贊の間を信じ、而して馬燧を惡む、又、其計に墮つ。然れども德宗、但だ馬燧を惡むを知りて、張延賞を惡むを知らざるは、又、何ぞやと。
【五九】 馬燧初めて河東を鎮するとき、即ち李自良を親任す。

りて帥と爲るを欲せず』と。乃ち以て右龍武大將軍と爲す。明日、自良入りて謝す。上、之に謂つて曰はく、『卿、馬燧に於て、軍中の事分を存するは、誠に禮を得たりと爲す。然れども北門の任は、卿に非ざれば不可なり』と。卒に自良を以て河東節度使と爲す。

吐蕃の鹽夏に戍する者、饋運、繼がず。人多く疫を病み、歸るを思ふ。尙結贊、三千騎を遣はして之を逆へ、悉く其廬舎を焚き、其城を毀ら、其民を驅りて去る。靈鹽節度使杜希全、兵を遣はし、分ちて之を守らしむ。

【六〇】 事を視る。政事堂に入りて事を視るなり。

【六一】 事、二百一十九卷肅宗至德元載に見ゆ。

【六二】 此れ亦帝の猜忌發見の一端なり。

李泌初めて 事を視る。壬寅、李晟・馬燧・柳渾と俱に入見す。上、泌に謂つて曰はく、『卿、昔、靈武に在るとき、已に應に此官と爲るべかりしが、卿自ら退讓せり。朕、今、卿を用ふ。卿と約する有らんと欲す。卿、慎みて、仇を報ゆる勿れ。恩有る者は、朕當に卿が爲めに之を報ゆべし』と。對へて曰はく、『臣素より道を奉じ、人と仇と爲らず。李輔國・元載は、皆、臣を害せし者なり。今自ら斃れぬ。素より善き所及び恩有る者は、奉ね已に顯達し、或は多く零落す。臣、報ゆ可き無きなり』と。上曰はく、『然りと雖も、小恩有る者も、亦當に之を報ゆべし』と。對へて曰はく、『臣、今日、亦、願はくは陛下と約を爲さん。可なら

んか」と。上曰はく、「何ぞ不可ならん」と。泌曰はく、「願はくは陛下、功臣を害する勿れ。臣、陛下の厚恩を受くれども、固より形迹無し。李晟・馬燧は、國に大功有り、之を讒する者有るを聞く。陛下必ず聽かずと雖も、然れども臣、今日、二人に對して之を言ふは、其の自ら疑はざらんことを欲するのみ。陛下、萬一、之を害せば、則ち宿衛の士、方鎮の臣、憤慨して反仄せざるは無からん。恐らくは中外の變、日ならずして復た生せん。人臣苟くも人主の愛信を蒙れば則ち幸なり。官は何に於てか有らん。臣、靈武に在るの日、未だ嘗て官有らざるに、將相、皆、臣の指畫を受けたり。陛下、李懷光を以て太尉と爲し、而して懷光愈々懼れ、遂に叛するに至る。此れ皆、陛下の親しく見る所なり。今、晟・燧、富貴已に足る。苟くも陛下、坦然として之を待ち、其をして自ら保ちて虞無からしめんには、國家、事有らば、則ち出でて征伐に従ひ、事無くば、則ち入りて朝請を奉せん。何の樂か之に如かん。故に臣願はくは陛下、二臣の功大なるを以てして之を忌む勿かれ。二臣は、位高きを以てして自ら疑ふ勿かれ。則ち天下永く事無からん」と。上曰はく、「朕始めて卿が言を聞き、聳然として謂ふ所を知らず。卿が剖析するを聽くに及び、乃ち社稷の至計なるを知るなり。朕謹みて當に紳に書すべし。二大臣も亦當に共に之を保つべし」と。晟・燧皆起ちて泣き謝す。上因つて泌に謂つて曰はく、「今より、凡て軍旅糧儲の事は、卿、之を主り、吏禮は延賞に委ね、刑法は渾に委ねん」と。泌曰はく、「不可なり。陛下、臣の不可を以てせずして、罪を宰相に待たしむ。宰相の職は、分つ可からざるなり。」

り。(三) 給事には則ち吏過兵過有り。舍人には則ち(四) 六押有るが如きに非ず。宰相に至りては、天下の事、咸共に平章す。若し各主る所有らば、是れ乃ち有司にして宰相に非ざるなり」と。上笑うて曰はく、「朕、適 辭を失せり。卿の言、是なり」と。泌請ふ、(五) 「減せし所の州縣の官を復せん」と。上曰はく、「吏を置くは以て人の爲めにするなり。今、戶口、承平の時よりも減すること、三分の二なり。而るに吏員更に増すは、可ならんや」と。對へて曰はく、「戶口は減すと雖も、而も事は承平よりも多きこと、且に十倍ならんとす。吏、増す無きを得んや。且つ減せし所は皆職有り。而して冗官は減せざりき。此れ未だ當らずと爲す所以なり。至徳以來、額外の官を置き、正官の三分の一に敵す。若し(六) 日を計りて資を得しむるを聽し、然る後停め、兩選を加へて同類の正員の官を授けば、此の如くせば、則ち惟だ怨みざるのみにあらず、兼ねて之をして喜ばしめん」と。又、諸王の未だ閣を出でざる者は府官に除せざらんと請ふ。上、皆之に従ふ。乙卯、詔して、先に減せし所の官、竝に故に復す。

初め張延賞、西川に在るとき、東川節度使李叔明と隙有り。(七) 上、駱谷に入るとき、霖雨に値ひ、

【三】 吏部・兵部は文武選を主る。凡そ奏擬、皆、門下省に過ぎ、百司奏抄し、侍中既に審かにし、給事中、之を讀み、遺失有れば則ち駁正す。
 【四】 六押。唐の制に中書舍人六員、宰相を佐け、判案同署し、乃ち奏す。六典に、中書舍人六人、六司を分押すと。
 【五】 是年閏月、張延賞の言を用ひて、大に州縣の官を省く。
 【六】 其の官に在るの日を計りて資を斂し、然る後、減する所の員に隨つて其官を停め、又加ふるに文武兩選を以てし、其の元居る所の官と同類なる正員官を授くるを謂ふ。
 【七】 上が奉天より山南に幸する時を謂ふ。

道塗險滑にして、衛士多く亡げて朱泚に歸す。叔明の子昇及び郭子儀の子曙・令狐彰の子建等六人、姦人有りて乘輿を危くせんことを恐れ、相與に臂を齧みて盟を爲し、(六)行勝(五)釘鞵を著け、更かはるがはる上の馬を(七)輕し、以て梁州に至る。它人、皆、近づくを得ず。長安に還るに及び、上、皆、以て禁衛將軍と爲し、寵遇すること甚だ厚し。張延賞、昇が私に(七)部國大長公主の第に出入するを知り、密に以て上に白す。上、李泌に謂つて曰はく、「部國は已に老い、昇は年少し。何爲れぞ是の如くなる。殆ど必ず故有らん。卿宜しく之を察すべし」と。泌曰はく、「此れ必ず東宮を動搖せんと欲する者有らん。誰か陛下の爲めに之を言へる」と。上曰はく、「卿、問ふ勿れ。第だ朕が爲めに之を察せよ」と。泌曰はく、「必ず延賞ならん」と。上曰はく、「何を以て之を知る」と。泌具に上の爲めに(七)二人の隙を言ふ。且つ曰はく、「昇、恩顧を受け、禁兵を典る。延賞、以て中傷する無し。而して部國は乃ち太子の蕭妃の母なり。故に此を以て之を陥れんと欲するのみ」と。上笑つて曰はく、「是なり」と。泌因つて請ふ、「昇を它的官に除し、宿衛せしむる勿く、以て嫌に遠ざからしめん」と。秋七月、昇を以て詹事と爲す。部國は肅宗の女なり。甲子、振武の綏・銀・二州を割き、右羽林將軍韓渾を以て夏綏銀節度使と爲し、神策の士五千・朔方河

【六八】 行勝。むかばき。勝は當に膝に作るべし。

【六九】 釘鞵。かばぐつの底に鐵釘を著けたるもの。

【七〇】 輕。馬勒なり。今、馬を牽くをいふ。

【七一】 部國大長公主。肅宗の女、初め裴徽に嫁し、又、蕭昇に嫁す。唐の制に皇姑を大長公主と爲す。正一品。

【七二】 二人の隙を言ふ。延賞と昇の父叔明と隙有るを言ふ。

東の士三千を帥ひ、夏州に鎮せしむ。

時に關東の防秋の兵大に集まり、國用、充たす。李泌奏す、(七)兩税法を變せしより以來、藩鎮州縣、多く法に違つて聚斂す。繼ぎに朱泚の亂を以てし、争うて(七)權率徵罰し、以て軍資と爲し、點募して自ら防ぐ。泚既に平ぎ、自ら法に違ふを懼れ、匿して敢て言はず。請ふ使を遣はし、詔旨を以て其罪を赦し、但だ革正せしめ、(七)法に於て應に使に留め州に留むべきに非ざるよりの外は、悉く京師に輸せしめ、其官典の(七)逋負は、徵す可き者は之を徵し、徵し難き者は之を釋し、以て寛大を示さん。敢て、隱没する有る者は、(七)重く告賞の科を設けて之を罪せん」と。上喜びて曰はく、「卿の策甚だ長せり。然れども法を立つること太だ寛なり。恐らくは得る所幾くも無からん」と。對へて曰はく、「茲事臣固より之を熟思せり。寛なれば則ち獲多くして速かに、急なれば則ち獲少くして遅し。蓋し寛を以すれば、則ち人、罪を免るるを喜び、而して樂しみて輸し、急なれば則ち競うて蔽匿を爲し、推鞠するに非ざれば得る能はず。其實、財、今日の急を濟ふに足らず、而して皆姦吏に入らん」と。上曰はく、「善し」と。度支員外郎元友直を以て

【七三】 兩税の事、始めて二百二十六卷建中元年に見ゆ。

【七四】 權率とは、拘權して敷率するなり。徵罰とは、吏民、罪罰有れば、錢穀を納れて以て罪を免れしめ、而して數の如く之を徵するなり。凡そ此れ皆、州鎮以て軍資に充て、強壯を點募し、以て自ら防衛す。

【七五】 使に留むとは、留めて以て本道の節度觀察使の徵調に應ずるなり。州に留むとは、留めて以て本州の經用に給するなり。

【七六】 逋負。租税の滞納。

【七七】 重く賞格を設け、告ぐる者は格に依りて賞を給し、而して其の隱没する者を罪す。

河南江淮南甸勘兩稅錢帛使と爲す。初め、河隴既に吐蕃に没す。天寶より以來、安西北庭の奏事、及び西域の使人の長安に在る者、歸路既に絶え、人馬皆給を(七五)鴻臚の禮賓に仰ぐ。府縣に委ねて之を供せしめ、度支に於て直を受く。度支時に直を付せず。長安の市肆、其弊に勝へず。李泌、胡客の長安に留まること久しき者は、或は四十餘年、皆妻子有り、田宅を買ひ、(七六)舉質して利を取り、安居して歸るを欲せざるを知り、命じて胡客の田宅を有する者を檢括し、其給を停めしむ。凡そ四千人を得たり。將に其給を停めんとす。胡客、皆、(七八)政府に詣りて之を訴ふ。泌曰はく、「此れ皆從來の宰相の過なり。豈に外國の朝貢の使者の京師に留まること數十年にして、歸るを聽さざる有らんや。今當に道を回紇に假り、或は海道より、各遣りて國に歸らしむべし。歸るを願はざる有らば、當に鴻臚に於て自ら陳すべし。授くるに職位を以てし、俸祿を給し、唐の臣人と爲さん。生きては當に時に乘じて用を展ぶべし。豈に身を客死に終る可けんや」と。是に於て、胡客、一人の歸るを願ふ者無し。泌皆分ちて神策兩軍に隸し、王子・使者は、散兵馬使或は押牙と爲し、餘は皆卒と爲し、禁旅益壯なり。鴻臚の給する所の胡客は、纔に十餘人。歲ごとに度支の錢五十萬緡を省く。(七九)市人皆喜ぶ。上復た泌に問ふに府兵を復するの策を以てす。對へて曰はく、「今歲、關東の卒を徵し、

【七五】 代宗の初年、河隴陷没す。
 【七六】 鴻臚。四夷の客を掌る。禮賓院有り。
 【七七】 府縣。京兆府及び其の所屬の赤縣・畿縣を謂ふなり。
 【七八】 舉質。舉は舉貸して以て倍稱の利を取るなり。質は物を以て錢を質し、月を計りて其利を取るなり。
 【七九】 政府。相府をいふ。供億を免る、故に喜ぶ。

京西に戍する者十七萬人。計るに歲に粟二百四萬斛を食まん。今、粟斗ごとに直百五十、錢三百六萬緡と爲す。國家比る饑亂に遭ひ、經費、充たず。就使錢有りとも、亦、粟の糶す可き無し。未だ府兵を復するを議するに暇あらざるなり」と。上曰はく、「然らば則ち奈何せん。亟かに戍卒を減じて之を歸さば、何如」と。對へて曰はく、「陛下、臣の言を用ひば、以て戍卒を減せず、百姓を擾さずして、糧食皆足り、粟麥日に賤しく、府兵も亦成る可からん」と。上曰はく、「苟に能く是の如くならば、何爲れぞ用ひざらん」と。對へて曰はく、「此れ須く急に之を爲すべし、旬日を過ぎなば則ち及ばざらん。今、吐蕃久しく原會の間に居り、牛を以て糧を運ぶ。糧盡くれば、牛、用ふる所無し。請ふ(八〇)左藏の惡繒を發し、染めて、(八一)綵緡と爲し、党項に因りて以て之を市せん。頭毎に二三匹に過ぎじ。計るに十八萬匹、六萬餘頭を致す可からん。又、諸治に命じ、農器を鑄しめ、麥種を糶し、沿邊の軍鎮に分賜し、戍卒を募り、荒田を耕して之を種えしめ、明年麥熟せば其種を倍償せんことを約し、其餘は時價に據りて五分して一を増し、官爲めに之を糶せん。來春の種禾も亦之の如くせん。關中は土沃にして久しく荒る。收むる所必ず厚からん。戍卒、利を獲ば、耕す者浸く多からん。邊地は居人至つて少く、軍士月ごとに官糧を食し、粟麥、售る所無く、其價必ず賤しからん。名は價を増すと爲せども、實は今歲の減する所に比して多

【八〇】 惡繒は、庫藏に積み、年久しくして脆惡に至れる者。
 【八一】 綵緡。しほりぞめ、緡を撮みて絲を以て之を結び、而る後染む。色既に染まれば、其結を解く。凡そ結處は皆元色にして、餘は染色に入り、其色斑爛たり、之を緡と謂ふ。

からん」と。上曰はく、「善し」と。即ち命じて之を行はしむ。泌又言ふ、「邊地の官多く闕く。請ふ人を募り粟を入れて以て之を補せん。今歳の糧を足らす可からん」と。上亦之に従ふ。因つて問うて曰はく、「卿、府兵も亦集らんを言ひしは、如何」と。對へて曰はく、「戍卒、屯田に因りて富を致さば、則ち其土に安んじ、復た歸るを思はざらん。舊制に、戍卒は三年にして代る。其の將に滿たんとするに及び、令を下し、「留まらんと願ふ者有らば、即ち開く所の田を以て永業と爲さん。家人の來らんと願ふ者は、本貫、長牒を給し、續食して之を遣はさん」といひ、應募の數に據り、本道に移報せん。河朔の諸帥と雖も、更代の煩を免るを得、亦喜び聞かん。數番に過ぎずして、則ち戍卒土著せん。乃ち悉く府兵の法を以て之を理めば、是れ關中の疲弊を變じて富彊と爲すなり」と。上喜びて曰はく、「此の如くならば、天下復た事無からん」と。泌

【六】 戍兵の家口、發して邊鎮に赴く者は、本貫、爲めに長牒を給し、過ぐる所の郡縣、續食し、以て戍所に至らしむ。【七】 胡三省曰はく、泌が所謂府兵を復するの策は、當に積漸を以てして成る可し。帝遽に之を「天下復た事無からん」と謂ふは、但だ其言の聽く可きを喜びて、而も其事の且暮の集る可きに非ざるを察せざるなりと。

【八】 胡三省曰はく、李泌が相と爲りしより、其の天下の事を處置するを觀るに、姚崇より以來、未だ之れ有らざるなり。史臣謂へらく、其の中禁に出入し、四君に事ふるや、論するに至りては、諸を掌に指すが若し。肅代の泌を信するを以てして、而も泌、肯て相と爲らず、德宗の猜忌なるを以てして、而も泌、夷然として之に當る。亦智なり。嗚呼、仕へて君を得、諫行はれ言聽かれ、則ち身を宰輔に致せるは宜なり。三世に歴史し、身を潔くし害に遠ざかり、筋力、衰ふるに向なんとして、乃ち方めて政事堂に入り、新貴人と伍す。所謂經濟の略、鼻に未だ肅代の爲めに吐かざりし者、盡く德宗の爲めに之を吐く。豈に德宗の度、祖父よりも弘ならんや。泌蓋し量りて而る後入るのみ。彼の德

曰はく、「未だしきなり。臣能く中國の兵を用ひずして、吐蕃をして自ら困しましめん」と。上曰はく、「計將に安に出でんとする」と。對へて曰はく、「臣未だ敢て之を言はじ。麥禾の・效有るを俟ち、然る後議す可きなり」と。上固く問ふ。對へず。泌の意、回紇・大食・雲南を結び・與に共に吐蕃を圖り・吐蕃をして備ふる所の者多からしめんことを欲す。上が素より回紇を恨むるを知り、之を聞かば悦ばず。屯田の議を并せて行はざらんことを恐る。故に肯て言はず。既にして戍卒、募に應じ、屯田を耕さんと願ふ者、仕に五六。

壬申、駱元光に姓名を李元諒と賜ふ。
左僕射同平章事張延賞・薨す。

宗の猜忌刻薄なる、直、蕭姜の如きも、之を己を輕んじ直を賣ると謂ひ、功、李馬の如きも、忌みて之を散地に置く。而るに泌や言を恣にして憚る無し。彼の其心、泌を以て祖父の舊人にして、智略、方無く、中興を弘濟すと爲し、其の之を敬信するや久し。泌が敢て相位に當る所以は、其の自ら量ること亦審かなればなり。庸ぞ智に非ざらんや。其の黄老鬼神の説を持つるは、則ち子房が赤松に従つて遊ばんと欲するの故智なり。但だ子房は功成りて後之を爲し、泌は終始篤く之を好めるのみと。

卷の第二百三十三

唐紀四十九

德宗神武聖文皇帝八

貞元三年、八月辛巳朔、日、之を食する有り。

吐蕃の尙結贊、五騎を遣はし、崔漢衡を送りて歸らしめ、且つ上表して和を求め、潘原に至る。

李觀、之に語るに、詔有るを以てし、吐蕃の使者を納れず、其表を受け、而して其人を却く。

初め兵部侍郎同平章事柳渾、張延賞と俱に相と爲る。渾、事を議して

數、異同あり。延賞、所親をして謂つて曰はしむ、「相公は舊徳なり。但

だ言を廟堂に節せば、則ち重位、久しかる可し」と。渾曰はく、「吾が爲め

に張公に謝せよ、「柳渾が頭は斷つ可くも、舌は禁す可からず」と。是に由

りて交、惡し。上は文雅、醜藉を好む。而るに渾は質直、輕佻にして、威儀無く、上の前に於て、時

唐德宗神武聖文皇帝貞元三年

- 【一】 貞元三年。西紀七八七年。
- 【二】 崔漢衡、吐蕃に擒にせらるること、前卷是年五月に見ゆ。
- 【三】 醜藉。温藉に同じ。含蓄ある也。
- 【四】 輕佻。かるがるしきこと。

に俚語を發す。上、悦ばず、黜けて王府の長史と爲さんと欲す。李泌言ふ、「渾は偏直にして它無し。故事に、罷めたる相、長史と爲る者無し」と。又、以て王傅と爲さんと欲す。泌、以て常侍と爲さんと請ふ。上曰はく、「苟くも之を罷むるを得ば、不可なる者無し」と。己丑、渾罷めて左散騎常侍と爲る。

初め鄆國大長公主、駙馬都尉蕭升に適く。升は復の從兄弟なり。公主、謹ます、詹事李昇（蜀州の別駕蕭鼎・彭州の司馬李萬・豐陽の令章恪、皆、主の第に出入す。主の女、太子の妃と爲る。始めには上の恩禮甚だ厚し。主常に直に肩輿に乗りて東宮に抵る。宗戚、皆、之を疾む。或るひと告ぐ、「主、淫亂にして、且つ厭禱を爲す」と。上、大に怒り、主を禁中に幽し、太子を切責す。太子、對ふる所を知らず、蕭妃と離昏せんと請ふ。上、李泌を召して之を告げ、且つ曰はく、「舒王近ごろ已に長立し、孝友溫仁なり」と。泌曰はく、「何ぞ是に至らん。陛下惟だ一子有り。奈何一旦之を疑ひ、之を廢して姪を立てんと欲する。計を失ふ無きを得んや」と。上、勃然として怒りて曰はく、「卿何ぞ人の父子を問するを得る。誰か卿に・舒王は姪たるを語りし者ぞ」と。對へて曰はく、「陛下自ら之を言へり。大歴の初め、陛下、臣に語れり、今日、數子を得たり」と。臣、其故を請ふ。陛下言へらく、（昭靖の諸子、主上、吾をして之を子

【五】 武后垂拱二年、益州を分ちて蜀州・漢州を置く。
【六】 豐陽縣は商州に屬す。漢の南縣の地。今の陝西省漢中道山陽縣。
【七】 昭靖太子は上の弟遼なり。

とせしむ」と。今、陛下の生む所の子すら、猶ほ之を疑はば、姪に何か有らん。舒王は孝なりと雖も、今より、陛下、宜しく努力すべし。復た其孝を望む勿れ」と。上曰はく、「卿、家族を愛せざるか」と。對へて曰はく、「臣は惟れ家族を愛す、故に敢て言を盡さずんばあらず。若し陛下の盛怒を畏れて曲從を爲さば、陛下、明日、之を悔い、必ず臣を尤めて云はん、「吾獨り汝に任じて相と爲せるに、力諫せずして此に至らしむ。必ず復た而の子を殺さん」と。臣老いたり。餘年は惜むに足らず。若し臣が子を冤殺し、臣をして姪を以て嗣と爲さしめば、臣未だ知らず、其祀を欲くるを得るかを」と。因つて嗚咽流涕す。上も亦泣きて曰はく、「事已に此の如し。朕をして如何にせしめて可ならん」と。對へて曰はく、「此れ大事なり。願はくは陛下審かに之を圖れ。臣始め謂へらく、陛下の聖徳、當に海外蠻夷をして、皆之を戴くこと父母の如くならしむべしと。豈に謂はんや、自ら子有りて而も之を疑ふこと此に至らんとは。臣今言を盡し、敢て忌諱を避けず。古より、父子相疑ひ、未だ國を亡ぼし家を覆さざる者有らず。陛下、昔・彭原に在るとき、建寧何の故にして誅せられしかを記せん」と。上曰はく、「寧建寧は實に冤なり。肅宗、性急にして、之を諍する者深かりしなるのみ」と。泌曰はく、「臣、昔、建寧の故を以て、固く官爵を辭し、天子の左右に近づかずと誓へり。不幸にして今日復た陛下の相と爲り、又、茲事を觀る。臣、彭原に在り、恩を承くること

【八】 此時に當りて、李泌微かりせば、孰か能く此に言及する者あらん。
【九】 建寧王倓は、德宗の叔なり。倓が冤死する事、二百一十九卷肅宗至德元載に見ゆ。

比無かりしが、竟に敢て建寧の冤を言はざりき。(一〇) 辭するに臨むに及び、乃ち之を言へり。肅宗も亦悔いて泣けり。先帝、建寧の死せしより、常に危懼を懷けり。(一一) 臣も亦先帝の爲めに黃臺瓜の辭を誦し、以て讒構の端を防げり」と。上曰はく、「朕固より之を知る」と。意色稍解く。乃ち曰はく、「貞觀・開元、皆、太子を易へしが、何が故に亡びざる」と。對へて曰はく、「臣、方に之を言はんと欲す。昔、(一二) 承乾屢嘗て國を監し、託附する者衆し。東宮の甲士甚だ多し。宰相侯君集と與に反を謀り、事覺はる。太宗、其舅長孫無忌をして、朝臣數十人と與に之を鞠せしむ。事狀顯白にして、然る後百官を集めて之を議す。當時の言者猶ほ云ふ、「願はくは陛下、慈父たるを失はず、太子をして天年を終るを得しめよ」と。太宗、之に従ひ、并せて魏王泰を廢せり。陛下既に肅宗の性急なるを知り、建寧を以て冤と爲す。臣、慶幸に勝へず。願はくは陛下、覆車の失を戒め、從容たること三日、其端緒を究めて之を思へ。陛下必ず釋然として太子の・它無きを知らん。若し果して其迹有らば、當に大臣の・理義を知る者二十人を召し、臣と與に其左右を鞠せしむべし。必ず實状有らん。願はくは陛下、貞觀の法の如く之を行ひ、并せて舒王を廢して皇孫を立てよ。則ち百代の後、天下を有つ者、猶ほ陛下の子孫ならん。開元の末に至りて、(一三) 武惠妃、太子瑛兄弟を誣して之を殺す。海内冤憤せり。此れ乃ち百代當に戒むべき所なり。又、法る

- 【一〇】 事、二百二十卷至德二載に見ゆ。
- 【一一】 事、同上に見ゆ。
- 【一二】 事、一百九十七卷貞觀十七年に見ゆ。
- 【一三】 事、二百一十四卷玄宗開元二十五年に見ゆ。

可けんや。且つ陛下、昔、嘗て太子をして臣を(一四) 蓬萊池に見しむ。其容表を觀るに、(一五) 蓬目・豺聲・商臣の相有るに非ざるなり。正に、柔仁に失せんことを恐るるのみ。又、太子、貞元より以來、常に少陽院に居り、寢殿の側に在り、未だ嘗て外人に接し外事に預らず。安んぞ異謀有らんや。彼の・人を誣する者、巧詐百端なり。手書有ること(一六) 晉の愍懷の如く、(一七) 衷甲すること太子瑛の如しと雖も、猶ほ未だ信す可からず。況んや但だ妻の母が罪有るを以て累と爲さんや。幸に陛下、臣に語る。臣、敢て家族を以て、太子の必ず謀を知らざるを保す。臯に楊素・許敬宗・李林甫の徒をして此旨を承けしめば、已に舒王に就きて定策の功を圖りしならん」と。上曰はく、「此れ朕の家事なり。何ぞ卿に豫らん。而るに力争すること此の如きか」と。對へて曰はく、「天子は四海を以て家と爲す。臣今獨り宰相の重きに任ず。四海の内、一物も所を失へば、責、臣に歸す。況んや太子の冤横を坐視して、言はずんば、臣の罪

- 【一四】 蓬萊池。大明宮中蓬萊殿の北に太液池有り、池中に蓬萊山有り。いはゆる蓬萊池は此れなり。
- 【一五】 蓬目豺聲。左傳に、楚の成王、將に太子商臣を立てんとす、令尹子上曰はく、不可なり。是人や、蓬目にして豺聲、忍人なりと。聽かずして卒に之を立つ。商臣、後果して宮甲を以て成王を圍みて之を殺す。
- 【一六】 少陽院。大明宮中にあり。浴堂殿の東、溫室殿の西に在り。德宗は常に浴堂殿に居る。
- 【一七】 晉の愍懷の事、八十三卷西晉の惠帝元康元年に見ゆ。
- 【一八】 衷甲云云。開元二十五年、楊洵、復た、太子瑛・鄂王瑊・光王瑒と妃の兄薛鏞と異謀ありと誣す。武惠妃、人をして詭りて太子・二王を召さしめて曰はく、宮中に賊有り、請ふ甲して以て入れと。太子、之に従ふ。妃、帝に白して曰はく、太子・二王、反を謀り、甲して來れりと。帝、中人をして之を視しむるに、晉の如し。遂に竝に廢して庶人と爲す。

大なり」と。上曰はく、「卿の爲めに遷延し、明日に至りて之を思はん」と。泌、笏を抜き叩頭して泣きて曰はく、「此の如くならば、臣、陛下の父子の慈孝なること初めの如くならんことを知る。然れども陛下、宮に還らば、當に自ら審思すべし。此意を左右に露はす勿れ。之を露はさば、則ち彼、皆、功を舒王に樹てんと欲し、太子危からん」と。上曰はく、「具に卿の意を曉れり」と。泌歸りて子弟に謂つて曰はく、「吾、本、富貴を樂します。而るに命、願と違へり。今汝が曹を累はさん」と。太子、人を遣はして泌に謝せしめて曰はく、「若し必ず救ふ可からずんば、先づ自ら藥を仰がんと欲す。何如」と。泌曰はく、「必ず此慮、無からん。願はくは太子、(二五)敬を起し孝を起さんことを。苟くも泌の身、存せずんば、則ち事、知る可からざるのみ」と。一日を聞て、上、延英殿を開き、獨り泌を召し、流涕、(二六)闌干として、其背を撫でて曰はく、「卿が切言するに非ざりせば、朕、今日、悔のとも及ぶ無かりしならん。皆、卿の言の如し。太子は仁孝にして、實に它無きなり。今より、軍國及び朕の家事、皆、當に卿に謀るべし」と。泌、拜賀し、因つて曰はく、「陛下聖明にして、太子の罪無きを察す。臣が國に報ゆること畢れり。臣、前日、(二七)驚悸して魂を亡ひ、復た用ふ可からず。願はくは骸骨を乞はん」と。上曰はく、「朕が父子、卿に頼りて、全きを得たり。方に子孫に屬し、卿をして代代富貴ならしめ、以て徳に報いんとす。何爲れぞ此言を出すや」と。甲午、詔す、「李萬は宗を避く

【二五】 敬を起し孝を起すは、禮記の言。
 【二六】 闌干。涙の斷えざる貌。
 【二七】 悸は心動くなり。

るを知らず。宜しく杖死すべし」と。李昇等及び公主の五子、皆、嶺南及び遠州に流さる。

戊申、吐蕃、羌渾の衆を帥る、隴州に寇し、營を連ぬること數十里。京城震恐す。九月丁卯、神策將石季章を遣はし、武功に戌せしめ、決勝軍使唐良臣をして、百里城に戌せしむ。丁巳、吐蕃、大に汧陽・(三三)吳山・(三四)華亭を掠む。老弱なる者は之を殺し、或は手を斷ち目を鑿ち、之を棄てて去る。丁壯萬餘を驅り、悉く安化峽の西に送り、將に分ちて羌渾に隸せんとし、乃ち之に告げて曰はく、「爾が東に向つて郷國に哭辭するを聽す」と。衆大に哭して崖谷に赴く。死傷する者千餘人。未だ幾くならずして、吐蕃の衆復た至り、隴州を圍む。刺史韓清沔、神策副將蘇太平と與に、夜兵を出し、撃ちて之を却く。

【三三】 吳山縣は隴州に屬す。今の陝西省關中道隴縣の東南一百二十里。
 【三四】 華亭は隴州に屬す。今の甘肅省涇原道華亭縣。
 【三五】 安化峽。當に秦州清水縣の界に在るべし。
 【三六】 春秋左傳の言。宣索。中使を遣はし、聖旨を以て、有司に就きて財物を宣取するをいふ。

上、李泌に謂つて曰はく、「每歲、諸道の貢獻、共に錢五十萬緡に直る。今歲僅に三十萬緡を得たり。此を言ふは、誠に體を失ふを知る。然れども宮中の用度殊だ足らず」と。泌曰はく、「古者、(三五)天子は私に財を求めず。今請ふ歲ごとに宮中に錢百萬緡を供せん。願はくは陛下、諸道の貢獻を受けず、及び(三六)宣索を罷めんことを。必ず須むる所有らば、請ふ敕を降して税を折し、姦吏をして因縁して誅剝せしめざれ」と。上、之に従ふ。回紇の合骨咄祿可汗、屢、和親を求め、且つ昏を請ふ。上未だ之を許さず。會、邊將、馬乏しきを

告ぐ。以て之に給する無し。李泌、上に言つて曰はく、「陛下誠に臣が策を用ひば、數年の後、馬、今よりも賤しきこと十倍ならん」と。上曰はく、「何が故ぞ」と。對へて曰はく、「願はくは陛下、至公の心を推し、己を屈し人に徇ひ、社稷の大計を爲さんことを。臣乃ち敢て言はん」と。上曰はく、「卿何ぞ自ら疑ふことは是の若くなる」と。對へて曰はく、「臣願はくは陛下、北は回紇に和し、南は雲南に通じ、西は大食・天竺に結ばんことを。此の如くせば則ち吐蕃自ら困しみ、馬も亦致し易からん」と。上曰はく、「三國は當に卿が言の如くすべし。」(三七) 回紇に至りては則ち不可なり」と。泌曰はく、「臣固より陛下の此の如くならんことを知る。」(三八) 敢て早く言はざりし所以なり。今の計を爲すに、當に回紇を以て先と爲すべし。」(三九) 三國は差緩なるのみ」と。上曰はく、「唯だ回紇は卿言ふ勿れ」と。泌曰はく、「臣、位に宰相に備はる。事、可否する有るは、陛下に在り。何ぞ臣の言を許さざるに至らん」と。上曰はく、「朕、卿の言に於て、皆之を聽く。回紇に至りては、宜しく子孫を待つべし。朕の時に於ては、則ち固に不可なり」と。泌曰はく、「豈に陝州の恥を以てに非ずや」と。上曰はく、「然り。」(四〇) 韋少華等、朕の故を以て、辱を受けて死せり。朕豈に能く之を忘れんや。屬ろ國家多難にして、未だ之を報ゆるに暇あらず。和するは則ち決して不可なり。卿、更に言ふ勿れ」と。泌曰はく、「少華を害せし者は、乃ち牟羽可汗なり。陛下

- 【三七】 陝州の辱を以て回紇を恨むるなり。
- 【三八】 前卷是年七月に見ゆ。
- 【三九】 三國。雲南・大食・天竺を謂ふ。
- 【四〇】 事、二百二十二卷寶應元年に見ゆ。

下、位に即くや、兵を擧げて入寇せんとし、未だ其境を出でざるに、今の合骨咄祿可汗、之を殺せり。然らば則ち今の可汗は乃ち陛下に功有り。宜しく封賞を受くべし、又何ぞ怨みんや。其後、張光晟、突董九百餘人を殺せり。」(四一) 合骨咄祿、竟に敢て朝廷の使者を殺さず。然れば則ち合骨咄祿は固に罪無し」と。上曰はく、「卿、回紇に和するを以て是と爲さば、則ち朕は固に非なるか」と。對へて曰はく、「臣は社稷の爲めにして言ふ。若し苟くも合ひ・容れられんことを取らば、何を以て肅宗・代宗に 天上に見えん」と。上曰はく、「朕が徐ろに之を思ふを容せ」と。是より、泌、凡そ十五餘對し、未だ嘗て回紇の事を論せずんばあらず。上終に許さず。泌曰はく、「陛下既に回紇の和親を許さずんば、願はくは臣に骸骨を賜へ」と。上曰はく、「朕、諫を拒むに非ず、但だ卿と理を較べんと欲するのみ。何ぞ遽に朕を去らんと欲するに至らんや」と。對へて曰はく、「陛下、臣が理を言ふを許す。此れ固に天下の福なり」と。上曰はく、「朕、己を屈して之と和するを惜ま

- 【四一】 牟羽を殺し突董を殺すと、竝に二百二十六卷建中元年に見ゆ。
- 【四二】 二百二十七卷建中三年に見ゆ。
- 【四三】 天上に見えん。凡人、死を言ふときは、某人を地下に見ると曰ふ。人主の前に君の祖父を尊びて、天上に見ゆと曰ふ。其神靈、天に在り、死するときは將に之に見ゆるを得んとするを言ふ。
- 【四四】 安慶緒を討つの時、代宗、廣平王を以て元帥たり。

す。但だ少華の輩に負く能はず」と。對へて曰はく、「臣を以て之を觀れば、少華の輩、陛下に負く。陛下の之に負くに非ざるなり」と。上曰はく、「何の故ぞ」と。對へて曰はく、「昔、回紇の葉護、兵を將ゐて助けて安慶緒を討つや、肅宗但だ臣をして之を 元帥府に宴勞せし

め、先帝未だ嘗て見ざるなり。葉護固く臣が其營に至るを邀む。肅宗猶ほ許さず。大軍將に發せんとするに及び、先帝始めて與に相見き。然る所以の者は、彼は戎狄豺狼なり。兵を擧げて中國の腹に入る。過ぎて之が防を爲さざるを得ざるなり。陛下、陝に在り、春秋に富めり。少華の輩、深く慮る能はず、萬乘の元子を以て、徑に其營に造り、又、先づ之と相見るの儀を議せず、彼をして其〔三〕桀鷲を肆にするを得しめき。豈に少華の輩が陛下に負くに非ずや。死すとも責を償ふに足らず。且つ香積の捷に、〔三〕葉護、兵を引き長安に入らんと欲す。先帝親ら之を馬前に拜し、以て之を止む。葉護遂に敢て城に入らざりき。當時觀る者十萬餘人。皆歎息して曰はく、「廣平は眞に華夷の主なり」と。然れば則ち先帝の屈する所の者は少く、伸ぶる所の者は多し。葉護は乃ち牟羽の叔父なり。牟羽、身、可汗と爲り、全國の兵を擧げ、中原の難に赴く、故に其志氣驕矜し、敢て禮を陛下に責む。陛下、天資神武にして、之が爲めに屈せず。是の時に當りて、臣敢て其它を言はず。若し可汗、陛下を營中に留め、歡飲すること十日ならば、天下豈に寒心せざるを得んや。而るに天威の臨む所、豺狼、馴擾し、可汗の母、陛下を貂裘に捧げ、左右を叱退し、親ら陛下を送り、馬に乗りて歸る。陛下、香積の事を以て之を觀れば、則ち己を屈するを是と爲すか、屈せざるを是と爲すか。陛下、牟羽に屈するか、牟羽、陛下に屈するか」と。上、李晟、馬燧に謂つて曰はく、「故舊は宜し

【三】 桀鷲。わるつよくおこること。
 【四】 事、二百二十卷肅宗至德二載に見ゆ。
 【五】 馴擾。馴は従なり、善なり。擾は順なり。

く相逢ふべからず。朕素より回紇を怨めり。今、泌の言を聞き、香積の事、朕自ら、理少きを覺ゆ。卿二人、以て何如と爲す」と。對へて曰はく、「果して泌の言ふ所の如くならば、則ち回紇は恕す可きに似たり」と。上曰はく、「卿二人復た朕に與せず。朕當に奈何かすべき」と。泌曰はく、「臣以爲ふに、回紇は怨むるに足らず、邈來の宰相は乃ち怨む可きのみ。今、回紇の可汗、牟羽を殺し、〔三〕其國人、再び京城を復するの勳有り。夫れ何の罪あらんや。吐蕃は國の災を幸とし、〔三〕河隴數千里の地を陥れ、又、兵を引き京城中に入り、先帝をして陝に蒙塵せしむ。此れ乃ち必ず報ゆべきの讐なり。〔四〕況んや其贊普尙ほ存するをや。宰相、陛下の爲めに別白して此を言はず、乃ち吐蕃に和して以て回紇を攻めんと欲す。此れ怨む可しと爲すのみ」と。上曰はく、「朕、之と怨を爲すこと已に久し。又、吐蕃劫盟すと聞く。今往きて之と和せば、復た我を拒みて夷狄の笑と爲る無きを得んや」と。對へて曰はく、「然らず。臣曩に彭原に在るとき、今の可汗、胡祿都督たり、今の國相白婆帝と、皆葉護に従つて來る。臣、之を待つこと頗る親厚なりき。故に臣が相と爲るを聞きて和を求む。安んぞ復た相拒む有らんや。臣今請ふ、書を以て之と約し、臣と稱し陛下の子と爲り、使來る毎に二百人に過ぎず、〔四〕印馬、千匹

【三】 回紇、至德二載、代宗と與に兩京を復し、寶應元年、又、帝と與に東京を復す。是れ再び京城を復するの勳有るなり。
 【四】 事、二百二十三卷代宗廣德元年に見ゆ。
 【五】 牟羽已に死したれば、回紇は恕す可しと爲す。贊普尙ほ存すれば、國讐當に必ず復すべし。
 【六】 印馬とは、回紇、馬を以て來りて中國と互市を爲し、中國、印を以て其馬に印するなり。

に過ぎず、中國人及び商胡を攜へて塞を出づるを得る無からしめん。五つの者皆能く約の如くならば、則ち主上必ず和親を許さん。此の如くならば、威、北荒に加はり、旁ら吐蕃を警れしめ、以て陛下の平昔の心を快くするに足らん」と。上曰はく、「至徳より以來、與に兄弟の國と爲る。今、一旦、之を臣とせんと欲せば、彼安んぞ肯て和せんや」と。對へて曰はく、「彼、中國と和親せんことを思ふこと久し。其可汗・國相、素より臣が言を信ず。若し其れ未だ諾はずんば、但だ應に再び一書を發すべきのみ」と。上、之に従ふ。既にして回紇の可汗、使を遣はして上表し、兒及び臣と稱し、凡そ泌が與に約する所の五事、一に皆命を聽く。上大に喜び、泌に謂つて曰はく、「回紇、何ぞ卿に畏服すること此の如くなる」と。對へて曰はく、「此れ乃ち陛下の威靈なり。臣何の力かあらん」と。上曰はく、「回紇は則ち既に和せり。雲南・大食・天竺を招く所以は奈何」と。對へて曰はく、「回紇和すれば則ち吐蕃已に敢て輕しく塞を犯さじ。次に雲南を招くは、則ち是れ吐蕃の右臂を斷つなり。雲南は漢より以來、中國に臣屬せり。楊國忠、故無くして之を擾し、叛きて吐蕃に臣たらしむ。吐蕃の賦役の重きに苦しむ、未だ嘗て一日も復た唐の臣と爲らんことを思はずんばあらざるなり。大食は西域に在りて最も疆しと爲す。葱嶺より西海を盡し、地幾ど天下に半す。天竺と、皆中國を慕ひ、代り吐蕃と仇と爲る。臣

【四二】雲南は、本、漢の哀牢夷。後漢の永平の間、始めて中國に臣屬せり。其地、漢の永昌郡の界に在り。
【四三】事、二百一十六卷玄宗天寶九載に見ゆ。
【四四】大食、既に波斯を并せ、突騎施、又、亡び、其地、東は葱嶺を盡し、西南は海に際し、方萬餘里。

故に其の招く可きを知るなり」と。癸亥、回紇の使者合闕將軍を遣りて歸らしめ、(四三) 威安公主を以て可汗に妻はせんことを許し、其馬の價絹五萬疋を歸る。

吐蕃、華亭及び(四四) 連雲堡に寇し、皆、之を陷る。甲戌、吐蕃、二城の民數千人及び邠涇の人畜萬計を驅りて去り、之を彈箏峽の西に寘く。涇州、連雲を恃みて斥候を爲す。連雲既に陥り、西門、開かず、門外皆虜境と爲り、樵采路絶え、收穫する毎に必ず兵を陳して以て之を扞ぎ、多く時を失ひ、(四五) 空穗を得るのみ。是に由りて、涇州、常に食乏しきに苦しむ。

冬十月甲申、吐蕃、(四六) 豐義城に寇す。前鋒、大同原に至る。邠寧節度使韓遊瓌撃ちて之を却く。乙酉、復た長武城に寇す。又、故の原州に城きて之に屯す。

【四三】蓬州は威安郡。公主は上の女なり。
【四四】連雲堡。涇州西界に在り。
【四五】空穗を得。禾麥熟したるに收穫せず、其實隕落す、故に空穗を得。
【四六】豐義城。武德二年、彭原を分ちて豐義縣を置く。寧州に屬す。
【四七】嶽。嶽は五嶽を謂ひ、嶽は四嶽を謂ふ。
【四八】推。訊鞫する也。
【四九】擗毀に擗る事、前卷本年三月に見ゆ。

妖僧李軌奴自ら言ふ、「本皇族なり。(五〇) 嶽瀆の神に見ゆ。己に命じて天子と爲らしむ」と。殿前射生將韓欽緒等を結び、亂を作さんと謀る。丙戌、其黨、之を告ぐ。上、命じて捕へて内侍省に送らしめ、之を(五一) 推せしむ。李晟、之を聞き、遽に地に仆れて曰はく、「晟は族滅せん」と。李泌、其故を問ふ。晟曰はく、「晟、新(五二) 擗毀に擗る。中外の家人千餘。若し一人の其黨中に在る有らば、則ち兄も亦救ふ能はざらん」

と。泌乃ち密に奏す、「大獄一たび起らば、連引する所必ず多く、外間の人情恟懼せん。請ふ出して臺に付して推せん」と。上、之に従ふ。欽緒は遊瓌の子なり。亡げて邠州に抵る。遊瓌出でて長武城に屯す。留後、京師に械送す。壬辰、軟奴等八人を腰斬す。北軍の士、坐して死する者八百餘人。而して朝廷の臣、連及する者無し。韓遊瓌、軍を委て闕に詣りて謝す。上、使を遣はして之を止め、委任すること初めの如し。遊瓌、又、欽緒の二子を械送す。上、亦、之を宥す。吐蕃、苦寒を以て、入寇せず。而して糧運、繼がず。十一月、詔して、渾瑊は河中に歸り、李元諒は華州に歸り、劉昌は其衆を分ちて汴州に歸り、自餘の防秋の兵は、退きて鳳翔・京兆の諸縣に屯し、以て食に就かしむ。

十二月、韓遊瓌・入朝す。

興元より以來、是歲最も豊稔たり。米斗ごとに直錢百五十、粟は八十。詔して所在に和糴せしむ。庚辰、上、新店に敗し、民趙光奇の家に入り、問ふ、「百姓は樂しきか」と。對へて曰はく、「樂しからず」と。上曰はく、「今歲頗る稔る。何爲れぞ樂しからざる」と。對へて曰はく、「詔令、信ならず。前に云ふ「兩税の外、悉く它徭無し」と。今、税に非ずして誅求する者、殆ど税に過ぐ。後、又、「和糴す」と云ひ、而して實は之を強取し、曾て一錢を識らず。始めには云ふ「糴する所の粟麥、道次に糶

【五三】臺に付し云云。御史臺に付して之を推鞠するなり。
【五四】劉昌は、本、汴州の將なり。貞元三年、入朝す、詔して汴の兵八千を以て涇原に戌せしむ。尋ぎて涇原の帥を授く。

る」と。今は則ち京西の行營に致さしむ。動もすれば數百里。車推け馬斃れ、産を破り、支ふる能はず。愁苦此の如し。何の樂か之れ有らん。詔書優恤する有る毎に、徒らに空文なるのみ。恐らくは聖主深く九重に居り、皆未だ之を知らざらん」と。上、命じて其家を復せしむ。

臣光曰はく、甚だしいかな、唐の徳宗の寤り難きや。古より患ふる所の者は、人君の澤、壅がりて、下達せず、小民の情、鬱して、上通せざるなり。故に君、上に勤恤して而も民懐かず。民、下に愁怨して而も君知らず、以て離叛危亡に至るは、凡て此を以てなり。

【五五】復は除なり。其家の賦役を除くなり。
【五六】勤恤とは民を憂ふるに切なる也。
【五七】其の自ら疑うて惡に動かんことを恐る。

徳宗、幸に遊獵を以て、民家に至るを得、光奇が敢て言ふに値ひ、而して民の疾苦を知る。此れ千載の遇なり。固に當に有司の詔書を廢格し、下民を殘虐し、賦斂を横増し、公財を盜匿するもの、及び左右の諂諛し、日に民間の豊樂を稱する者を按じて之を誅すべし。然る後心を洗ひ、慮を易へ、其政を一新し、浮飾を屏け、虛文を廢し、號令を謹み、誠信を敦くし、眞僞を察し、忠邪を辨じ、困窮を矜み、冤滯を伸べば、則ち太平の業、致す可きなり。此を釋てて、爲さず、乃ち光奇の家を復す。夫れ四海の廣き、兆民の衆きを以て、又安んぞ人人自ら天子に言ひ、而して戸戶其徭賦を復するを得んや。

李泌以はく、「李軟奴の黨、猶ほ北軍に在りて未だ發せざる者有り。請ふ大赦して以て之を安ん

せん」と。

四年、春正月庚戌朔、天下に赦す。詔す、「兩税の等第、今より三年ごとに一たび定めん」と。

李泌・奏す、「京官の俸太だ薄し。(一) 請ふ三師より以下、悉く其俸を倍せん」と。之に従ふ。壬申、宣武行營節度使劉昌を以て(二) 涇原節度使と爲す。甲戌、鎮國節度使李元諒を以て隴右節度使と爲す。昌・元諒、皆、卒を帥ゐて田を力む。數年にして軍食充羨し、涇隴稍安し。

(三) 韓遊瓌が入朝するや、軍中以爲へらく(四) 必ず返らじと。餞送甚だ薄し。遊瓌、上に見え、盛に陳ぶ、「豐義城を築かば、以て吐蕃を制す可からん」と。上悦び、遣り鎮に還らしむ。軍中、憂懼する者衆し。遊瓌、都虞候(五) 虞郷の范希朝が功名有り衆心を得るを忌み、其罪を求め、將に之を殺さんとす。希朝、鳳翔に奔る。上、之を召し、左神策軍に賓く。遊瓌、衆を帥ゐて豐義城を築く。(六) 二版にして潰ゆ。

二月、(七) 元友直、淮南の錢帛二十萬を運びて長安に至る。李泌、悉く之

【一】 唐、太師・太傅・太保を以て三師と爲す。俸を倍すとば、大曆十二年の増す所の數に倍するなり。

【二】 涇原節度使は涇州に治し、隴右節度使は秦州に治す。

劉昌、汴の兵を以て防秋し、行營節度使たり。李元諒、本、華州に鎮し、鎮國軍節度使を領す。

【三】 去年十二月、遊瓌入朝す。

【四】 其子欽緒が逆に黨するを以て、當に連坐すべしと謂へるなり。

【五】 虞郷縣は河中府に屬す。

【六】 二版云云。城二尺を一版と爲す。上下相疑ふ、故に潰ゆ。

【七】 元友直が東南の兩税錢帛を句勘すること、前卷去年七月に見ゆ。

を大盈庫に輸る。然れども上猶ほ數宣索有り、仍ほ諸道に赦す、「宰相をして知らしむる勿れ」と。泌、之を聞き、惆悵して敢て言はず。

臣光曰はく、王者は天下を以て家と爲す。天下の財は、皆其有なり。天下の財を阜にし、以て天下の民を養へば、己必ず焉に豫る。或は乃ち更に私藏を爲すは、此れ匹夫の鄙志なり。古人、言へる有り、「貧は儉を學ばず」と。夫れ財多きは、奢欲の自つて來る所なり。李泌、徳宗の欲を弭めんと欲し、而して其私財を豊にす。財豊なれば則ち欲滋し。財、欲に稱はずんば、能く・求むる無からんや。是れ猶ほ其門を啓きて而も其の出づるを禁するがごときなり。徳宗の多僻なりと雖も、亦、泌が以て之に相たる所の者、其道に非ざるが故なり。

【八】 白起は秦の名將。今、白起の鬼を見たるなり。

【九】 左傳に見ゆ。魏の史豎の言。

【一〇】 巫祝の風、將に此に由りて盛ならんとす。

【一一】 白起、杜郵に死す、故に舊祠の在る有り。

咸陽の人或るひと上言す、「臣、白起を見たるに、臣をして奏して云はしむ、「請ふ國家の爲めに西陲を扞禦せん。正月、吐蕃必ず大に下らん。當に朝廷の爲めに之を破り、以て信を取るべし」と。」既にして吐蕃・入寇す。邊將、之を敗り、深く入る能はず。上、以て信に然りと爲し、京城に於て廟を立て司徒に贈らんと欲す。李泌曰はく、「臣聞く、國の將に興らんとするときは、人に聽くと。今、將帥、功を立つ。而るに陛下、白起を褒賞せば、臣恐る、邊臣・解體せんことを。若し廟を京城に立て、盛に祈禱を爲さば、四方に流聞し、(一) 將に巫風を長せんとす。今、(二) 杜

郵に舊祠有り。請ふ府縣に救して之を葺かん。則ち人の耳目を驚かすに至らざらん。且つ白起は列國の將なり。(三)三公を贈るは太だ重し。請ふ兵部尙書を贈れ。可ならん」と。上笑うて曰はく、「卿、白起に於て、亦、官を惜むか」と。對へて曰はく、「人神は一なり。陛下儻し之を惜まずんば、則ち神も亦以て榮と爲さじ」と。上、之に従ふ。泌自ら陳す、「衰老にして、獨り宰相に任じ、精力耗竭す。既に未だ其の去るを聽さずんば、乞ふ更に一相を除せよ」と。上曰はく、「朕深く卿が勞苦するを知る、但だ未だ其人を得ざるのみ」と。上、從容として、泌と與に、即位以來の宰相を論じて曰はく、「盧杞は忠清彊介なり。人、杞は姦邪なりと言へども、朕は殊えて其の然るを覺らず」と。泌曰はく、「人、杞は姦邪なりと言ひ、而して陛下獨り其の姦邪なるを覺らざるは、此れ乃ち杞が姦邪たる所以なり。儻し陛下、之を覺らば、豈に建中の亂有らんや。杞、(三)私隙を以て楊炎を殺し、(四)顔真卿を死地に擠し、(五)李懷光を激して、叛かしむ。陛下の聖明にして之を竄逐するに頼り、人心頗に喜び、天も亦禍を悔ゆ。然らずんば、亂何に由りてか弭まん」と。上曰はく、「楊炎は童子を以て朕を視、事を論する毎に、朕、其奏を可とすれば則ち悦び、之と往復論難すれば、即ち怒りて位を辭す。其意を觀るに、朕を以て與に言ふに足らずと爲すが故なり。是を以て(六)交に忍ぶ可からず。杞に由る

- 【一】唐、太尉・司徒・司空を以て三公と爲す。
- 【二】楊炎を殺すこと、二百二十七卷建中二年に見ゆ。
- 【三】顔真卿云云。事、二百二十八卷建中二年に見ゆ。
- 【四】李懷光の事、二百二十九卷建中四年に見ゆ。
- 【五】炎既に之を辭に見はし、而して帝も亦心に不平を懷くを言ふ。

に非ざるなり。建中の亂は、(七)術士豫め奉天に城かんと請ふ。此れ蓋し天命にして、杞が能く致す所に非ざるなり」と。泌曰はく、「天命は、他人は皆、以て之を言ふ可し。惟だ君と相とは言ふ可からず。蓋し君と相とは命を造る所以なり。若し命を言はば、則ち禮樂刑政、皆、用ふる所無し。紂曰はく、(八)「我が生くるは、命の天に在る有らずや」と。此れ商の亡びし所以なり」と。上曰はく、「朕、好みて人と(九)理體を較量す。崔祐甫は性褊躁にして、朕、之を難すれば、則ち應對、次を失ふ。朕常に其短を知りて之を護す。楊炎が事を論するごと、亦、采る可き有り。而れども氣色粗傲にして、之を難すれば輒ち勃然として怒り、復た君臣の禮無し。見る毎に人をして忿發せしむる所以なり。餘人は則ち敢て復た言はず。盧杞は小心にして、朕が言ふ所、從はざるは無し。又、學無く、朕と往復する能はず。故に朕が懷ふ所、常に盡さざるなり」と。對へて曰はく、「杞が、言、從はざる無きは、豈に忠臣ならんや。夫れ言つて而も予に違ふ莫きは、此れ孔子の謂はゆる(一〇)一言にして邦を喪ふ者なり」と。上曰はく、「惟だ卿は則ち彼の三人の者に異なり。朕の言當れば、卿、喜色有り。當らざれば、常に憂色有り。時に・耳に逆ふの言有りと雖も、羸來の紂及び邦を喪ふの類の如し。朕、之を細思するに、皆、卿、事に先だちて言ふ、此の如くなれば則ち(一一)理安なり。彼の如くなれば則ち危亂なり」と。言は深切なりと雖も、而も氣色和順にし

- 【七】事、二百二十六卷建中元年に見ゆ。
- 【八】書經西伯戡黎篇に見ゆ。
- 【九】理體。治體なり。
- 【一〇】一言にして邦を喪ふ。論語子路篇に見ゆ。
- 【一一】理安。治安なり。

て、楊炎の陵傲無し。朕、問難往復すれば、卿、辭理、屈せず、又、勝を好むの志無く、直に、朕をして中懷已に盡し、屈服して、従はざる能はざらしむ。此れ朕が卿を得しを私に喜ぶ所以なり」と。泌曰はく、「陛下の用ふる所の相尚ほ多し。今、皆、論せざるは、何ぞや」と。上曰はく、「彼は、皆、謂はゆる相に非ざるなり。凡そ相なる者は、必ず委ぬるに政事を以てす。玄宗の時の牛仙客・陳希烈の如きは、以て之を相と謂ふ可けんや。肅宗・代宗が卿に任せしが如きは、其名を受けずと雖も、乃ち眞の相なるのみ。必ず、官・平章事に至るを以て相と爲さば、則ち王武俊の徒は皆相なり」と。

劉昌 復た連雲堡を築く。夏四月乙未、更めて殿前左右射生を命けて

神威軍と曰ひ、左右羽林・龍武・神武・神策と與に、號して十軍と曰ふ。神策尤も盛にして、多く京西に戍し、散じて畿甸に屯す。

福建觀察使吳詵、其軍士の脆弱なるを輕んじ、之を苦役す。軍士、

亂を作し、詵の腹心十餘人を殺し、詵に逼りて大將郝誠溢に牒し、留務を掌らしむ。誠溢、上表して罪を請ふ。上、中使を遣はして就きて赦せしめ、以て之を安んず。

丁未、隴右節度使李元諒、良原の故城に築きて之に鎮す。

雲南王異牟尋、内附せんと欲す。未だ敢て自ら使を遣はさず。先づ其東蠻鬼主驪旁・苴夢衝・苴烏星

を遣はして入見せしむ。五月乙卯、之を麟德殿に宴し、賜賚甚だ厚く、王に封じ印を給して之を遣はして去る。

辛未、太子賓客吳濬を以て福建觀察使と爲し、吳詵を貶して涪州の刺史と爲す。

吐蕃の三萬餘騎、涇・邠・寧・慶・鄜等の州に寇す。是より先、吐蕃常に秋冬を以て入寇し、春に及びて多く疫を病みて退く。是に至りて、唐人を得、其妻子を質とし、其將を遣はして之を將らしめ、盛夏・入寇す。諸州皆城守し、敢て與に戰ふ者無し。吐蕃、人畜萬計を俘掠して去る。

夏縣の人陽城、學行を以て著聞し、柳谷の北に隱居す。李泌、之を薦む。

六月、徵して諫議大夫に拜す。

韓遊瓌、吐蕃が塞を犯し、自ら寧州に戍せるを以て、病みて代歸を求む。

秋七月庚戌、渾瑊に邠寧副元帥を加へ、左金吾將軍張獻甫を以て邠寧節度使と爲し、陳許兵馬使韓全義を長武城行營節度使と爲す。獻甫未だ至らず。

壬子夜、遊瓌、衆に告げ

すして、輕騎にて歸朝す。戊卒裴滿等、獻甫の嚴なるを憚り、帥無きの際に乗じ、癸丑、其徒を帥のて亂を作して曰はく、「張公は本軍に出でず。我必ず之を拒まん」と。因つて城市を剽掠し、監軍

楊明義の居る所を圍み、范希朝を節度使と爲さんことを奏請せしむ。都虞候楊朝晟、亂を避けて城を

【一】 驪旁を封じて和義王と爲し、苴夢衝を懷化王と爲し、苴烏星を順政王と爲す。
 【二】 柳谷、安邑縣中條山に在り。
 【三】 張獻甫は、本、朔方軍より出でざるを謂ふ。

出で、之を聞き、復た入りて曰はく、「請ふ所甚だ我が心に契へり。我來り賀するなり」と。亂卒稍安んず。朝晟、潛に諸將と謀り、晨に兵を勒して亂卒を召し、謂つて曰はく、「請ふ所、行はれず。張公已に邠州に至れり。汝が輩、亂を作す。死に當る。盡く殺す可からず。宜しく自ら唱帥者を推列すべし」と。遂に二百餘人を斬り、衆を帥りて獻甫を迎ふ。上、軍衆が范希朝を得んと欲するを聞き、將に之に授けんとす。希朝、辭して曰はく、「臣、遊瓌の禍を畏れて來れり。今往きて之に代るは、窺覷を防ぎ反仄を安んずる所以に非ざるなり」と。上、之を嘉し、擢でて寧州の刺史と爲し、以て獻甫に副とす。遊瓌、京師に至り、右龍武統軍に除せらる。

振武節度使唐朝臣、斥候を嚴にせず、己未、奚、室韋、振武に寇し、

宣慰中使二人を執へ、大に人畜を掠めて去る。時に回紇の衆、公主を逆ふる者、振武に在り。朝臣、七百騎を遣はし、回紇の數百騎と與に之を追ふ。回紇の使者、奚、室韋の殺す所と爲る。

九月庚申、吐蕃の尙志董星、寧州に寇す。張獻甫、擊ちて之を却く。吐蕃、轉じて鄜坊を掠めて去る。

(二九) 元友直、諸道の税外の物を句檢し、悉く戸部に輸し、遂に定制と爲す。歲ごとに税外に於て百餘萬緡斛を輸す。民、命に堪へず。諸道多く自ら上に訴ふ。上の意痛り、詔す、「今年已に入りて官

に在る者は、京師に輸し、未だ入らざる者は、悉く以て民に與へん。明年以後、悉く之を免せん」と。是に於て東南の民、復た其業に安んず。

回紇の合骨咄祿可汗、唐の昏を許すを得、甚だ喜び、其妹骨咄祿毗伽公主及び大臣の妻并に國相、(三〇) 跌跌都督、以下千餘人を遣はして來り迎へしむ。可敦、辭禮甚だ恭しく、曰はく、「昔は兄弟

と爲り、今は子婿と爲り、半子なり。若し吐蕃、患を爲せば、子當に父の爲めに之を除くべし」と。因つて吐蕃の使者を冒辱し、以て之を絶つ。冬

十月戊子、回紇、長安に至る。可汗仍て表し、回紇を改めて回鶻と爲さんと請ふ。之を許す。

吐蕃、兵十萬を發し、將に西川に寇せんとし、亦、雲南の兵を發す。雲南、内は唐に附くと雖も、外は未だ敢て吐蕃に叛かず、亦、兵數萬を發し、

(三一) 瀘北に屯す。韋臯、雲南の計方に猶豫するを知り、乃ち書を爲りて雲南王に遣り、其の吐蕃に叛きて歸化するの誠を敍し、貯ふるに銀函を以てし、

致さしむ。吐蕃始めて雲南を疑ひ、兵二萬を遣はして(三二) 會川に屯せしめ、以て雲南の蜀に趣くの

路を塞ぐ。雲南怒り、兵を引きて國に歸る。是に由りて、雲南、吐蕃と大に相猜阻し、唐に歸するの志益堅し。吐蕃、雲南の助を失ひ、兵勢始めて弱し。然れども吐蕃業に已に入寇し、遂に兵四萬

【三〇】 跌跌は回紇と同じく鐵勒に出でて種を異にす。

【三一】 瀘北。瀘水の北。瀘水は即ち諸葛亮が五月度る所の者なり。

【三二】 會川。本、邛都縣。高宗上元二年、縣を會川に徙し、因つて名を更む。今の四川省建昌道會理縣。

を分ちて兩林驃旁を攻め、三萬は東蠻を攻め、七千は清溪關に寇し、五千は銅山に寇す。臯、

黎州の刺史韋晉等を遣はし、東蠻と兵を連ねて之を禦ぎ、吐蕃を清溪關外に破る。

庚子、咸安公主に冊命し、回鶻の可汗に長壽天親可汗を加ふ。十一月、刑部尚書關播を以て送咸安公主兼冊回鶻可汗使と爲す。

吐蕃、前日の敗を恥ぢ、復た衆二萬を以て清溪關に寇し、一萬は東蠻を攻む。韋臯、韋晉に命じて要衝城に鎮し、諸軍を督して以て之を禦がしむ。嵩州經略使劉朝彩、關を出でて連戦し、乙卯より癸亥に至り、大に之を破る。

李泌、上に言つて曰はく、「江淮の漕運、甬橋を以て咽喉と爲し、地、徐州に屬し、李納に鄰す。」

刺史高明應、年少くして事に習はず。若し李納、一旦復た異圖有り、徐州に竊據せば、是れ江淮を失ふなり。國用何に従りて致さん。請ふ壽慮濠都團練使張建封を徙して徐州に鎮せしめ、濠酒を割きて以て之に隸し、復た慮壽を以て淮南に歸せん。則ち淄青惕息し、而して運路常に通じ、江淮安からん。今明應が幼昧にして代る可きに及びて、宜しく徵して金吾將軍爲すべし。萬一、他人をして之を得しめば、則ち復た制す可からざらん」と。上、之に

- 【一】 清溪關。嵩州の界に在り、關よりして南七百里にして嵩州に至る。
- 【二】 銅山。黎州に銅山要衝十城有り。
- 【三】 回鶻。此れより以後、本書、皆、回紇を回鶻と書す。
- 【四】 上の清溪關外の敗を謂ふなり。
- 【五】 徐州は李納の巡屬と境を鄰す。
- 【六】 高明應、徐州に鎮するこゝと、二百三十一卷興元元年に始まる。
- 【七】 惕息。おそるる也。

從ひ、建封を以て徐泗濠節度使と爲す。建封、政を爲すこと寛厚にして、而も綱紀有り、人に貸すに法を以てせず。故に其下、畏れて而も之を悦ばざるは無し。

横海節度使程日華、薨す。子懷直自ら留後に知たり。吐蕃屢人を遣はし、雲南を誘脅す。

五年、春二月丁亥、韋臯、異牟尋に書を遣りて稱す、「回鶻屢天子を

佐けて共に吐蕃を滅ぼさんと請ふ。王、早く計を定めず、一旦、回鶻の先んずる所と爲らば、則ち王の累代の功名虚しく棄れん。且つ雲南久しく吐蕃に屈辱せらる。今、此時に乗じて、大國の勢に依り、以て怨を復し恥を雪がすんば、後に悔のとも及ぶ無からん」と。

戊戌、横海留後程懷直を以て滄州觀察使と爲す。懷直、弓高。景城を分ちて景州と爲さんことを請ひ、仍ほ朝廷に、刺史を除せんことを請ふ。上喜びて曰はく、「三十年、此事無し」と。乃ち員外郎徐伸を以て景州の刺史と爲す。

中書侍郎同平章事李泌、屢、更に相を命せんことを乞ふ。上、戸部侍郎斑宏を用ひんと欲す。泌、「宏は清彊なりと雖も、而も性、凝滯多し」と言ひ、乃ち「竇參は通敏にして、度支鹽鐵を兼ぬ可し。」

- 【一】 横海。蓋し朱滔の敗に因りて、復た得て之を有するなり。後尋ぎて瀛州に屬す。
- 【二】 弓高。漢の古縣、隋、弓高縣を漢の兩縣の地に置く。唐、滄州に屬す。今の直隸省津海道東光縣の西四十里。
- 【三】 景城縣は、本、滄州に屬す。武德四年、瀛州に屬す。貞觀元年、滄州に屬す。大曆七年、瀛州に屬す。今の直隸省津海道交河縣の東北六十里。

董晉は方正にして、門下に處る可し」と薦む。上皆以て不可と爲す。參は誕の玄孫なり。時に御史中丞たり、戸部侍郎を兼ね。晉は太常卿たり。是に至りて、泌、疾甚だしく、復た二人を薦む。庚子、董晉を以て門下侍郎と爲し、竇參を中書侍郎と爲し、度支轉運使を兼ね、竝に同平章事とす。斑宏を以て尙書と爲し、前に依りて度支轉運副使たり。參、人と爲り剛果、峭刻にして、學術無く、權數多し。事を奏する毎に、諸相出づれば、參獨り後に居り、度支の事を奏するを以て辭と爲し、實は大政を専らにす。多く親黨を引きて要地に置き、耳目と爲らしむ。董晉は位に充つるのみ。然れども晉、人と爲り重慎にして、上の前に言ふ所の者、未だ嘗て人に泄らさず。子弟或は之を問へば、晉曰はく、「宰相の能否を知らんと欲せば、天下の安危を視よ。上の前に謀議する所の者は、道ふに足らざるなり」と。三月甲辰、李泌・薨す。泌、謀略有り。而も好みて神仙詭誕を談す。故に世の輕んずる所と爲る。

初め上、李懷光の功を思ひ、其一子を宥さんと欲す。而るに子孫皆已に誅に伏せり。戊辰、詔して、懷光の外孫燕八八を以て懷光の後と爲し、姓名を李承緒と賜ひ、左衛率・胄曹參軍に除し、錢千緡を賜ひ、懷光の妻王氏を養ひ及び其墓祀を守らしむ。

冬十月、韋臯、其將曹有道を遣はし、兵を將ひ、東蠻・兩林蠻及び吐蕃の青海・臘城二節度と、

- 【四】 竇誕は武德中、齊王元吉に并州を棄てんことを勸めし者なり。
- 【五】 峭刻。峭峻刻薄なり。
- 【六】 李懷光云云。二百三十二卷貞元元年に見ゆ。
- 【七】 燕。姓なり。
- 【八】 臺登は嶺州に屬す。今の四川省建昌道冕寧縣の東。

州臺登谷に戰ひ、大に之を破る。斬首二千級。崖に投じ及び溺死する者、勝てて數ふ可からず。其大兵馬使乞藏遮遮を殺す。乞藏遮遮は、虜の驍將なり。既に死し、臯が攻むる所の城柵、下らざるは無し。數年にして盡く嶺州の境を復す。

易定節度使張孝忠、兵を興して蔚州を襲ひ、人畜を驅掠す。詔書して之を責む。旬を踰えて鎮に還る。

瓊州、乾封中より、山賊の陷るる所と爲る。是に至りて、嶺南節度使李復、判官姜孟京を遣はし、崖州の刺史張少遷と與に、攻めて之を拔く。

十二月庚午、回鶻の天親可汗・薨すと聞き、戊寅、鴻臚卿郭鋒を遣はし、其子を冊命して、登里羅沒密施俱錄忠貞毗伽可汗と爲す。是より先、安西北庭、皆、道を回鶻に假り、以て事を奏す。故に之と連和す。北庭は回鶻を去ること尤も近く、誅求して厭く無し。又、沙陀六千餘帳有り、北庭と相依る。及び三葛祿・白服突厥、皆、回鶻に附く。回鶻數、之を侵掠す。吐蕃、葛祿・白服の衆に因り、以て北庭を攻む。回鶻の大相頡干迦斯、兵を將ひて之を救ふ。

- 【九】 瓊州。海中の大洲上に在り。中に黎母山在り。黎人、之に居り、王賦を輸せず。所謂山賊は盡く黎人なり。
- 【一〇】 道を假る。吐蕃の隔つる所と爲り、河隴の路、通す可からず、故に道を回鶻に假り、以て入奏するなり。
- 【一】 沙陀。西突厥の別部處月種なり。金娑山の陽、蒲類海の東に居る。大碯有り、沙陀と名づく。故に自ら沙陀と號す。
- 【二】 三葛祿。葛邏祿の三部なり。一に曰はく謀刺、二に曰はく婆旬、三に曰はく踏實力、北庭の西北、金山の西に在り。白服突厥は新唐書には白眼突厥に作る。

雲南、吐蕃に貳ありと雖も、亦未だ敢て顯かに之と絶たず。壬辰、韋臯復た書を以て之を招諭す。

六年、春、詔して、岐山の無憂王寺の佛指骨を出し、迎へて禁中に置き、又、諸寺に送りて以て衆に示す。都を傾けて瞻禮し、施財巨萬なり。二月乙亥、中使を遣はし、復た故の處に葬る。

初め、朱滔、貝州に敗るるや、其棣州の刺史趙鎬、州を以て王武俊に降る。既にして罪を武俊に得、之を召せども至らず。田緒・殘忍にして、其兄朝、李納に仕へて齊州の刺史と爲る。或るひと言はく、『納、朝を魏に納れんと欲す』と。緒懼る。判官孫光佐等、緒の爲めに謀り、厚く納に賂ひ、且つ納に趙鎬を招き棣州を取らんことを説き、以て之を悦ばせ、因つて朝を京師に送らんと請ふ。納、之に従ふ。丁酉、鎬、棣州を以て納に降る。三月、武俊、其子士眞をして之を撃たしむ。克たす。

【一】朱滔が貝州に破るること、二百三十一卷興元元年に見ゆ。

回鶻の忠貞可汗の弟、忠貞を弑して自立す。其大相頡干迦斯、西して吐蕃を撃ち、未だ還らず。夏四月、次相、國人を帥ゐて篡者を殺し、而して忠貞の子阿賈を立てて可汗と爲す。年十五。

五月、王武俊、冀州に屯し、將に趙鎬を撃たんとす。鎬、其屬を帥ゐて鄆州に奔る。李納、兵を分ちて之に據る。田緒、孫光佐をして鄆州に如かしめ、詔を矯め、棣州を以て納に隸す。武俊怒り、其子士清を遣はし、貝州を伐たしめ、經城等四縣を取る。

回鶻の頡干迦斯、吐蕃と戦ひ、利あらず、吐蕃、急に北庭を攻む。北庭の人、回鶻の誅求に苦しむ、

沙陀の會長朱邪盡忠と、皆吐蕃に降る。節度使楊襲古、麾下二千人を帥ゐ、西州に奔る。六月、頡干迦斯、兵を引きて國に還る。次相、其の廢立する有らんことを恐れ、可汗と皆出でて郊迎し、俯伏し、自ら擅立の狀を陳して曰はく、『今日惟だ大相、之を死生するままなり』と。盛に郭鋒が齎す所の國信を陳ね、悉く以て之に遺る。可汗拜し且つ泣きて曰はく、『兒、愚幼なり。若し幸にして立つて阿爹と爲す。頡干迦斯、其の卑屈なるに感じ、之を持して哭し、遂に臣の禮を執り、悉く遺る所を以て從行者に頒ち、己は受くる所無し。國中、是に由りて稍安し。秋、頡干迦斯、悉く國兵數萬を擧げ、將に北庭を復せんとし、又、吐蕃の敗る所と爲り、死する者大半なり。襲古、餘衆數百を收め、將に西州に還らんとす。頡干迦斯、之を給きて曰はく、『且く我と同じく牙帳に至れ』と。既にして留めて遣らず、竟に之を殺す。安西是に由りて遂に絶え、存亡を知る莫し。而るに西州は猶ほ唐の爲めに固守す。葛祿、勝に乗じて、回鶻の浮圖川を取る。回鶻・震恐し、悉く西北の部落を牙帳の南に遷し、以て之を避け、達北特勒梅録を遣はし、郭鋒に隨つて偕に來り、忠貞可汗の喪を告げ、且つ冊命を求めしむ。是より先、回鶻の使者、中國に入り、禮容驕慢なり。刺史皆之と鈞禮す。梅録、豐州に至る。刺史李景略、氣を以て之に加へんと欲し、梅録に謂つて曰は

【二】去年、唐、郭鋒を遣はして忠貞可汗を冊す。
【三】北庭既に吐蕃に陥り、安西の路絶ゆ。故に其音問を知る莫きなり。
【四】浮圖川。烏德韃山の西北に在り。